

令和7年度～令和11年度

第5期志木市地域福祉計画

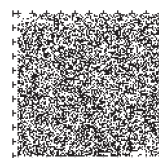
第2期志木市再犯防止推進計画

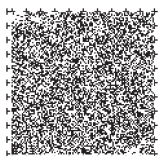
第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画



令和7年3月
志木市

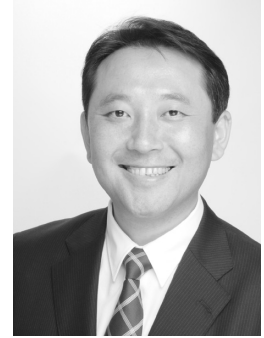
右のマークは音声コード
「Uni-Voice」です。専用
アプリなどで読み取ると、
内容を音声で聞くことが
できます。





はじめに

このたび本市では、福祉に関わる分野ごとの施策を総合的に推進し、また、令和5年4月に施行した志木市地域共生社会を実現するための条例に基づく地域づくりをさらに進めていくため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画」「第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。



現在、我が国においては、人口減少、少子高齢化、社会の経済活動の変化、デジタル技術の進歩など、暮らしが大きく変化していく中で、多様化する福祉ニーズへの対応、地域コミュニティの再構築、担い手の確保などが叫ばれていることを受け、地域住民や地域の多様な主体が分野を超えて横断的につながり、重層的な支援体制を整備していくことを目指しているところです。

本計画では、前計画の取組成果である「福祉の相談窓口」を担う基幹福祉相談センターをさらに充実させるため、重層的な支援体制整備の推進を盛り込んでいます。また、成年後見制度の利用促進については、市民後見人の活躍の場をさらに拡充できるような展開を盛り込んでおり、いずれの事業展開についても地域共生社会の実現の一端を担うことから、地域福祉計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画を合冊として策定しております。

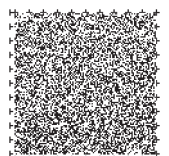
本計画や志木市地域共生社会を実現するための条例が示す地域共生社会の実現のために、これからの50年を見据えた「選ばれる自治体」を目指し、さらなる前進を続けてまいりますので、引き続き市民の皆様、関連する団体や事業者の皆様にお力添えをいただければと存じます。

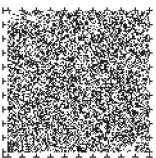
結びに本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、専門職及び関係者の皆様、また熱心なご協議とともに貴重なご意見・ご提言を賜りました地域福祉推進委員会委員の皆様、成年後見制度利用促進審議会委員の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

志木市長

香川 武文

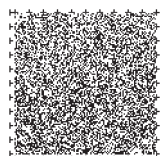




目 次

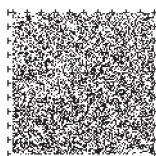
【第5期志木市地域福祉計画・第2期志木市再犯防止推進計画】

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景.....	1
2	本計画とSDGs(持続可能な開発目標)の関係.....	2
3	地域福祉等をめぐる国の動向と本市の方向性.....	3
4	計画の位置づけ.....	5
5	計画の期間.....	6
第2章	志木市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	7
1	統計からみえる現状.....	7
2	市民アンケート調査の結果から見える現状.....	14
3	前期計画の重点的取組の評価と課題のまとめ.....	27
第3章	計画の目指す方向性.....	29
1	基本理念.....	29
2	基本目標.....	30
3	計画の体系.....	31
4	重点的な取組.....	32
第4章	基本目標及び基本施策ごとの取組.....	35
基本目標1	わかりあい、支えあいのあるまちづくり.....	35
基本施策1	市民力との協働による地域生活課題への対応.....	35
基本施策2	地域活動への参加促進.....	38
基本施策3	地域福祉の担い手の発掘・育成・定着.....	40
基本施策4	支え合いの地域づくり.....	42
基本目標2	誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり..	45
基本施策1	重層的な支援体制の充実.....	45
基本施策2	生活困窮者等の自立のための環境づくり.....	51
基本施策3	再犯防止の支援(再犯防止推進計画).....	53
基本施策4	ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策.....	56
基本目標3	安全・安心に暮らせるまちづくり.....	59
基本施策1	災害時対策の推進.....	59
基本施策2	防犯・事故対策の推進.....	62
基本施策3	安全な移動手段の確保と道路環境の整備.....	63
基本施策4	快適な生活環境の推進.....	65



【第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画】

第1章	計画の策定にあたって.....	67
1	計画の策定背景.....	67
2	計画の位置づけ.....	68
	(1) 法的根拠.....	68
	(2) 計画の位置づけ.....	68
3	計画策定のための取組と体制.....	69
	(1) 「志木市成年後見制度利用促進審議会」による審議.....	69
	(2) 市民アンケート調査等の実施と市民意見の公募結果の反映等.....	69
第2章	志木市の現状と課題.....	70
1	成年後見制度に関する取組状況.....	70
	(1) 相談支援.....	70
	(2) 市民後見人の育成及び担い手.....	70
	(3) 地域連携ネットワーク体制.....	70
2	志木市の成年後見制度の利用ニーズの現状.....	71
	(1) 市民アンケート調査結果.....	71
	(2) 専門職及び関係者調査結果.....	72
第3章	計画の目指す方向性.....	74
1	基本理念.....	74
2	基本目標.....	74
	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進.....	74
	(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等.....	74
3	施策体系.....	75
第4章	施策の展開（目標達成に向けた実行計画）.....	76
1	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進.....	76
	実行計画1-1 包括的・多層的なネットワークの構築.....	76
	実行計画1-2 実施体制のさらなる充実.....	78
	実行計画1-3 市民後見人の育成及び担い手の確保.....	80
	実行計画1-4 利用者の把握と早期発見・早期支援.....	83
2	尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等.....	85
	実行計画2-1 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施.....	85
	実行計画2-2 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供.....	87
	実行計画2-3 安全・安心な制度運用のための関係機関との連携.....	89
	実行計画2-4 制度理解と地域の見守り等.....	91



**【第5期志木市地域福祉計画・第2期志木市再犯防止推進計画・第3期志木市成年後見
制度利用促進基本計画】**

第5章	計画の推進	95
1	計画の推進体制	95
2	計画の進行管理	95
資料		96
1	志木市地域福祉推進委員会設置規程	96
2	志木市地域福祉推進委員会委員名簿	98
3	志木市成年後見制度の利用を促進するための条例	99
4	志木市成年後見利用促進審議会委員名簿	101
5	計画策定経過	102
6	志木市地域共生社会を実現するための条例	103
7	市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果	105
8	用語解説	106

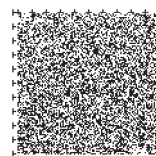
コラム

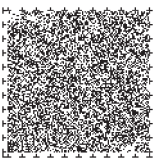
【志木市地域福祉計画・志木市再犯防止推進計画】

N0. 1	基幹福祉相談センター	36
N0. 2	志木市ホッとあんしん見守りネットワーク	37
N0. 3	生活支援体制整備事業	39
N0. 4	フレイル予防プロジェクト	50
N0. 5	地域の「しょく（食・職）場づくり」担い手育成・ 食育推進事業	50
N0. 6	フードバンク事業の充実	52

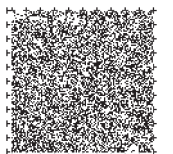
【志木市成年後見制度利用促進基本計画】

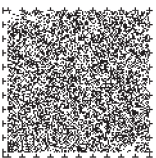
N0. 7	任意後見制度	73
N0. 8	市民後見人、市民後見人のつどい	82
N0. 9	成年後見制度等利用促進調整会議	82
N0. 10	成年後見制度出前講座	90





**第5期志木市地域福祉計画
第2期志木市再犯防止推進計画**





第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

国では、高齢化や単身世帯の増加、地域における支え合い機能の低下、社会的な孤独・孤立の問題など、さまざまな生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会の実現」に向けた体制整備を進めています。この地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業が、令和3年4月からスタートしています。

本市では、令和2年度に「第4期志木市地域福祉計画」（以下「第4期計画」）を策定し、基本理念である「みんなつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」に向けて、「支え合いのあるまちづくり」「誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり」「安全・安心に暮らせるまちづくり」の3つの目標掲げて、各種施策を展開してきました。

また、本市では、みんなが互いにつながり、生き方や個人を尊重し合い、支え合うことで、すべての人が安心して、生活できることを目指し、令和5年4月に「志木市地域共生社会を実現するための条例」（「通称」まるごとつながる福祉推進条例）を制定しました。

第4期計画は令和6年度をもって計画期間が終了となるため、これまでの取組における成果と課題を踏まえ、新たに「第5期志木市地域福祉計画」を策定します。本地域福祉計画を推進することで、地域共生社会の実現を目指します。

2023 年（令和5年）4月施行

がいようばん
概要版

し き し ちいききょうせいしゃかい じつげん じょうれい
志木市地域共生社会を実現するための条例

さ さ
わかりあい 支えあい

だれ かがや しゃ かい
誰もが輝く社会へ

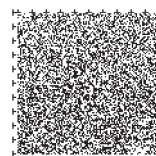
「通称」
まるごとつながる
福祉推進条例



ちいききょうせいしゃかい なん
地域共生社会って何だろう？

こどもや障がい者、高齢者のほか、日々の生活に困難を抱えている人も、そうではない人も、みんながお互いのことを理解し、支え合うことで幸せに暮らすことのできる社会をいいます。

資料：志木市地域共生社会を実現するための条例 パンフレット（概要版）表紙上部



2 本計画とSDGs(持続可能な開発目標)の関係

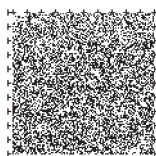
本市では、SDGsの達成に貢献するため、市の総合的な計画である志木市将来ビジョン（第5次志木市総合振興計画）後期実現計画において、すべての施策にSDGsの考え方を反映するとともに、市民や企業などと連携した取組により、持続可能なまちづくりを進めています。

本計画においても、開発目標1、3、4、8、10、11、16、17を達成するために、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域生活課題の解決に向けた福祉のまちづくり、地域共生社会を推進し、SDGsの達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【関連するSDGsの目標】



3 地域福祉等をめぐる国の動向と本市の方向性



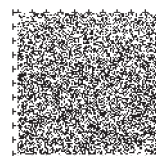
資料：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

(1) 重層的な支援体制の整備

国では、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」が施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本市では包括的な支援体制を構築するために、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施していきます。令和7年度は重層的支援体制整備移行準備事業を実施し、令和8年度は重層的支援体制整備事業を実施する予定です。



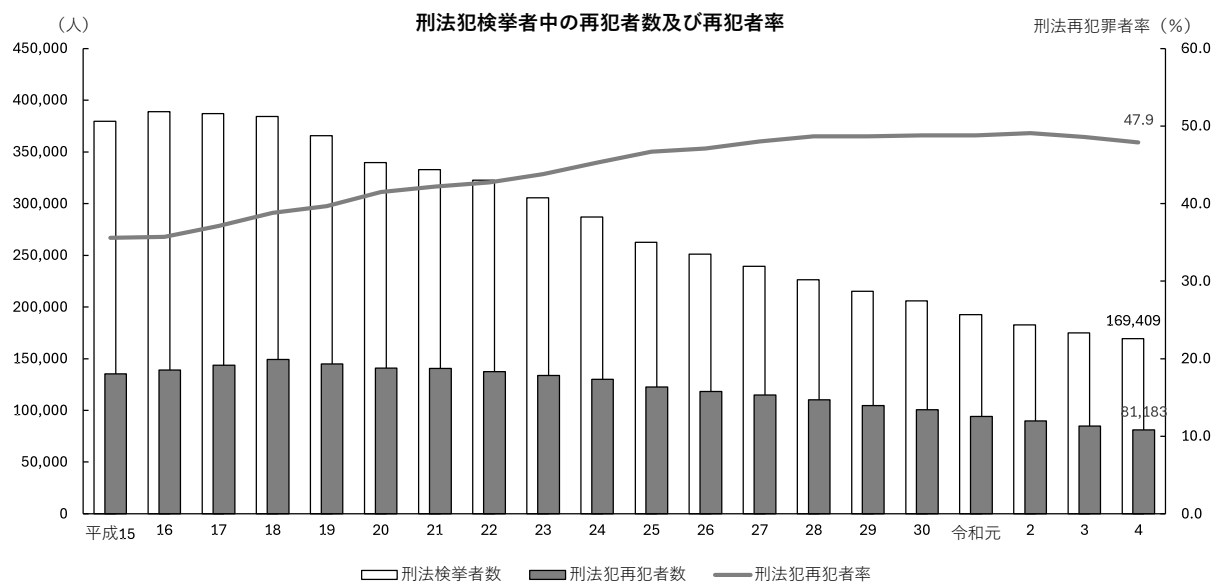
(2) 再犯防止推進計画

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行されました。

この推進法において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することとされ、これを受け、平成29年12月に「第一次再犯防止推進計画」(平成30年度～令和4年度)が閣議決定されました。この計画では、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的の達成を目指しています。

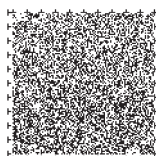
その後、第一次再犯防止推進計画下における取組状況や成果の検証、今後の課題が整理され、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」(令和5年度～令和9年度)が閣議決定されました。第二次再犯防止推進計画においては、7つの事項を重点課題(①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動の促進、⑥地域による包摂の推進、⑦再犯防止に向けた基盤の整備)として進められています。

警察庁・犯罪統計によれば、刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成19年以降、毎年減少しています。一方刑法犯再犯者率は、初犯者数の大幅な減少もあり、上昇傾向にありましたが、令和3年からは減少に転じています。



資料：令和五年度 再犯防止推進白書

志木市では、国が定める第二次再犯防止推進計画や県が定める第二期埼玉県再犯防止推進計画を踏まえつつ、前期と同様に再犯防止を推進していきます。



4 計画の位置づけ

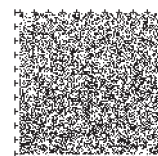
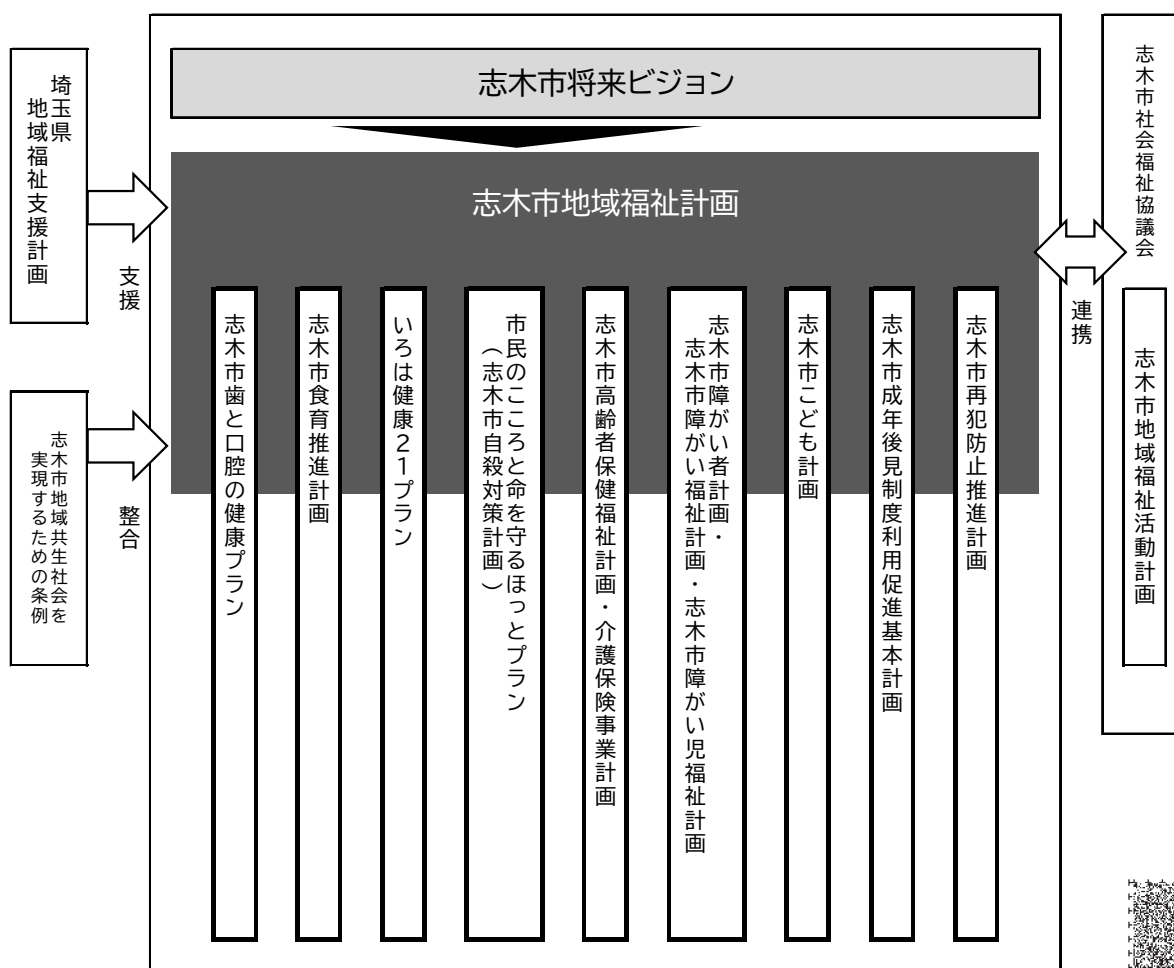
本計画は、社会福祉法第4条（地域福祉の推進）の規定に基づく地域福祉の推進を目的とした行政計画であり、同法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。

本計画は、本市のまちづくりの方向性を示した「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）」を上位計画とする、個別計画として位置付けられるとともに、福祉関連分野の個別計画として策定された高齢者に関する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、障がい者（児）に関する「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、子ども・若者施策を総合的に推進するための「こども計画」と社会福祉法上の地域福祉の理念を共有し、地域における社会福祉の推進に係る施策を横断的に取り扱う計画とします。

あわせて、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を一体的に策定し、推進していきます。

また、令和5年4月に制定した「志木市地域共生社会を実現するための条例」では、みんながつながり、誰もが安心して自分らしく暮らせるまち、住み続けたいまちの実現を目指しており、条例を通じて、本計画の推進を図ります。

さらに、志木市社会福祉協議会が策定する地域住民や福祉活動団体など、地域福祉の担い手となる民間の主体的な活動・行動計画である「志木市地域福祉活動計画」と連携・協力を図ります。

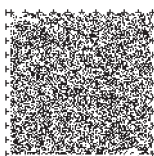


5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としています。

ただし、期間内であっても、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画名	年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
志木市将来ビジョン		第5次（2016～2025）						第6次（2026～2035）			
志木市地域福祉計画		第4期					第5期				
志木市再犯防止推進計画		第1期					第2期				
志木市成年後見制度利用促進 基本計画		第2期					第3期				
志木市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画		第8期			第9期			第10期			
志木市障がい者計画		第4期				第5期					
志木市障がい福祉計画		第6期				第7期			第8期		
志木市障がい児福祉計画		第2期				第3期			第4期		
志木市こども計画						第1期					
志木市子ども・子育て支援事業計画		第2期					第3期				
いろは健康21プラン		第4期				第5期（2024～2035）					
志木市食育推進計画		第2期				第3期（2024～2035）					
志木市歯と口腔の健康プラン		第2期				第3期（2024～2035）					
市民のこころと命を守るほっとプラン （志木市自殺対策計画）		第1期				第2期（2024～2035）					
志木市地域福祉活動計画		第5次					第6次				



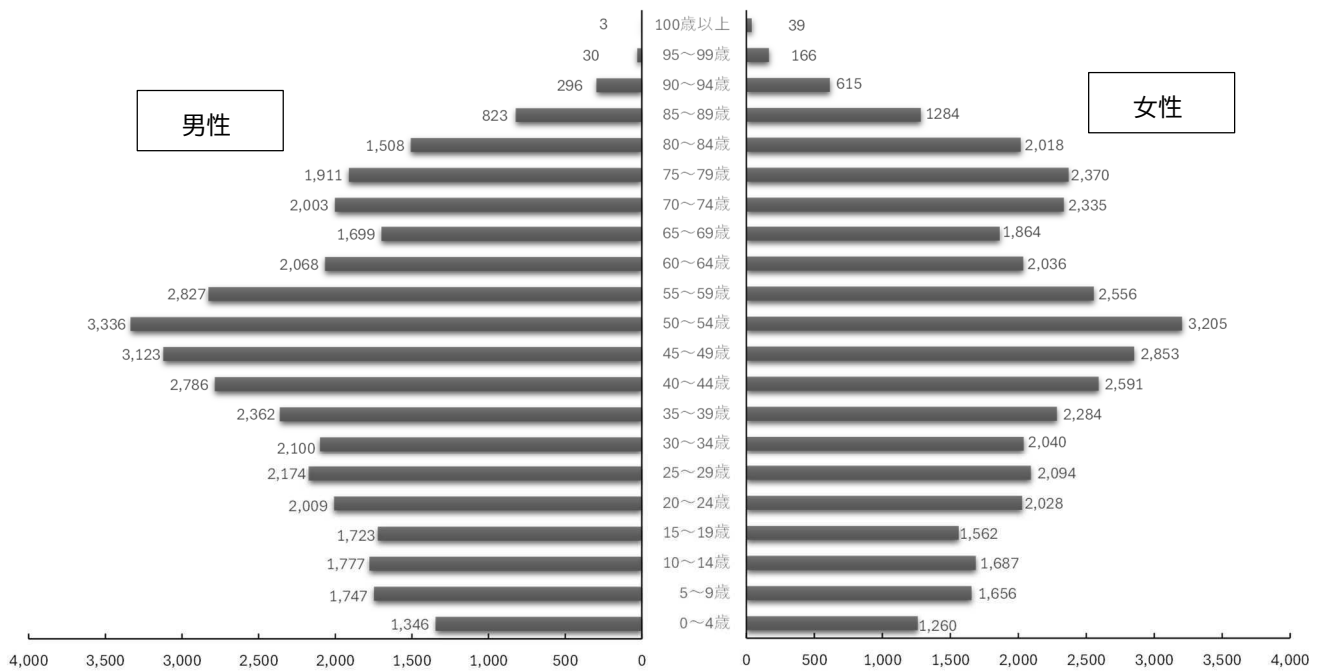
第2章 志木市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計からみえる現状

(1) 人口の状況

① 人口ピラミッド

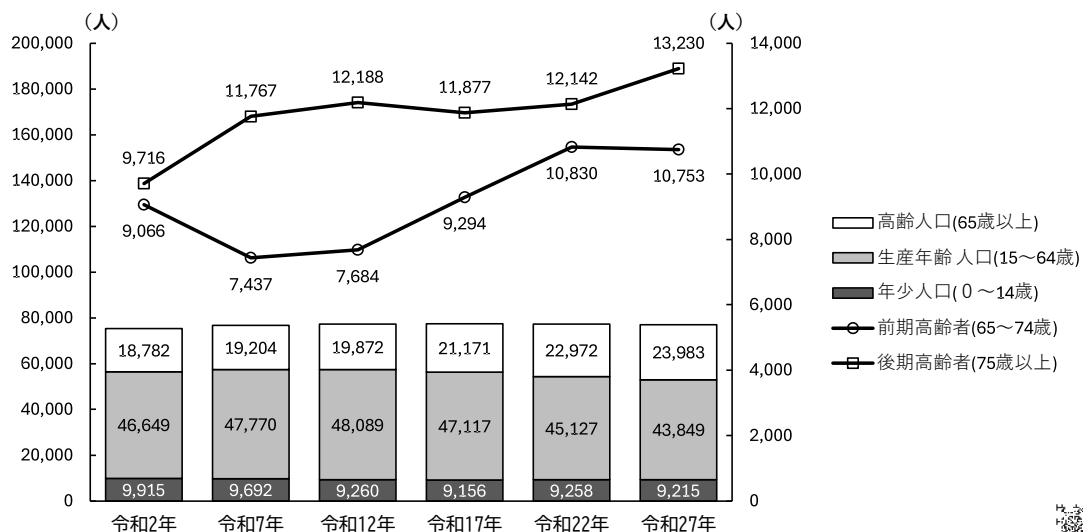
人口ピラミッドでみると、男女とも50～54歳をピークに減少、その後70代でまたピークを迎えています。高齢層では女性の人数のほうが多くなっています。



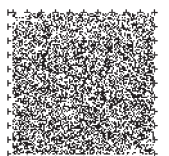
資料：志木市年齢・男女別人口資料（2024年4月30日時点）

② 年齢区分別人口の推移・推計

将来推計人口によれば、高齢人口は増加の一途で、特に後期高齢者人口が前期高齢者を上回る状態が続くと予想されています。



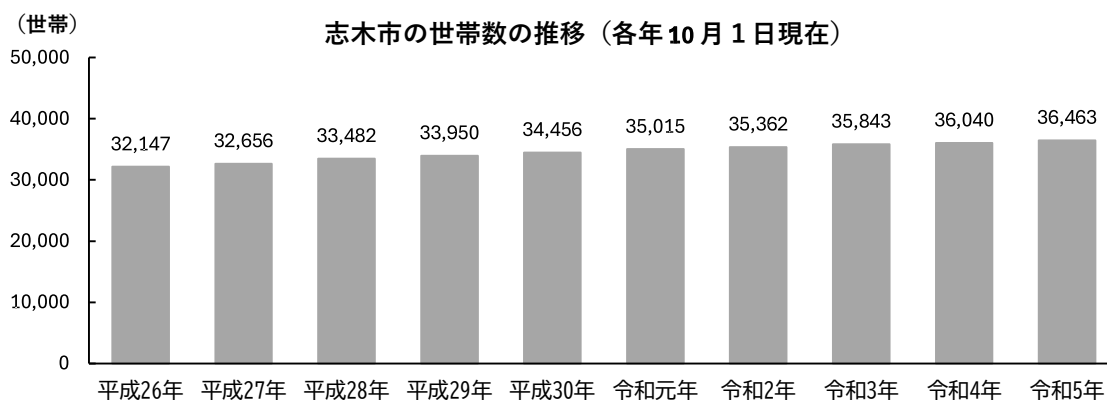
資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）



(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

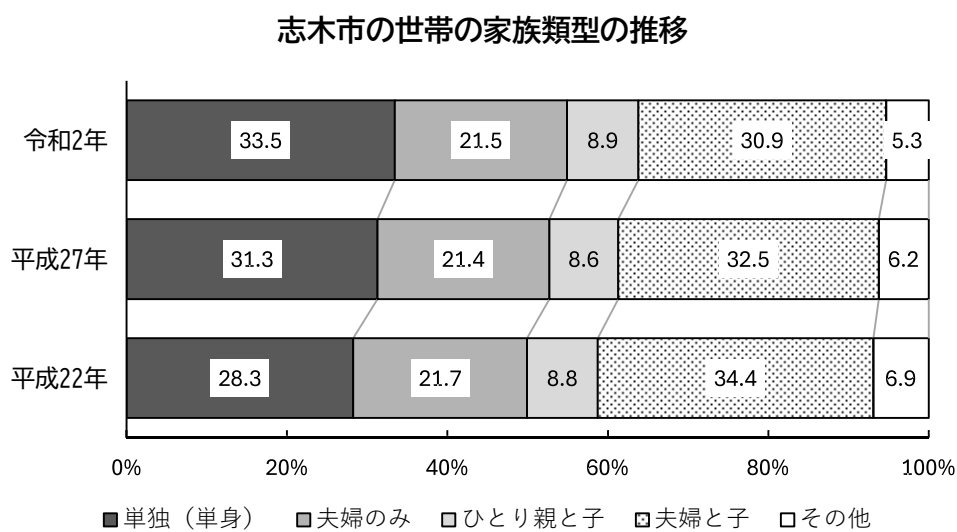
世帯数の推移をみると、令和5年で36,463世帯と増加傾向が続いています。



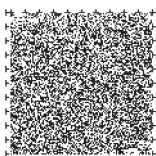
資料：志木市人口の推移資料

② 世帯の家族類型の推移

世帯の家族類型の推移をみると、「単独（単身）」世帯が増加傾向にある一方、「夫婦と子」世帯は減少傾向となっています。

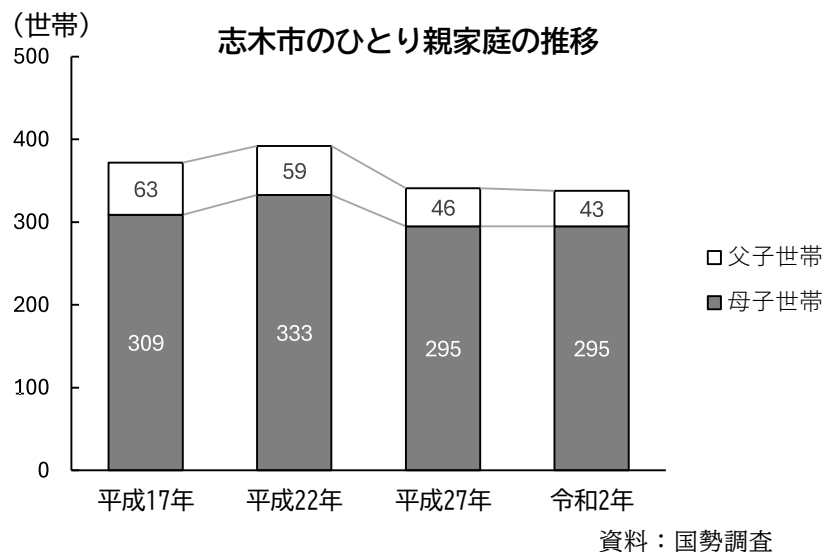


資料：国勢調査



③ ひとり親家庭の推移

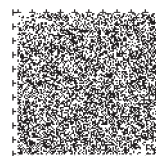
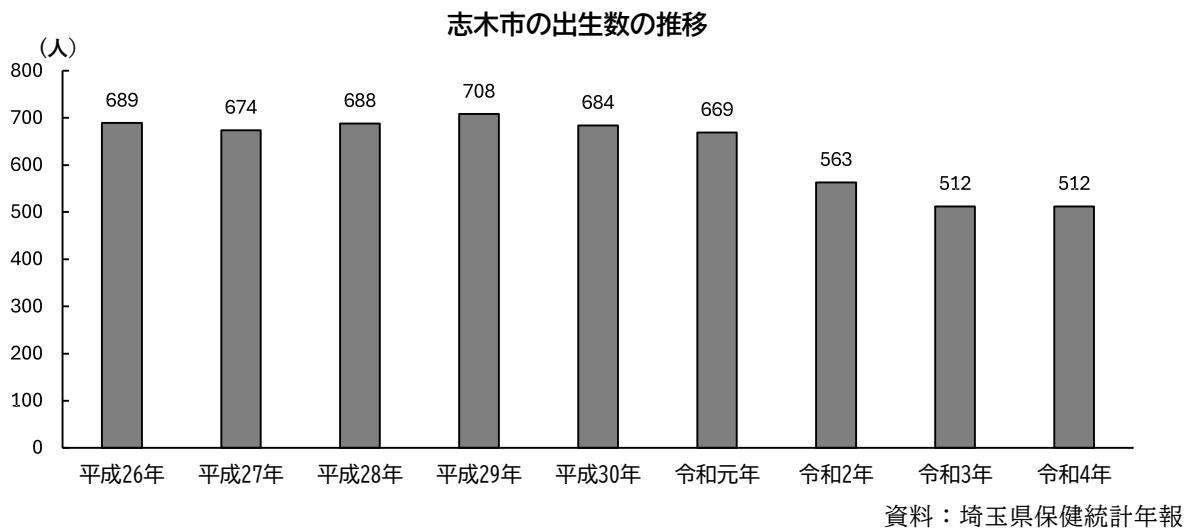
ひとり親家庭の推移をみると、母子世帯の割合が9割弱と多いですが、母子世帯・父子世帯数はほぼ横ばいの状況となっています。



(3) 少子化社会の状況

① 出生数の推移

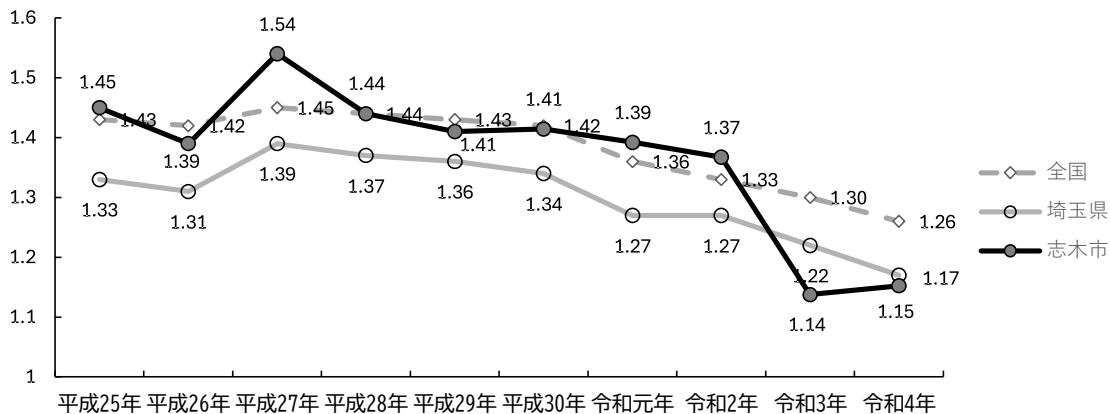
出生数の推移をみると、平成29年以降、減少傾向が続いています。



② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、全国、埼玉県、本市とも平成27年から減少傾向が続いています。令和元年～令和2年は全国、埼玉県より高く推移しましたが、令和3年に全国、埼玉県よりも低くなりました。

合計特殊出生率の推移（全国・埼玉県・志木市）



資料：埼玉県保健統計年報

(4) 健康の状況

志木市の健康指標をみると、2023（令和5）年度版によれば、65歳健康寿命は、男性の場合県内16位、女性の場合県内6位となっています。

平均寿命と健康寿命（2022年）

単位：年

項目	総数	男	女
平均寿命（0歳平均余命）	—	81.86	88.22
65歳平均余命	—	19.98	24.88
65歳健康寿命	—	18.43	21.56
65歳要介護期間	—	1.56	3.32
要介護等認定率（65歳以上）	16.4%	12.6%	19.3%

埼玉県を1とした健康指数

項目	概要
出生率	1.2
合計特殊出生率	1.1 ※ 合計特殊出生率は1.27で、埼玉県の1.1倍です。
平均寿命（男）	1.0
平均寿命（女）	1.0
健康寿命（男）	1.0 ※ 健康寿命（男性）は、県内16位です。
健康寿命（女）	1.0 ※ 健康寿命（女性）は、県内6位です。
一人当たり診療費（全体）	1.0 ※ 一人当たり診療費（全体）は280,665円で、埼玉県の1.0倍です。
高齢化率	0.9 ※ 高齢化率は24.8%で、埼玉県の0.9倍です。
75歳以上人口割合	1.0 ※ 75歳以上人口割合は12.8%で、埼玉県の1.0倍です。
一人暮らしの高齢者	1.0
標準化死亡比（悪性新生物）	1.0 ※ 三大疾患のうち、埼玉県より標準化死亡比が高いのは悪性新生物です。
標準化死亡比（心疾患）	0.9 埼玉県より標準化死亡比が低いのは心疾患、脳血管疾患です。
標準化死亡比（脳血管疾患）	0.7
標準化死亡比（肺炎）	0.9
標準化死亡比（自殺）	0.8
標準化死亡比（不慮の事故）	0.9

(資料)

一人当たり診療費：国民健康保険事業状況（2021年度）

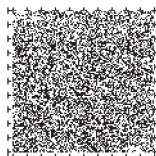
高齢化率・75歳以上人口の割合・一人暮らしの高齢者：国勢調査（2020年）

平均寿命・健康寿命：埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」（2022年）

標準化死亡比：埼玉県の年齢調整死亡率とSMR算出ソフト「スマール君」（2018年～2022年）

出生率・合計特殊出生率：「ツール君」（2018年～2022年）

資料：埼玉県「地域別健康情報」



(5) 高齢者の状況

① 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、調査ごとに上昇しており、将来的にも増加が続くと予想されています。また前期・後期別高齢者の人数をみると、2020（令和2）年には後期高齢者（75歳以上）の人数が前期高齢者（65～74歳）を上回り、その後もその状態が続くと予想されています。

高齢化の推移と将来推計

単位：人

	国勢調査人口			将来推計人口					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総人口	69,611	72,676	75,346	76,666	77,221	77,444	77,357	77,047	76,611
高齢化率	19.4%	23.7%	24.8%	25.0%	25.7%	27.3%	29.7%	31.1%	32.1%
高齢者人口（65歳以上）	13,523	17,191	18,689	19,204	19,872	21,171	22,972	23,983	24,618
前期高齢者（65～74歳）	8,470	9,749	9,016	7,437	7,684	9,294	10,830	10,753	9,675
後期高齢者（75歳以上）	5,053	7,442	9,673	11,767	12,188	11,877	12,142	13,230	14,943

2020年までは国勢調査、2025年以降は「日本の市町村別将来推計人口（2023年推計）」

資料：埼玉県「地域別健康情報」

② 一人暮らし高齢者世帯数の推移

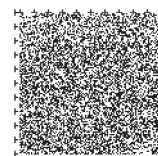
一人暮らし高齢者世帯数の推移をみると、調査ごとに上昇しており、将来的にも増加が続くと予想されています。性別で比較すると、2020（令和2）年で男性の一人暮らし1,105人に対し、女性2,182人と、女性のほうが男性の約2倍となっています。

一人暮らしの高齢者の動向

単位：人

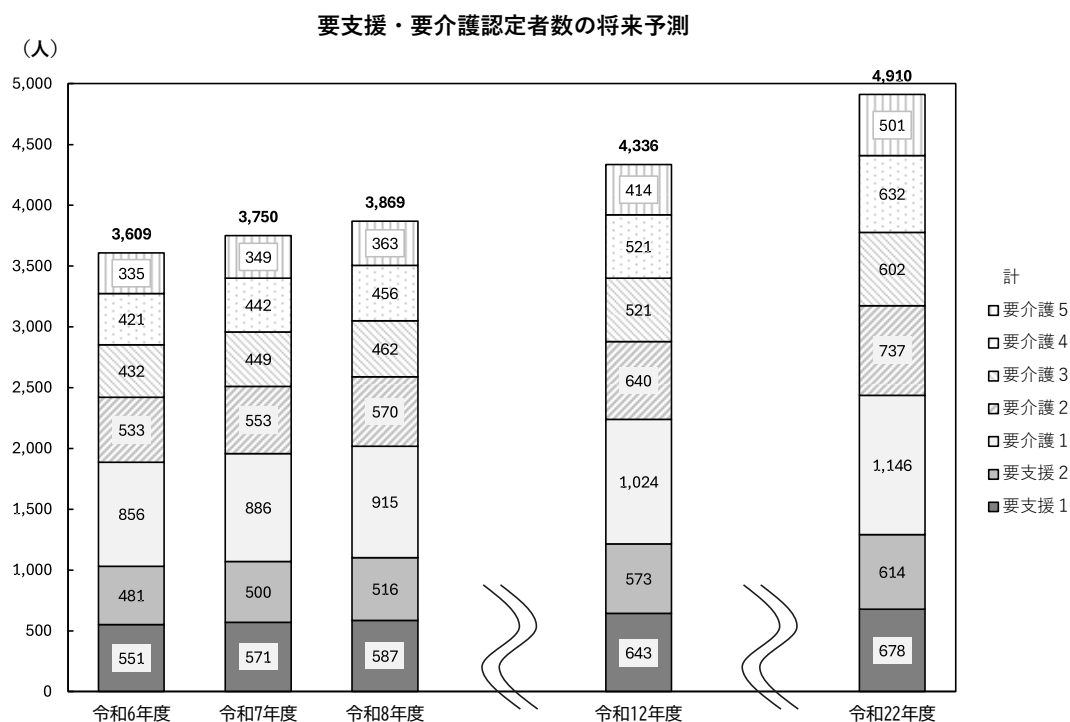
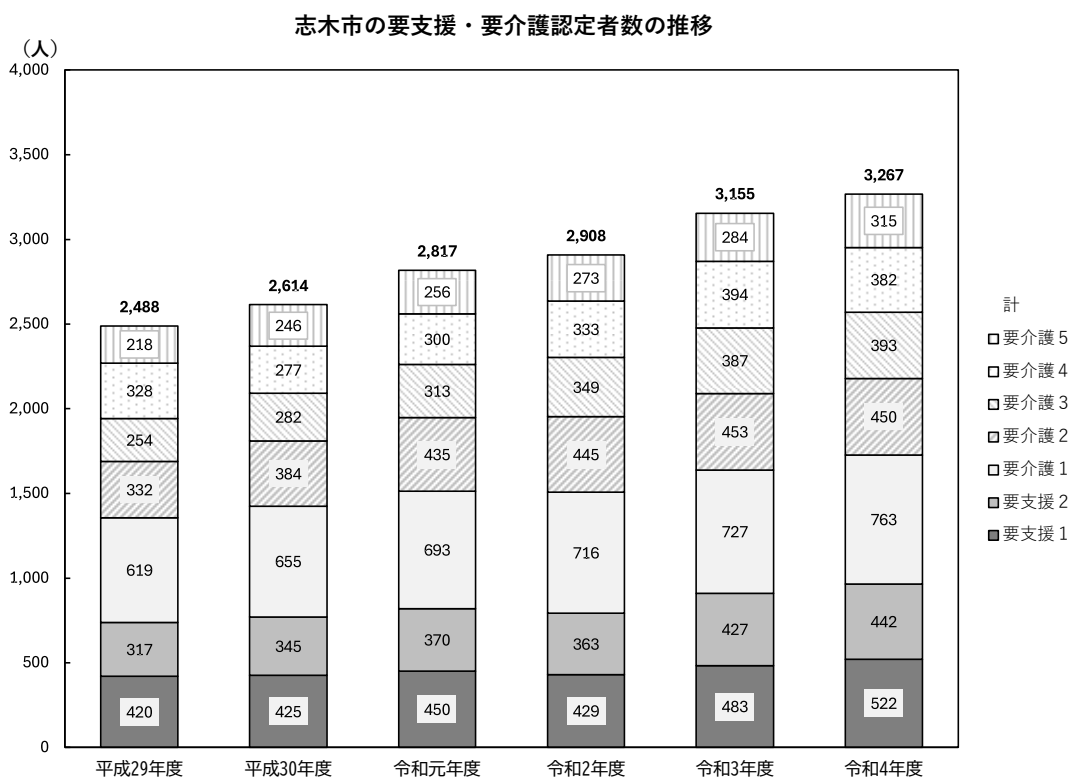
		2005年	2010年	2015年	2020年
総数	一人暮らしの者	1,388	1,962	2,742	3,287
	高齢者に占める割合	13.4%	14.5%	16.0%	17.6%
男	一人暮らしの者	428	640	921	1,105
	高齢者に占める割合	8.8%	10.2%	11.8%	13.4%
女	一人暮らしの者	960	1,322	1,821	2,182
	高齢者に占める割合	17.5%	18.3%	19.4%	20.8%

資料：埼玉県「地域別健康情報」

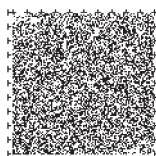


③ 要支援・要介護認定者数の状況

本市の要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を除く）は、毎年増加しており、令和4年度時点で3,267人となっています。将来予測について、令和8年度に3,869人となっており、今後も毎年増加するものと見込まれます。



資料：上表の推移は厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム、下表の将来予測は長寿応援課 推計



(6) 障がい者の状況

① 障がい者手帳所持者数の推移

本市の障がい者数（令和5年3月31日現在手帳所持者数）は、全体で3,200人となっており、総人口に占める割合は4.2%であり、平成30年と比べて、357人（12.6%）増加しています。また、障がい者数の内訳は、身体障がい者が1,912人、知的障がい者が502人、精神障がい者が786人となっており、全体に占める割合は、身体障がい者は59.8%、知的障がい者は15.7%、精神障がい者は24.6%となっています。

障がい者手帳所持者数と総人口

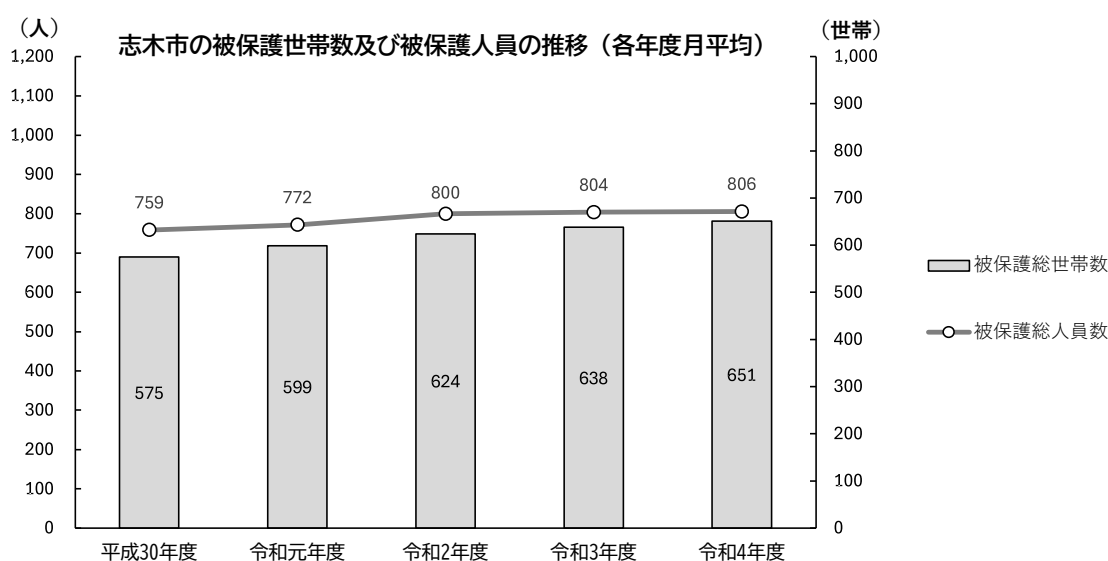
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口（人）		76,189	76,365	76,445	76,601	76,374	76,463
身体障害者手帳	手帳所持者数(人)	1,854	1,869	1,898	1,901	1,897	1,912
	構成比	65.2%	63.8%	63.5%	62.6%	60.9%	59.8%
療育手帳	手帳所持者数(人)	425	436	450	463	482	502
	構成比	14.9%	14.9%	15.1%	15.3%	15.5%	15.7%
精神保健福祉手帳	手帳所持者数(人)	564	625	639	671	737	786
	構成比	19.8%	21.3%	21.4%	22.1%	23.7%	24.6%
合計	手帳所持者数(人)	2,843	2,930	2,987	3,035	3,116	3,200
	総人口比	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%	4.1%	4.2%

資料：手帳所持者数は各年3月31日時点
総人口は住民基本台帳各年3月31日時点

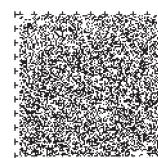
(7) 生活保護の状況

① 被保護世帯数及び被保護人員の推移

被保護世帯、被保護人員とも微増しています。



資料：埼玉県的生活保護



2 市民アンケート調査の結果から見える現状

(1) 調査の概要

市では、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、「第5期志木市地域福祉計画・第2期志木市再犯防止推進計画・第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するにあたり、市民の福祉に対する考え方、地域での関わりなど実態を把握し、基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

また、志木市のこれからの地域福祉を推進していく上で、福祉の専門職及び関係者としての視点で、日頃の業務を通して捉えている地域の課題や他団体などとの連携、ひきこもり支援、再犯防止啓発事業、成年後見制度及び今後の福祉施策について、現場からの声を幅広くお聞きするため、専門職などに向けたアンケート調査も実施しました。

(調査期間：令和6年7月8日(月)から7月26日(金))

【市民アンケート調査】

調査対象者	市在住の18歳以上の人の中から、無作為に1,200人を抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWEB回答併用 ナッジ理論※活用により調査票を作成
配付・回収	配付数 1,200人 回収数 446人(回収率37.2%・前回より4.5ポイント減)

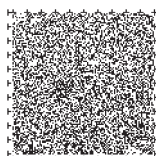
【専門職及び関係者調査】

調査対象者	専門職及び関係者(高齢・障がい・子育て・生活困窮者分野の専門職や民生委員・児童委員、母子保健推進員など)を300人抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWEB回答併用 ナッジ理論※活用により調査票を作成
配付・回収	配付数 300人 回収数 204人(回収率68.0%・前回より25.7ポイント増)

※ナッジ理論とは、行動理論の一種で行動を宣言したり強制したりせずにとっとしたきっかけを与え、本人が無意識のうちに行動を起こす選択をするように誘導することです。

今回の調査票では、回収率を高めるため、案内を回答者の目に付きやすいデザインにする、読む負担を減らすシンプルなレイアウトにする、必要な情報を絞り込んだ分かりやすい説明文にするなどの工夫を行い、回収率の向上に努めました。

図表中のnは回答数です。また、構成比%は小数点2桁以下を四捨五入して表示しているため、すべての割合を足しても100%にならないこともあります。



(2) 調査結果の概要

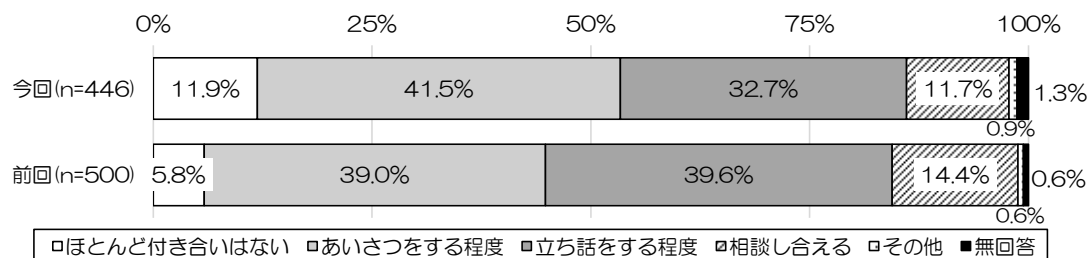
① 地域共生社会、地域活動への参加、支え合いなどに関すること

【市民アンケート】

■近所の人との付き合いの程度について

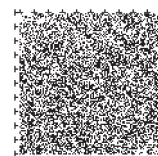
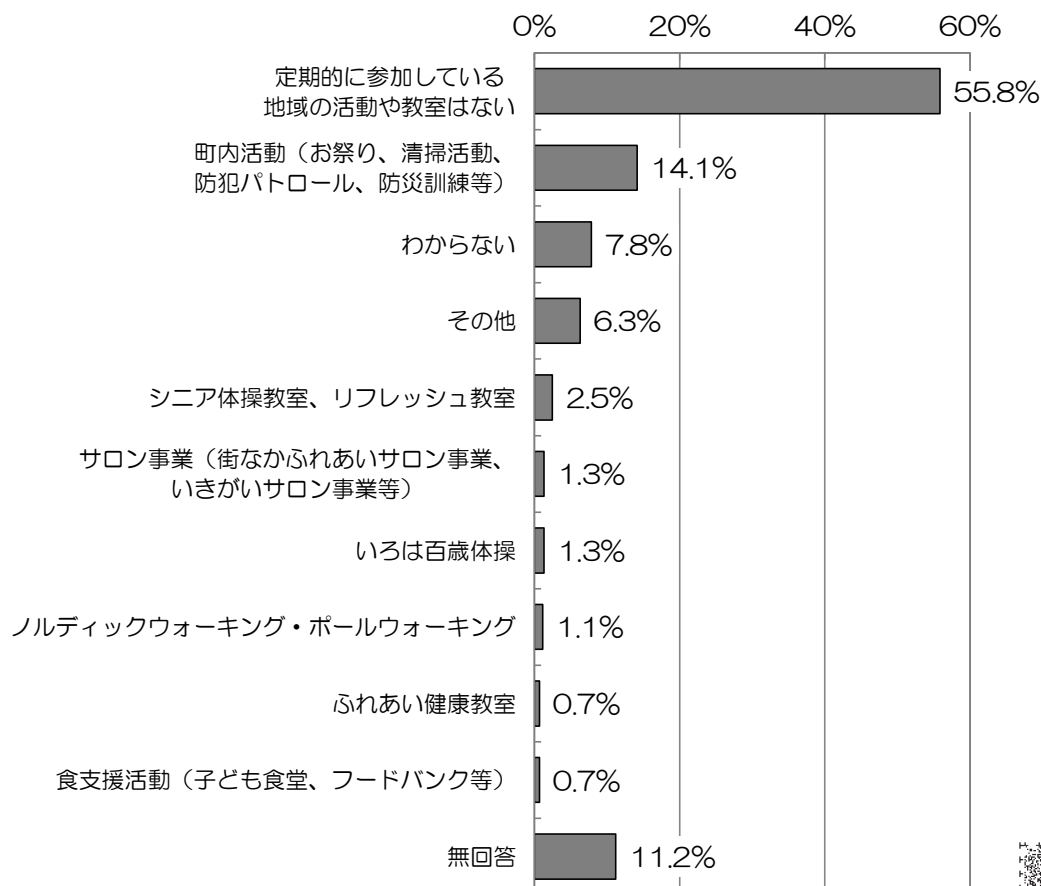
近所の人との付き合いの程度では、「あいさつをする程度」が41.5%で最も多く、次いで「立ち話をする程度」(32.7%)の順となっています。

前回調査との経年比較では、「ほとんど付き合いはない」「あいさつをする程度」の割合は増加し、「立ち話をする程度」「相談し合える」の割合は減少しました。



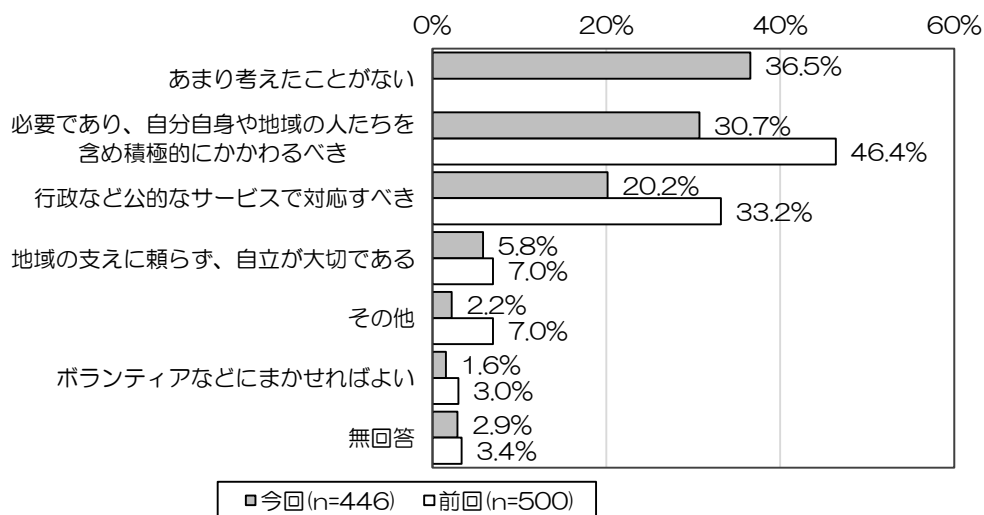
■定期的に参加している地域の活動や各種教室などについて

定期的に参加している地域の活動や各種教室などでは、「定期的に参加している地域の活動や教室はない」が55.8%で最も多く、次いで「町内活動」(14.1%)の順となっています。



■地域での支え合いの考え方について

地域での支え合いの考え方では、「あまり考えたことがない」が36.5%で最も多く、次いで「必要であり、自分自身や地域の人たちを含め積極的にかかわるべき」(30.7%)、「行政など公的なサービスで対応すべき」(20.2%)の順となっています。

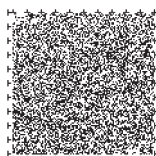
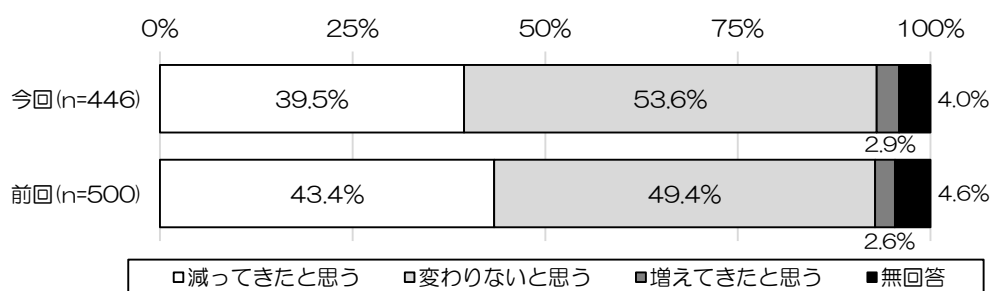


※選択肢「あまり考えたことがない」は2024年度のみ

■地域共生社会を進めている中で障がい者を理由とした差別や偏見について

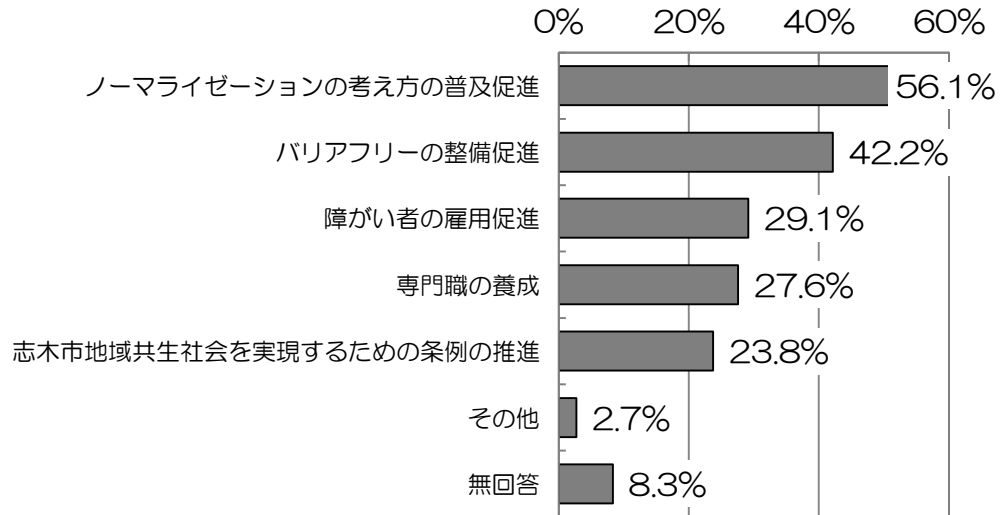
障がい者を理由とした差別や偏見の変化では、「変わらないと思う」が53.6%で最も多く、次いで「減ってきたと思う」(39.5%)、「増えてきたと思う」(2.9%)の順となっています。

前回調査との経年比較では、「変わらないと思う」の割合は増加し、「減ってきたと思う」の割合は減少しました。



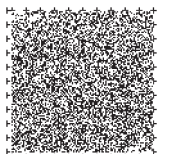
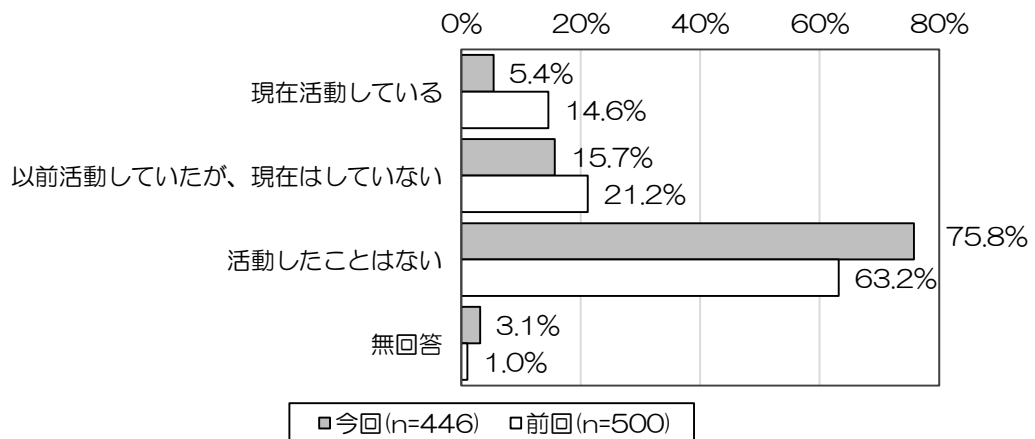
■地域共生社会を進めていく上で必要なことについて

地域共生社会を進めていく上で必要なことでは、「ノーマライゼーションの考え方の普及促進」が56.1%で最も多く、次いで「バリアフリーの整備促進」(42.2%)の順となっています。



■ボランティア活動の経験について

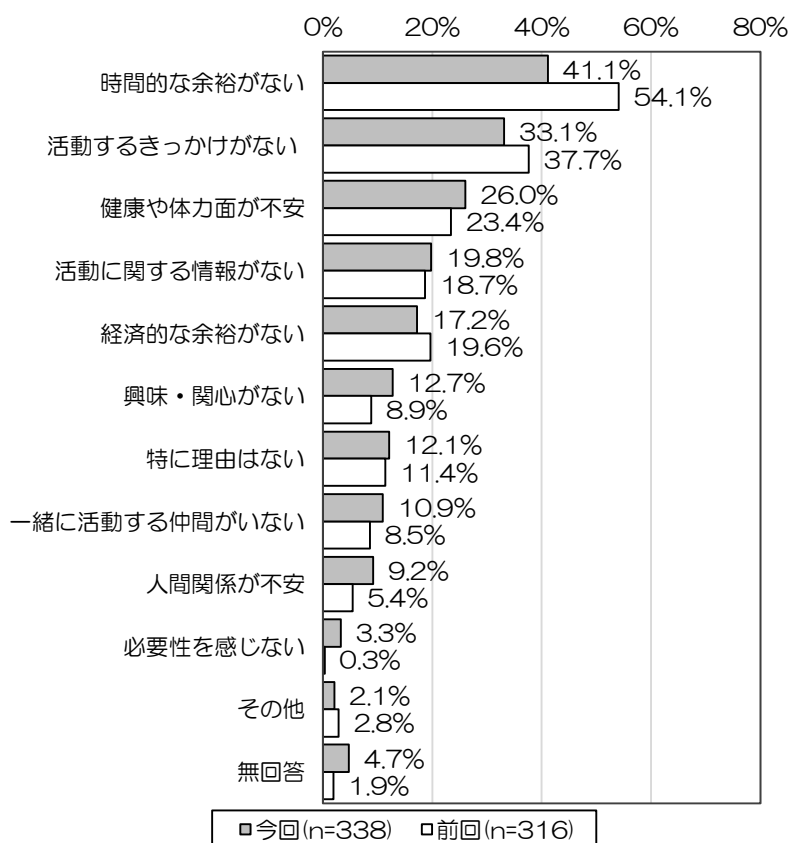
ボランティア活動の経験では、「現在活動している」が5.4%、「以前活動していたが、現在はしていない」が15.7%、「活動したことはない」が75.8%となっています。前回調査との経年比較では、「活動したことはない」の割合が増加しています。



■ボランティア活動をしたことがない理由について

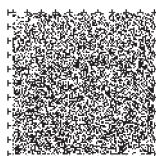
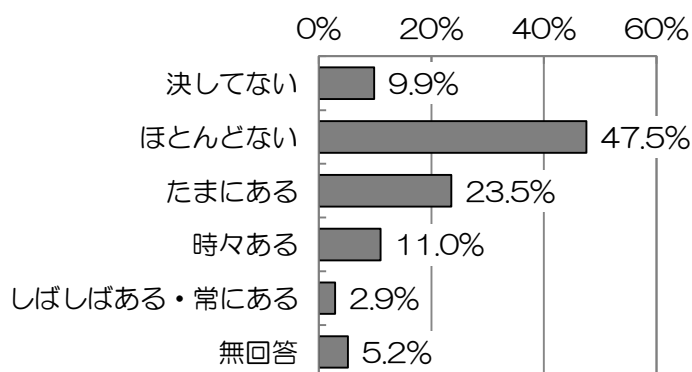
ボランティア活動をしたことがない理由では、「時間的な余裕がない」が41.1%で最も多く、次いで「活動するきっかけがない」(33.1%)、「健康や体力面が不安」(26.0%)の順となっています。

前回調査との経年比較では、「興味・関心がない」「健康や体力面が不安」「一緒に活動する仲間がいない」「活動に関する情報がない」「人間関係が不安」「必要性を感じない」の割合は増加しています。



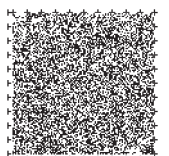
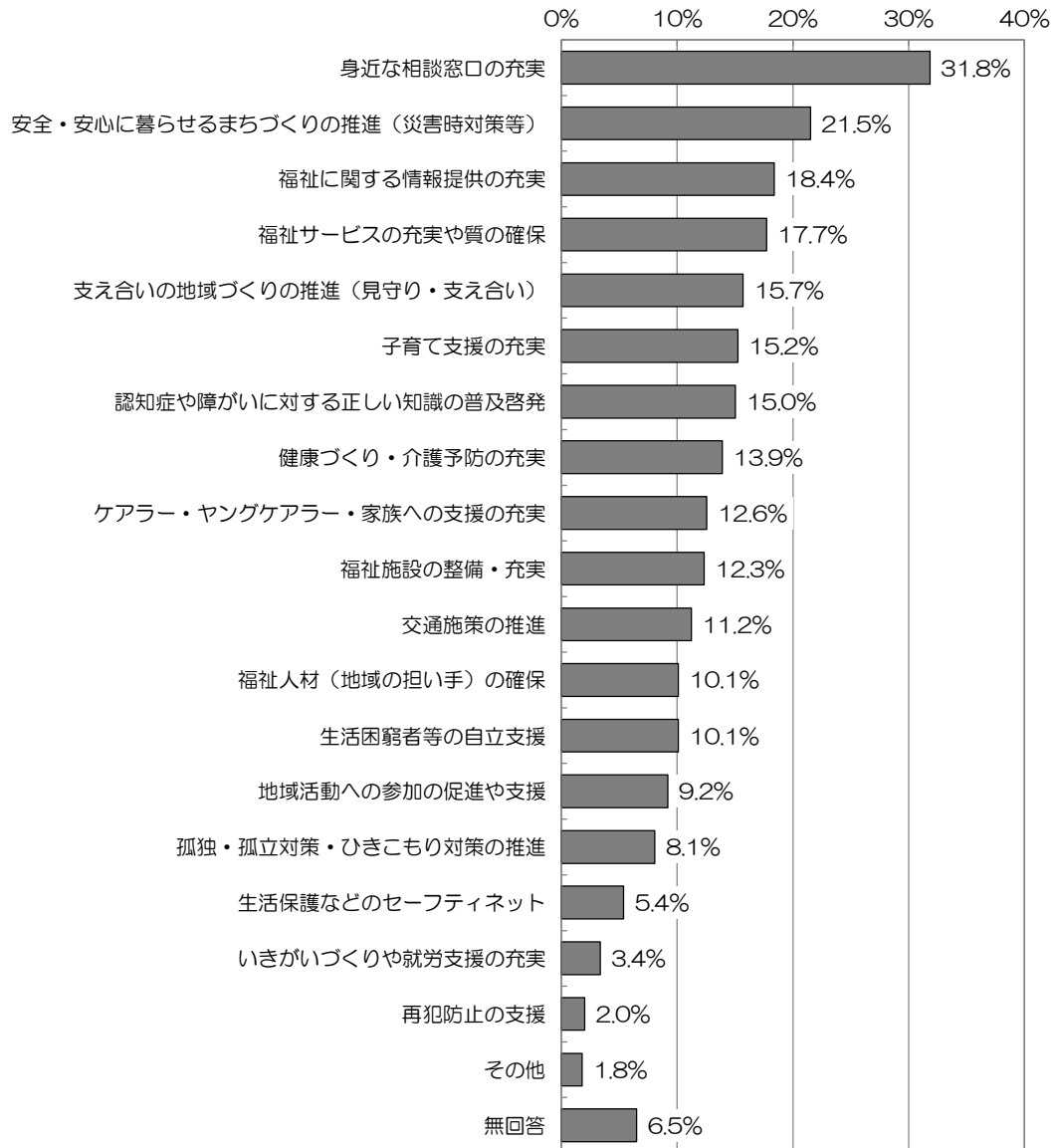
■孤独感について

孤独感では、「しばしばある・常にある」が2.9%、「時々ある」が11.0%、「たまにある」が23.5%、「ほとんどない」が47.5%、「決してない」が9.9%となっています。



■今後市の保健・福祉分野について注力すべき施策

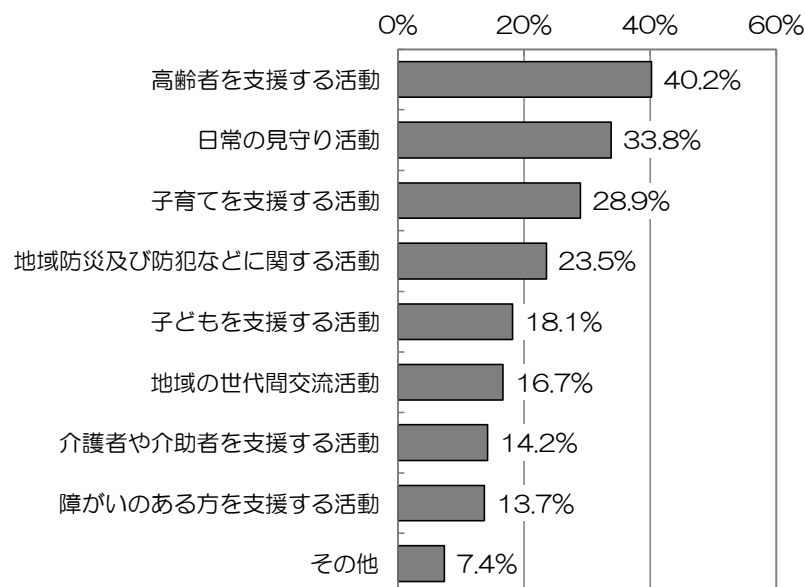
注力すべき施策では、「身近な相談窓口の充実」が31.8%で最も多く、次いで「安全・安心に暮らせるまちづくりの推進（災害時対策等）」（21.5%）、「福祉に関する情報提供の充実」（18.4%）、「福祉サービスの充実や質の確保」（17.7%）の順となっています。



【専門職及び関係者アンケート】

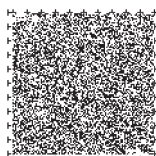
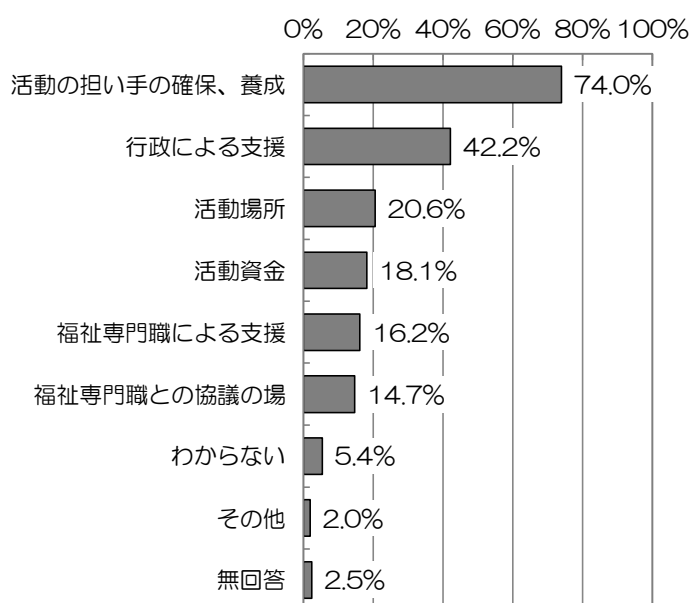
■住民から求められている地域福祉活動について

住民から求められている地域福祉活動では、「高齢者を支援する活動」が40.2%で最も多く、次いで「日常の見守り活動」(33.8%)、「子育てを支援する活動」(28.9%)の順となっています。



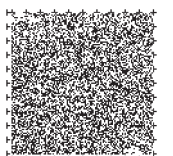
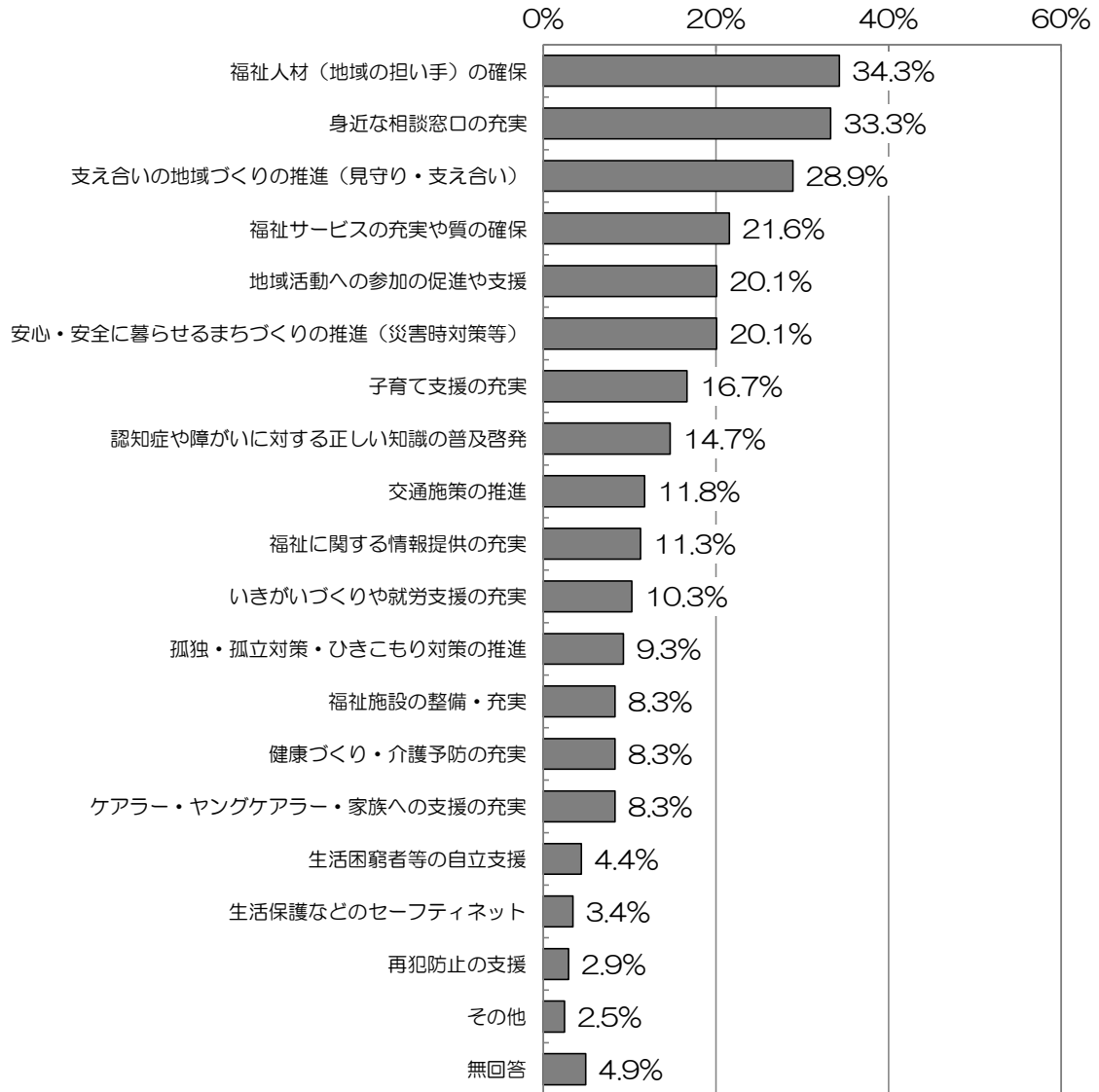
■地域活動やニーズに対して体制整備で必要なことについて

地域活動やニーズに対して体制整備で必要なことでは、「活動の担い手の確保、養成」が74.0%で最も多く、次いで「行政による支援」(42.2%)の順となっています。



■今後市の保健・福祉分野について注力すべき施策

注力すべき施策では、「福祉人材（地域の担い手）の確保」が34.3%で最も多く、次いで「身近な相談窓口の充実」（33.3%）、「支え合いの地域づくりの推進（見守り・支え合い）」（28.9%）の順となっています。



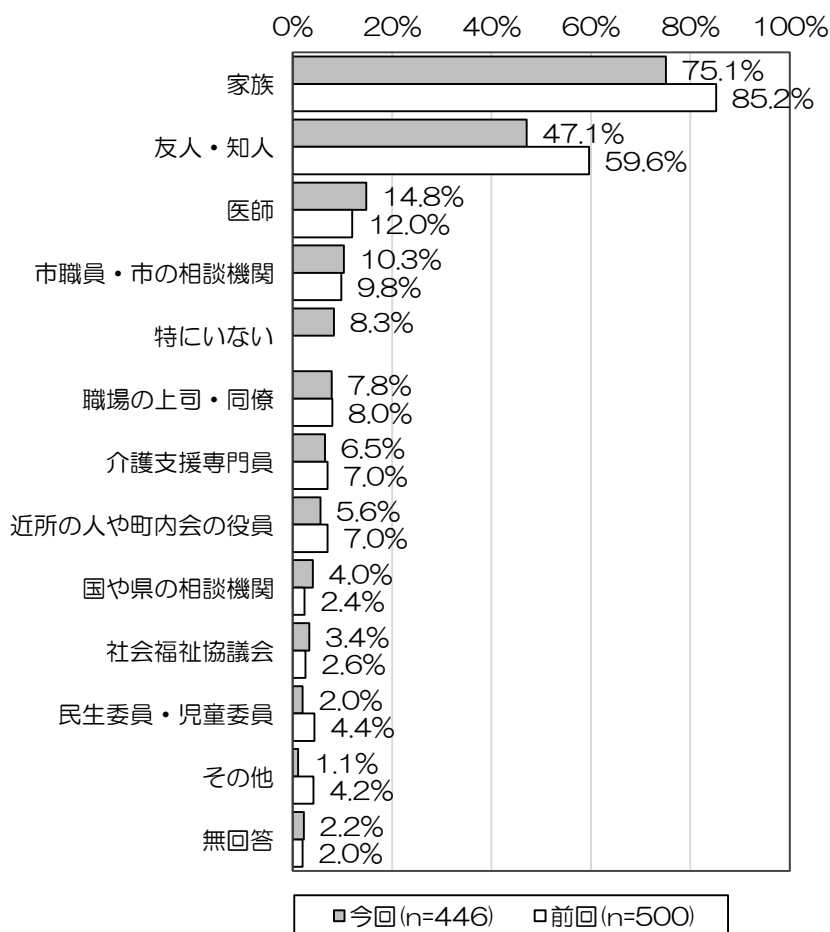
② 生活困窮、相談、情報などに関すること

【市民アンケート】

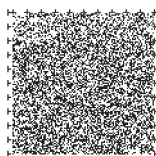
■不安や悩みごとの相談先について

不安や悩みごとの相談先では、「家族」が75.1%で最も多く、次いで「友人・知人」(47.1%)、「医師」(14.8%)、「市職員・市の相談機関」(10.3%)の順となっています。

前回調査との経年比較では、「市職員・市の相談機関」「国や県の相談機関」「社会福祉協議会」「医師」といった相談機関の割合が増加しています。

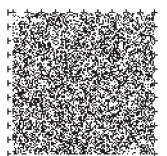
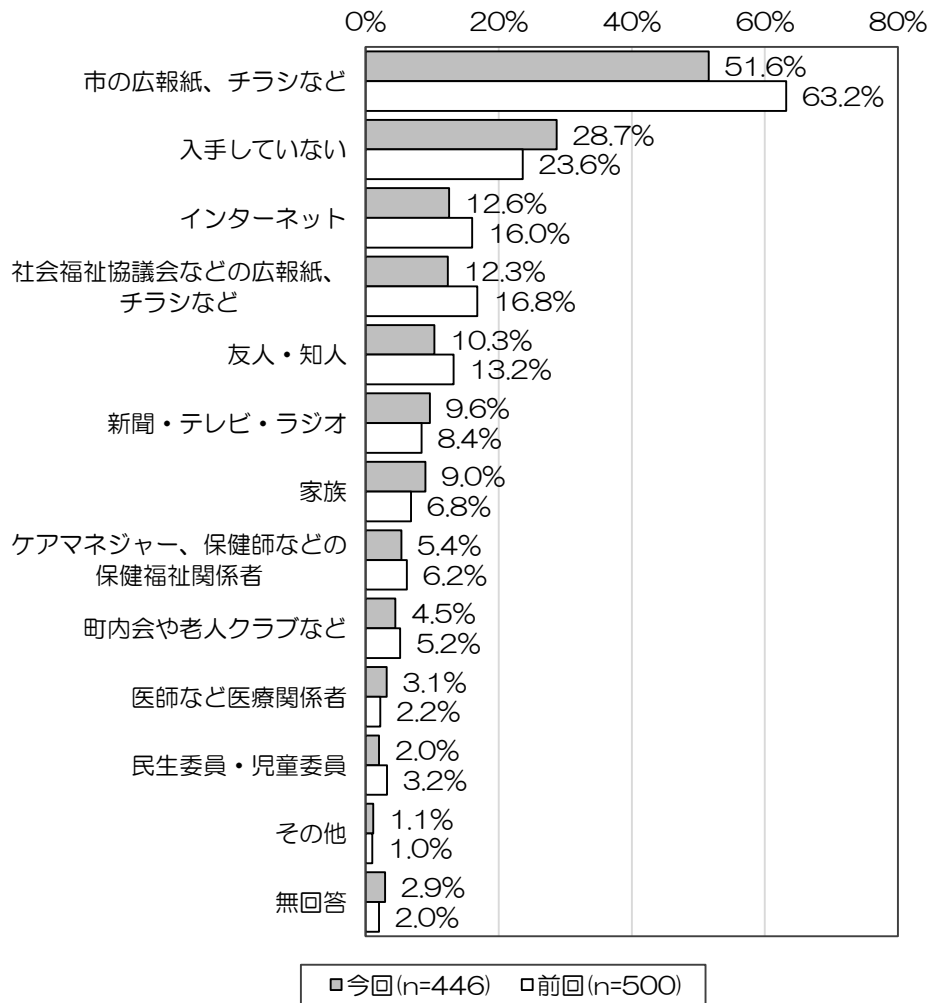


※選択肢“特になし”は2024年度のみ



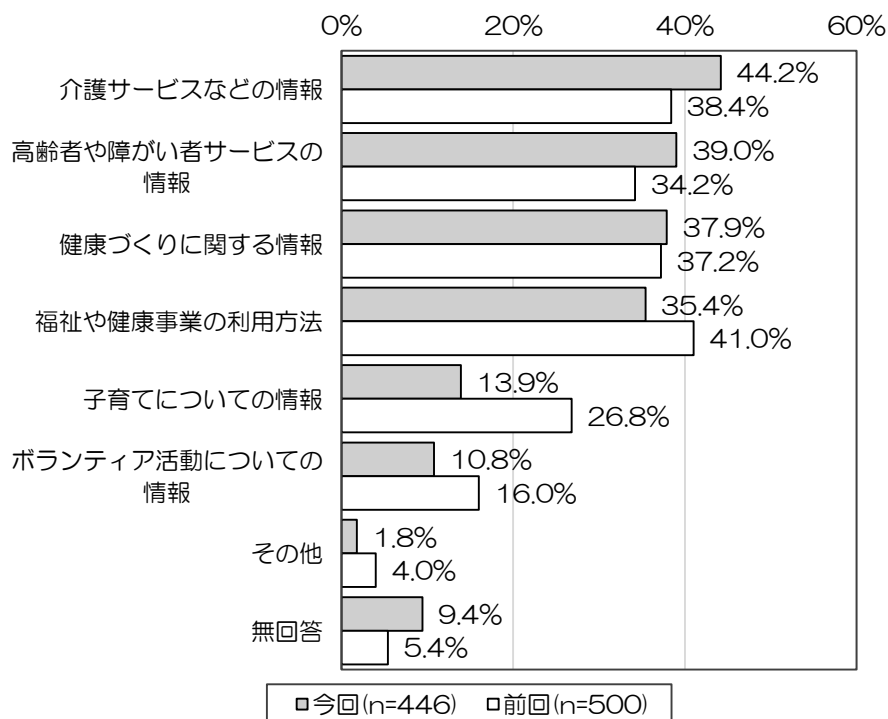
■福祉サービスに関する情報の入手先について

情報の入手先では、「市の広報紙、チラシなど」が56.1%で最も多く、次いで「インターネット」(12.6%)、「社会福祉協議会などの広報紙、チラシなど」(12.3%)の順となっています。一方「入手していない」は28.7%となっています。前回調査との経年比較では、「市の広報紙、チラシなど」「社会福祉協議会などの広報紙、チラシなど」「インターネット」の割合が減少しました。



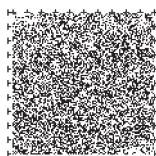
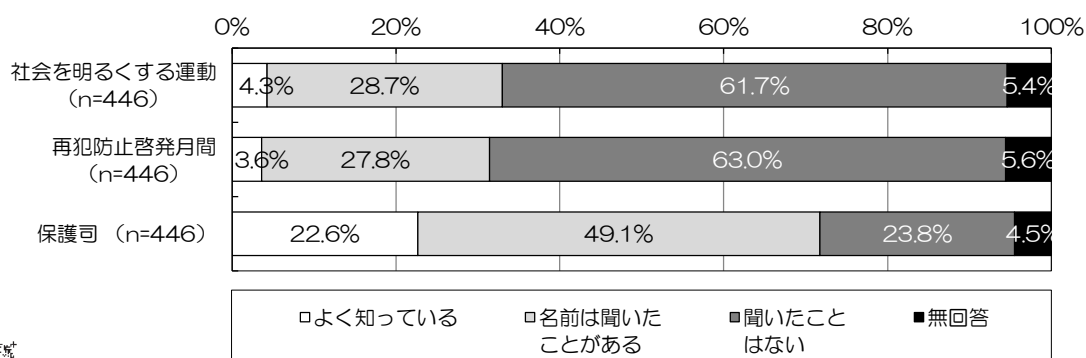
■保健・福祉で充実してほしい情報について

充実してほしい情報では、「介護サービスなどの情報」が44.2%で最も多く、次いで「高齢者や障がい者サービスの情報」(39.0%)、「健康づくりに関する情報」(37.9%)の順となっています。前回調査との経年比較では、「高齢者や障がい者サービスの情報」「介護サービスなどの情報」の割合が増加しました。



■再犯防止啓発事業の認知度について

再犯防止啓発事業の認知度では、社会を明るくする運動を「よく知っている」が4.3%、「名前は聞いたことがある」が28.7%、再犯防止啓発月間を「よく知っている」が3.6%、「名前は聞いたことがある」が27.8%、保護司を「よく知っている」が22.6%、「名前は聞いたことがある」が49.1%、となつています。



【専門職及び関係者アンケート】

■担当している地域でのひきこもり状態にある人の把握状況及び支援で困っていること

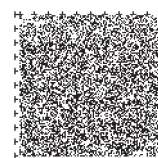
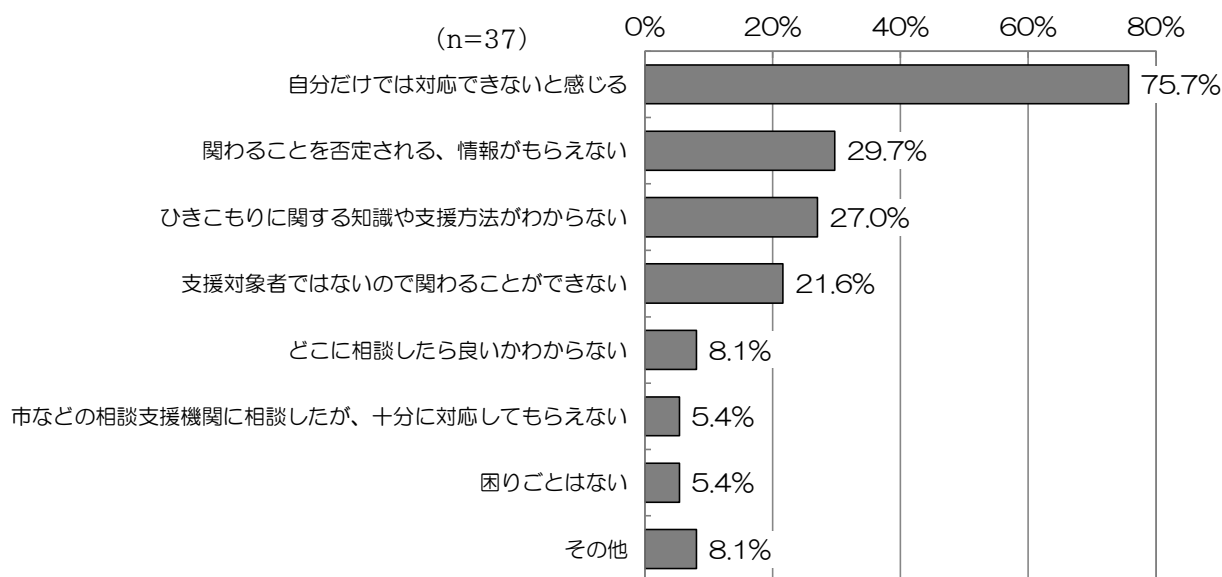
担当している地域でのひきこもり状態にある人の把握状況は、「把握している・把握したことがある」が18.1%となっています。

また、ひきこもりの人への支援で困っていることは、「自分だけでは対応できないと感じる」(75.7%)が最も多く、次いで「関わることを否定される、情報がもらえない」(29.7%)、「ひきこもりに関する知識や支援方法がわからない」(27.0%)の順となっています。

ひきこもり状態にある人の把握状況

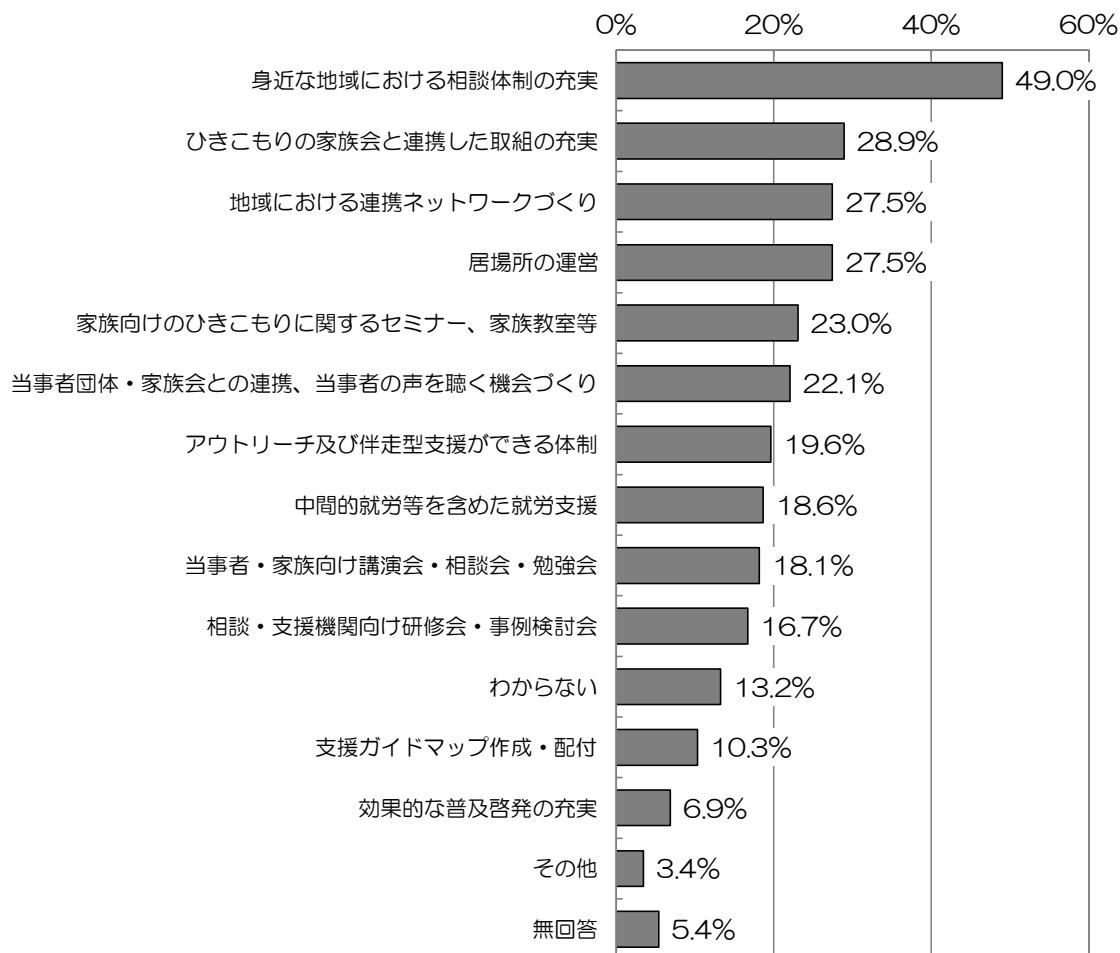
項目	度数	構成比
把握している・把握したことがある	37	18.1%
把握していない・把握したことがない	161	78.9%
無回答	6	2.9%
合計	204	100.0%

ひきこもりの人への支援で困っていること



■ひきこもりに係る支援について行政や支援機関が今後取り組む必要があること

行政や支援機関が今後取り組む必要があることでは、「身近な地域における相談体制の充実」が49.0%で最も多く、次いで「ひきこもりの家族会と連携した取組の充実」(28.9%)、「地域における連携ネットワークづくり」「居場所の運営」(ともに27.5%)の順となっています。

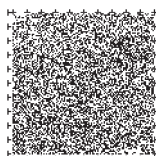
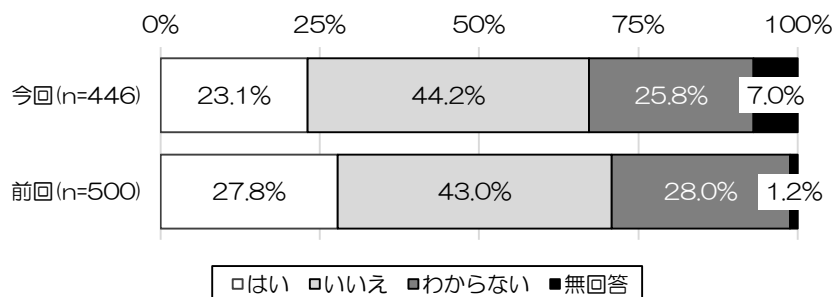


③ 安全・安心な暮らしに関すること

【市民アンケート】

■防災訓練への参加について

防災訓練への参加の有無では、有（「はい」）が23.1%、無（「いいえ」）が44.2%となっています。前回調査との経年比較では、「はい」の割合が減少しました。



3 前期計画の重点的取組の評価と課題のまとめ

本市では、前期計画（第4期志木市地域福祉計画・志木市再犯防止推進計画・第2期志木市成年後見制度利用促進基本計画）において、設定した重点的な取組を進めてきました。これらの取組の進捗を評価し、積み残しの課題を整理します。

（１）包括的相談支援体制の構築

地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域住民や福祉関係者が支え合い、行政と協働し、解決に向けた支援を行うため、分野横断的な連携を図った包括的な相談支援体制の新たな構築に向けて、各種取組を進めてきました。

指標としては「基幹福祉相談センターの設置数」としたところ、計画期間中の目標1か所に対し、令和5年度現在1か所の設置がされていることから目標達成となっています。設置までの経緯としては令和2年10月1日に、これまであった後見ネットワークセンターと生活相談センターに障がい者基幹相談支援センターを加え、3つの相談機能が統合した基幹福祉相談センターが開設されました。現在はこの基幹福祉相談センターの開設から4年が経過し、「福祉の相談窓口」として市民に定着してきています。

引き続き、高齢者や障がい者、児童、生活困窮者に対して、分野横断的な相談機関との連携を充実させていく必要があります。

指標	令和5年度 (現状値)	目標値
基幹福祉相談センターの設置数	1か所	1か所

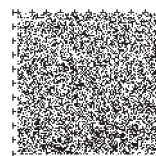
（２）地域福祉活動へ参加しやすい環境づくり

子育て、高齢者、健康、防災などに関連する分野横断的な体制を構築するとともに、地域を支える人材や団体との連携を強化し、市民が自発的に地域の課題を把握するなど、近隣住民と交流を図ることのできる取組や拠点整備などの環境づくりに努めてきました。

指標としては2つ設定しており、1つ目の「社会参加支援事業参加者数」では目標の150人に対し、令和5年度では175人の参加があり目標達成となっています。2つ目の「いろは百歳体操活動場所数」は目標の37か所に対し、令和5年度で19か所と、新型コロナウイルスの影響などにより目標には届きませんでした。前年度より3か所増加しました。

そのほかの活動の状況としては、いろは百歳体操、いきがいサロン・街なかふれあいサロン、コミュニティふれあいサロン、老人福祉センターとも利用者数は増加の方向へ順調に推移しています。

今後とも地域の活動の場づくりと、参加を支援する環境づくりが必要です。



指標	令和5年度 (現状値)	目標値
社会参加支援事業参加者数	175人	150人
いろは百歳体操活動場所数	19か所	37か所

(3) 成年後見制度利用の促進

成年後見制度の普及啓発や相談、後見人支援とあわせて、市民後見人の育成など積極的に施策を進めてきました。さらには市民後見人のその後の活動を支えるための養成講座フォローアップ研修も開催しています。

指標としては「市民後見人養成人数」とし、計画期間中の目標を延べ333人としたところ、令和5年度は283人と、目標には届きませんでした。フォローアップ研修の充実に力点を置くなど着実に養成をしております。

今後とも、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進のさらなる取組が必要です。

指標	令和5年度 (現状値)	目標値
市民後見人養成人数	延べ283人	延べ333人
成年後見制度普及啓発事業参加者数	延べ290人※	延べ300人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため活動制限。YouTube 動画視聴延べ回数 161 回を含めた延べ人数

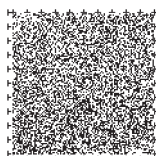
(4) 安全・安心な地域づくり

町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域住民による支え合い活動がさらに円滑に推進できるよう、ハード面とソフト面の双方の地域体制づくりを推進してきました。

指標としては「町内会加入率」とし、計画期間中の目標を65%としたところ、令和5年度は51.3%となっています。加入世帯が増えない理由としては、高齢化による脱会や若い世代の未加入などがあげられます。また「福祉避難所設置訓練、地区防災訓練件数」は、計画期間中の目標42件に対し、令和5年度は23件と、目標には届きませんでした。訓練の中では「継続して実施していきたい」という声をいただいており、参加者の防災意識の向上につながりました。

今後とも、地域住民による支え合い活動を通じて、ハード面とソフト面の双方の地域体制づくりのさらなる推進が求められています。

指標	令和5年度 (現状値)	目標値
町内会加入率	51.3%	65%
福祉避難所設置訓練、地区防災訓練件数	23件	42件



第3章 計画の目指す方向性

1 基本理念

みんなで地域をともに創り、安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現

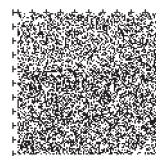
地域の福祉力を強化・活性化するためには、市民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

本市では、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、このまちに関係するみんなが互いにつながり、生き方や個人を尊重し合い、支え合うことで、すべての人が安心して、生活できることを目指し、「地域共生社会を実現するための条例」（「通称」まるごとつながる福祉推進条例）を制定しました。この条例において地域共生社会を実現するための目標「わかりあい 支えあい 誰もが輝く社会の実現」に向けて、「社会参加・相互理解」「安全・安心な暮らし」「自己決定の尊重」という3つの理念を掲げています。



資料：志木市地域共生社会を実現するための条例

本計画で目指す基本理念は、第4期計画で掲げる「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」をベースに、地域共生社会を実現するための条例の目標と3つの理念との整合を図り、「みんなで地域をともに創り、安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現」としました。



2 基本目標

基本目標1	わかりあい、支えあいのあるまちづくり
基本目標2	誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり
基本目標3	安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) わかりあい、支えあいのあるまちづくり

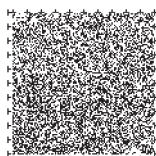
多様化する住民の福祉ニーズに対応するために、公的な福祉サービスだけでなく、地域住民をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPOなどの関係団体や市、社会福祉協議会が協働するという考えのもと、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、あらゆる機関が連携して、みんなで助け合う、支え合いのあるまちづくりを推進します。また、地域の中にふれあい交流ができる場や、さまざまな地域活動への参加の場を提供し、地域での支え合いのしくみを構築するとともに、市民の福祉意識の醸成に努め、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

(2) 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり

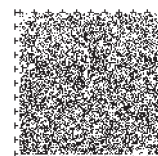
誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らすことができ、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、行政などによる公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者などによる多様な形態の福祉サービスの提供の支援に努めます。加えて、複合化・複雑化した地域生活課題の解決に資する包括的支援体制の整備に努めます。

(3) 安全・安心に暮らせるまちづくり

緊急時や災害時に対応できるよう、普段から市民一人ひとりが備えるとともに、支援が必要な人の把握と地域での見守りの体制を強化します。また、地域の誰もが安全で安心して暮らせるために、防犯体制を充実させるとともに、安全・快適な交通環境・道路環境の整備、バリアフリーの推進に努めます。



3 計画の体系



4 重点的な取組

(1) 重層的な支援体制の整備

① 包括的な相談体制の整備

志木市基幹福祉相談センター「福祉の相談窓口」では、「生活相談センター」「後見ネットワークセンター」「障がい者基幹相談支援センター」の3つの相談機能を統合したワンストップ型福祉の相談窓口として対応していますが、今後も住民が抱えるさまざまな課題に対応するため、地域住民や福祉関係者などが支え合い、行政と協働し、解決に向けた支援を行う重層的支援体制整備事業の移行を進めます。対象の年齢や支援の体制によって途切れることがないように、制度のはざまをつなぐ支援の継続性と分野横断的な連携を図った包括的な相談支援体制の整備に努めます。

■関連する市の主な取組

市の主な取組	施策（事業）名	頁
包括的な相談支援	高齢者あんしん相談センターの相談支援	46
	生活相談センターによる相談支援※	46
	障がい者基幹相談支援センターの相談支援※	46
	出張子育てサポーター事業	46
	こんにちは赤ちゃん事業	47

※志木市基幹福祉相談センター「福祉の相談窓口」の3つの相談機能（生活相談センター、後見ネットワークセンター、障がい者基幹相談センター）

■指標と目標

指標	現状値※	目標値
「福祉の相談窓口」基幹福祉相談センターにおける相談連携先延べ件数	2,390	2,500

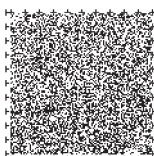
※現状値は令和5年度末、目標値は計画期間の5年以内に達成する数値

② 地域住民等との協働による地域生活課題への対応

市民がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や関係機関などとの協働を通じて、市民が自発的に地域の課題を把握するなど、近隣住民と交流を図ることのできる取組や拠点整備などの環境づくりに努めます。

■関連する市の主な取組

市の主な取組	施策（事業）名	頁
住民主体の活動支援	生活支援体制整備事業	39
	いろは百歳体操	39
ボランティア・福祉人材の育成	社会参加支援事業	41



■指標と目標

指標	現状値※	目標値
社会参加支援事業参加者数	175	200

※現状値は令和5年度末、目標値は計画期間の5年以内に達成する数値。

③ 社会参加支援の形や対象を限定しない福祉サービスの提供

生きる力を引き出すためには、近隣の人たちや地域、社会と関わりを持つことが大切であり、自分に合った役割を見出すために社会参加に向けた多様な支援の機能を確保することが求められています。また、既存の各制度の支援では対応できないニーズなどに対応するため、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充とともに、新たな社会資源の開拓などのコーディネートや本人と支援メニューとのマッチングに努めます。

■関連する市の主な取組

市の主な取組	施策（事業）名	頁
ボランティア・福祉人材の育成	まちづくり推進バンク（志民力人材バンク・いろは楽学塾・ボランティア便利帳）	41
参加支援・地域づくり	ノルディックウォーキング事業	48

■指標と目標

指標	現状値※	目標値
ふれあい館「もくせい」総来館者数	12,714人	13,000人

※現状値は令和5年度末、目標値は計画期間の5年以内に達成する数値。

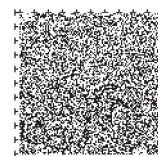
④ 権利擁護体制の充実

誰もが安心して地域で生活するために、成年後見制度などの権利擁護事業を利用することができるよう、成年後見制度はじめとした権利擁護活動を促進します。

※成年後見制度の利用促進に向けた市の取組の詳細は、「第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画」に体系的にまとめています。

■関連する市の主な取組

市の主な取組	施策（事業）名	頁
ボランティア・福祉人材の育成	ボランティア・福祉人材の育成 （「市民後見人の育成」は、成年後見制度利用促進基本計画 実行計画1-3 市民後見人の育成及び担い手の確保に記載あり）	41
福祉理解・福祉教育の推進	子ども手話教室事業【新規】	44



■指標と目標

指標	現状値※	目標値
市民後見人の育成	283 人	333 人

※現状値は令和5年度末、目標値は計画期間の5年以内に達成する数値。

(2) 地域・担い手・環境づくり

地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業を通じて、ともに助けあう機運づくりに取り組みます。また子どもから大人まで幅広く地域ぐるみで活動に関わることやライフステージに沿った福祉教育を展開することにより、多世代の福祉意識の醸成を図り、地域福祉活動や地域で行われている各種行事の支援に努めます。

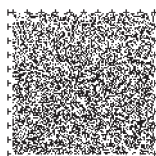
■関連する市の主な取組

市の主な取組	施策（事業）名	頁
参加支援・地域づくり	地域の「しょく（食・職）場づくり」担い手育成による食育推進事業	49
	ホッとあんしん見守りネットワーク	50
生活困窮者の支援	就労準備支援事業【新規】	51
	フードバンク事業【新規】	51
家族への支援	ひきこもり家族教室【新規】	57

■指標と目標

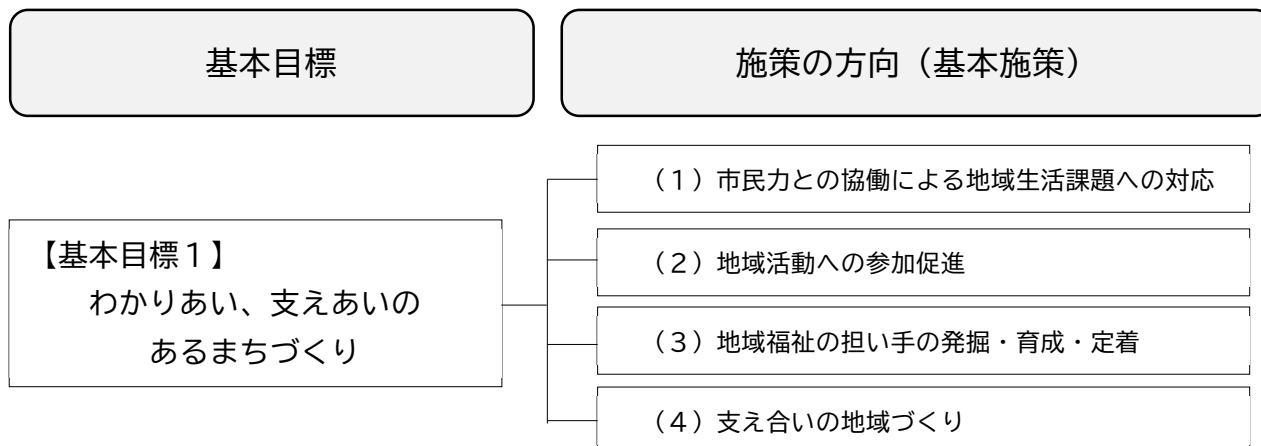
指標	現状値※	目標値
市民フレイルサポーター養成者数	46 人	85 人

※現状値は令和5年度末、目標値は計画期間の5年以内に達成する数値。



第4章 基本目標及び基本施策ごとの取組

基本目標1 わかりあい、支えあいのあるまちづくり



基本施策1 市民力との協働による地域生活課題への対応

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、地域での支え合いの考え方では「あまり考えたことがない」（36.5%）が最も多く、次いで「必要であり、自分自身や地域の人たちを含め積極的にかかわるべき」（30.7%）が続いています。

地域共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが身近な地域の抱える課題を自分たちのこととして捉え、地域の一員として、自分のできることや得意なことから社会に参加していくことが求められています。支え合いと福祉のいっそうの理解の促進、そして市民・事業者・市が協力しながら、それらの課題解決に向けた支援のしくみづくりを進めていくことの必要性がうかがえます。

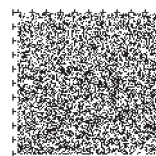
【施策の方向性】

地域福祉を推進するために必要な環境の整備や地域の課題を包括的に受け止める場などを通じて、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる体制づくりを支援します。

★「志木市地域共生社会を実現するための条例」では次のような基本施策を掲げています。

2. 支援を必要とする人、支援をする人に対して理解を広める（条例第6条（2）参照）

本計画でも、この基本施策の方向性との整合を図り、施策を進めます。



市の主な取組

1-1 地域共生社会に向けた基盤づくりの推進

本市では、市民がともに支え合い、健康でいつまでも自分らしく生活し地域で活躍できるまちづくりに向け、「地域包括ケアまちづくり推進体制」による取組を進めてきました。さらに、これらの取組を深化させ、みんなが互いにつながり、生き方や個人を尊重し合い、支え合うことで、すべての人が安心して、生活できることを目指し、令和5年4月「志木市地域共生社会を実現するための条例」（「通称」まるごとつながる福祉推進条例）を制定しました。

地域共生社会の実現に向けたしくみづくりや、きめ細かなサービスの提供体制を維持し、必要な基盤整備をさらに促進していきます。

No.	事業名	内容	担当課
1	地域共生社会を実現するための条例の普及啓発【新規】	超高齢社会の進展などに伴う市の将来に直結する課題に対応するため、市民や地域団体・専門職等が参画し、地域での各分野における課題を把握しながら今後のまちづくりのための研修や検討を行います。また、市の広報やホームページ、イベント等のさまざまな機会を通じて、市民とともに目指す地域共生社会に向けた地域づくりへの周知・啓発を行います。	共生社会推進課
2	ホッとあんしん見守りネットワーク	子どもから高齢者まで、すべての市民を対象とした、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指す取組です。地域で孤立することや消費者被害に遭うことなどがないよう、日常の生活や仕事の中で、ちょっとした異変に気づいた時、市役所共生社会推進課（基幹福祉相談センター）などにご連絡いただくことで、早期発見、早期対応を図ります。また、関係団体などの声を取り入れながら、横断的な見守り体制づくりを進めます。	共生社会推進課 生活援護課 長寿応援課 子ども支援課 健康増進センター 産業観光課 上下水道総務課
3	基幹福祉相談センターと相談機関との連携	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹福祉相談センターを中心に、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮などの分野を超えた地域生活課題について、相談機関と連携した相談に応じ、多分野連携による支援と地域ニーズの把握を行います。	共生社会推進課 長寿応援課

Column
1

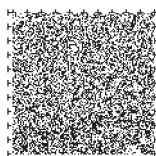
基幹福祉相談センター（共生社会推進課）

生活相談センター 後見ネットワークセンター 障がい者基幹相談支援センター



3つの相談機能が統合したワンストップ型「福祉の相談窓口」として、相談に応じます。子どもから若者、高齢者、障がいのある人など、複合的なお悩み、いろいろな生活のお悩みに対応するため、専門的な相談支援を行いながら、関係機関などとも連携をしています。

関係機関の支援も行いながら、地域の相談力を高め、解決に向けた支援を充実させていきます。



1-2 多分野における地域活動の活性化

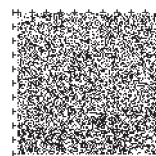
誰もが地域の一員として輝けるよう、町内会や市民活動団体をはじめ、多分野における地域活動の活性化を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
1	町内会活動支援	地域住民間の良好な関係を築くため、町内会に対して必要な情報の提供や意見交換、情報共有などをするともに、町内会の組織活動の活性化と人材の育成を支援します。	市民活動推進課
2	ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】	(P36の再掲)	(P36の再掲)
3	自主防犯パトロール活動	市内に38組織(38町内会)されている自主防犯パトロール隊に対し、パトロール中の傷害保険の加入、ベストや帽子などの貸与などの支援に加え、自主防犯パトロール隊長会議を行い、情報共有を図ることにより、「犯罪に強いまち志木」を目指します。	市民活動推進課
4	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、子ども、ひとり親家庭、生活困窮者などからのさまざまな相談を受け、必要に応じて関係機関につないでいます。 地域において、民生委員・児童委員が活動しやすくなるように、その活動を周知するとともに、各委員へ活動に関する情報の周知を図ります。	生活援護課
5	認知症高齢者見守り事業	認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できるしくみの構築・運用、及び認知症高齢者に関する知識のあるボランティアなどによる見守りのための訪問活動などを行い、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的としています。	長寿応援課
6	母子保健推進員による活動	健康増進センターと子育て家庭のパイプ役として、乳幼児の健やかな成長を見守るため、地域で家庭訪問や三世代・子育て支援交流会などを実施し、妊婦さんや子育て中の家族を支援します。	健康増進センター

Column
2

志木市ホッとあんしん見守りネットワーク（共生社会推進課他）

子どもから若者、高齢者まで、すべての市民を対象とした、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会を目指す取組です。日常生活や仕事の中で、異変に気づいた時、市などにご連絡いただくことで、早期発見、早期対応を図ります。
（令和6年9月現在64事業所が登録中です。）



基本施策2 地域活動への参加促進

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動への関心度は「多少関心がある」（37.0％）が最も多く、「関心がある」（9.2％）を合わせると、関心層は46.2％となっています。一方、ボランティア活動の経験では「活動したことはない」（75.8％）が最も多く、「現在活動している」は5.4％にとどまっています。また、活動経験のある人の活動のきっかけは「友人・知人、家族からの声かけ」（56.4％）が最も多く、次いで「市の広報、チラシなど」（13.8％）と続いています。活動したことがない理由では「時間的な余裕がない」（41.1％）、「活動するきっかけがない」（33.1％）、「健康や体力面が不安」（26.0％）が上位となっています。

これらの状況から、声かけや活動の情報発信を含め、活動に関心のある層を実際の活動につなげる仕掛けづくりの必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

ボランティア活動や地域活動を活性化するために、市民活動への支援を展開するとともに、認知症サポーターの養成、まちづくり推進バンクの利用などにより、地域で活躍できる人材の育成に努めます。

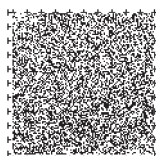
★「志木市地域共生社会を実現するための条例」では次のような基本施策を掲げています。

- （１）誰もが生きがいを持てるよう支援をする（条例第6条（１）参照）
 - （３）地域共生社会の実現に向けた活動を支援する（条例第6条（３）参照）
- 本計画でも、この基本施策の方向性との整合を図り、施策を進めます。

主な取組

2-1 住民主体の活動支援

誰もが生きがいを持てるよう、各種団体や市民の活動に対する支援とともに、各種活動の周知に努め、誰もが役割を持てる、地域で活動しやすい環境の整備を進めます。



No.	事業名	内容	担当課
1	生活支援体制整備事業	多様な主体による地域における支え合いの体制づくりを推進するため、行政区域全体を対象とする第1層協議体と、各圏域(中学校区)を対象とする第2層協議体を設置するとともに第1層、第2層それぞれに生活支援コーディネーターを配置しています。第1層協議体、第2層協議体での協議を行い、サービスの担い手の必要性など制度の理解や周知を図るとともに住民主体による集いの場づくりに向けた協議などを継続していきます。	長寿応援課
2	いろは百歳体操	町内会館や身近に集うことのできる場所で、住民が自主的に実施する体操です。おもりを使い、椅子に座ってできる簡単な体操で誰でも参加することができます。介護予防や地域住民同士のつながりを醸成し、支え合い活動を促進します。	長寿応援課
3	子ども食堂との連携	子ども食堂が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、支援が必要と思われる子どもの利用につながるよう、関係機関と連携しながら対応します。	子ども支援課 共生社会推進課
4	元気の出るまちづくり活動報奨金の支給	市民自らの活動によるふれあいと夢のあるまちづくりを推進するために、地域活性化活動などを行う市民団体に対して、報奨金を支給します。	市民活動推進課
5	グループサークル情報の提供	市内に活動拠点を置くサークル団体の活動情報を提供し、学習機会の充実を図ります。	生涯学習課

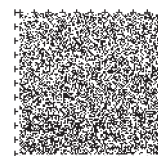
Column
3

生活支援体制整備事業（長寿応援課）

地域における支え合いや助け合いの体制づくりを推進するため、地域の有志や市民活動団体などにより協議体を組織し、あわせてさまざまな取組を進める生活支援コーディネーターを配置する中で、地域の課題発見や多世代の交流事業などの実施に向け、定期的な情報共有や連携強化の協議をしています。



（生活支援コーディネーターは、市内5か所の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、志木市社会福祉協議会に配置しています。）



基本施策3 地域福祉の担い手の発掘・育成・定着

【現状と課題】

専門職及び関係者調査の結果によると、地域課題やニーズに対して、地域全体の解決に向けた体制整備が必要なことは、「活動の担い手の確保、養成」（74.0％）が最も多く、次いで「行政による支援」（42.2％）が続いています。また、今後市が注力すべき保健・福祉分野としては、「福祉人材（地域の担い手）の確保」（34.3％）が最も多くなっています。

活動の担い手が高齢化・固定化している中、福祉サービスや地域の活動を担う人材の発掘、確保・定着に向けた支援の必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

地域福祉を担う人材の養成を継続的に支援していくほか、多様な人々が活動に参加するきっかけを作り、それぞれのやりたいことに沿って活動しやすくなるための支援を進めます。

★「志木市地域共生社会を実現するための条例」では次のような基本施策を掲げています。

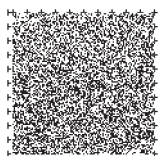
（５）地域共生社会を実現するための教育、人材育成、人材確保を促進する（条例第6条（５）参照）

本計画でも、この基本施策の方向性との整合を図り、施策を進めます。

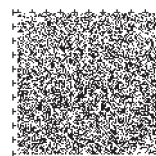
主な取組

3-1 ボランティア・福祉人材の育成

地域共生社会を実現するための教育、人材育成、人材確保を促進し、支援が必要な人に対して、地域で専門的な支援を行うことができるよう、ボランティアや福祉人材の育成・支援に努めます。



No.	事業名	内容	担当課
1	ボランティア・福祉人材の育成	市民後見人を養成し、成年後見制度を担う地域の人材を確保します。	共生社会推進課
2	認知症サポーター養成講座	幅広い世代に認知症についての知識を広めるとともに、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者、「認知症サポーター」を養成します。	長寿応援課
3	食生活改善推進員の育成	食を通じた健康づくりに関する知識や技術の普及を目的に育成・支援します。	健康増進センター
4	社会参加支援事業	定年退職された人や本市に新たに転入された人、さらには学生や外国人の人々などの「地域活動デビュー」のきっかけづくりとして、市、市民団体、NPO法人、社会福祉協議会、シルバー人材センター、ハローワークなどが一堂に会した活動内容説明会や団体などとの橋渡しを実施し、本市での地域デビューを積極的に支援します。	市民活動推進課
5	まちづくり推進バンク(志民力人材バンク・いろは楽学塾・ボランティア便利帳)	若者から高齢者までさまざまな市民を、志民力人材バンク、いろは楽学塾、ボランティア便利帳からなるまちづくり推進バンクに登録し、さらなるまちづくりの推進を図ります。	市民活動推進課



基本施策4 支え合いの地域づくり

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、近所の方との付き合いの程度については、「あいさつをする程度」（41.5％）が最も多く、次いで「立ち話をする程度」（32.7％）が続いています。前回調査に比べて、「ほとんど付き合いはない」「あいさつをする程度」の割合が増加しており、近所付き合いの希薄さの進展がうかがえます。また、地域共生社会を進めていく上で必要なことは、「ノーマライゼーションの考え方の普及促進」（56.1％）が最も多く、次いで「バリアフリーの整備促進」（42.2％）が続いています。

専門職及び関係者調査の結果によると、求められている地域福祉活動としては、高齢者分野では「高齢者を支援する活動」（40.2％）、その他分野では「日常の見守り活動」（33.8％）、保育・教育分野では「子育てを支援する活動」（28.9％）がそれぞれ多くあげられています。

ともに支え合い、生き生きと豊かに暮らしていける社会づくりに向けて、心のバリアフリーや社会参加の支援の必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

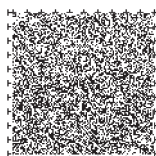
参加する地域住民が主体的に地域づくりに参加し、誰もがともに支え合い、安心して参加できる居場所としての場づくりを支援します。また各分野で活動する個人や団体などの多様なつながりを促進するための支援を進めます。

★「志木市地域共生社会を実現するための条例」では次のような基本施策を掲げています。

（7）支援が必要な人の意思決定支援をする（条例第6条（7）参照）

（8）手話言語、コミュニケーション、意思疎通手段を理解する
（条例第6条（8）参照）

本計画でも、この基本施策の方向性との整合を図り、施策を進めます。

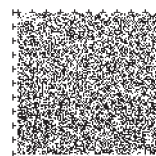


主な取組

4-1 交流拠点の整備

地域共生社会の実現に向けた地域活動をするための活動拠点、市民が自ら望む形で、さまざまな活動を創出し、生きがい活動や、さまざまな立場の市民が気軽に集える場づくりを推進します。

No.	事業名	内容	担当課
1	総合福祉センター・福祉センター・第二福祉センター管理運営	住み良い地域社会の形成や高齢者の福祉の増進を図るための施設の管理・運営を行います。	共生社会推進課 長寿応援課
2	いきがいサロン・街なかふれあいサロン管理運営	高齢者間のコミュニケーションを深め、児童との交流を図り、社会参加を促進するために、市内小学校に「いきがいサロン」を設置しています。また、空き店舗を活用した「街なかふれあいサロン」を運営し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を行います。	長寿応援課
3	市民農園管理	市内5か所に市民農園を設置し、地域住民が自然環境と土に親しみ、野菜作りを通じた交流を図ります。	産業観光課
4	地域交流スペース事業	校舎の余裕教室を地域に開放し、地域コミュニティの向上を図るとともに、学習の場を提供し、開かれた学校づくりを展開します。	生涯学習課
5	いろは遊学館・宗岡公民館・宗岡第二公民館管理運営	市民の生涯にわたる学習活動を推進し、教養の向上、健康の増進等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進のため各施設の管理・運営を行います。	いろは遊学館
6	ふれあい館「もくせい」	志木第四小学校の北校舎1階部分の余裕教室を活用し、市民が交流を図ることができるよう、多世代交流カフェ事業や活動スペース貸出事業等を実施します。	市民活動推進課
7	コミュニティふれあいサロン	地域の世代間交流の促進、住民間の交流等を推進するため、町内会館等を活用して行う活動を支援します。また、空き家を活用したコミュニティふれあいサロン「Reiwa」を運営し、コミュニティ活動の推進を図ります。	市民活動推進課



4-2 交流機会の充実

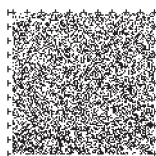
市民主体の各種活動を支援し、誰もが参加したくなるような交流の場づくりを推進します。

No.	事業名	内容	担当課
1	地域敬老会支援事業補助金	長寿を祝福するとともに、広く地域の交流を深め、集いの場の創設と発展を図るため、地域で行う敬老会等の経費の一部を補助することにより、町内会や婦人会、老人クラブやサークル等継続的に活動をしている団体に支援をしていきます。	長寿応援課
2	子育て支援センターの管理運営	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行うことで、子育て家庭の育児を支援します。	子ども支援課
3	児童センターの管理運営	異年齢の子どもたちの交流の場として、子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう遊びの場を提供します。	子ども支援課
4	社会参加支援事業【再掲】	(P41の再掲)	(P41の再掲)
5	親睦と交流を深める事業の実施	いろは遊学館で活動している団体と志木小学校で学ぶ子どもたち及びPTA等が日頃の学習成果を発表するとともに、親睦と交流を深めることを目的に、学社融合事業であるいろはふれあい祭りを開催します。また、いろは遊学館では若い世代に地域活動に興味を持ってもらうため、大学生と合同で講座を開催します。その他、宗岡公民館まつりや総合福祉センターまつり等、各地域においてイベントを開催します。	いろは遊学館

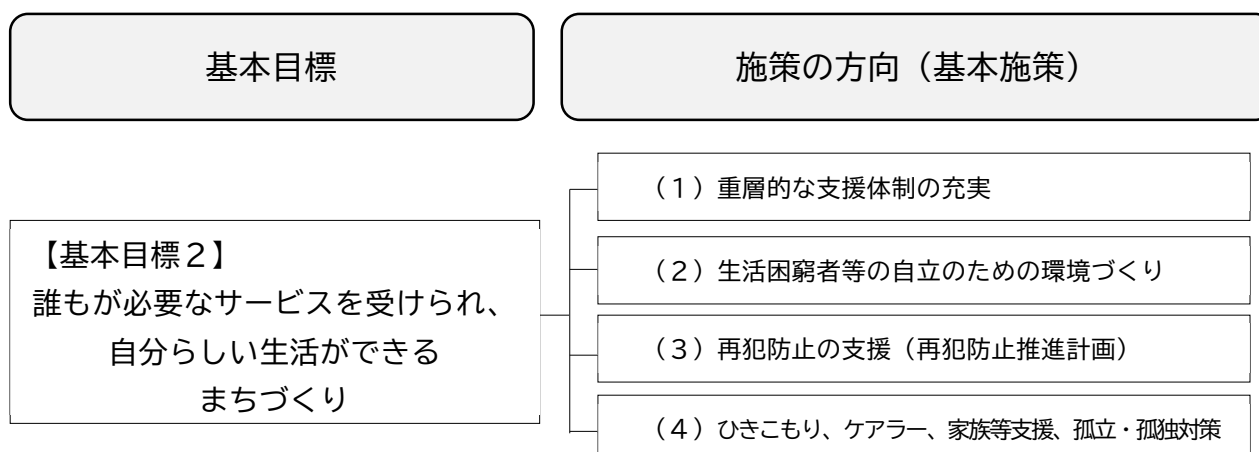
4-3 福祉理解・福祉教育の推進

お互いの違いを知って認め合う、お互いの意思を尊重し合うことができるよう、学校教育の場だけではなく、あらゆる世代を対象とした広報・啓発活動や学習機会の提供により、福祉教育の推進に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
1	障がい者理解促進事業	広く市民へ向けて障がいの理解を深め、差別や虐待防止のため、理解促進、啓発事業を行っていきます。	共生社会推進課
2	認知症サポーター養成講座【再掲】	(P41の再掲)	(P41の再掲)
3	各教科領域での実践	市内各小・中学校において、各教科領域の内容と関連させた体験型福祉教育を年間指導計画の中に位置づけ、実施します。	学校教育課
4	子ども手話教室事業【新規】	小・中学生とその保護者を対象として、聞こえない当事者を講師に迎え、声を使わずに手話を学びます。	共生社会推進課



基本目標2 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり



基本施策1 重層的な支援体制の充実

【現状と課題】

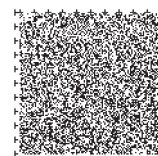
市民アンケート調査結果によると、不安や悩みごとの相談先については、「家族」（75.1%）、「友人・知人」（47.1%）に次いで、「医師」（14.8%）、「市職員・市の相談機関」（10.3%）と続いています。前回調査に比べて、相談機関や専門職の割合が増加しています。また、福祉サービスに関する情報の入手先は、「市の広報紙、チラシ等」（51.6%）が最も多く、次いで「インターネット」（12.6%）、「社会福祉協議会等の広報紙、チラシ等」（12.3%）と続いています。一方「入手していない」との回答も28.7%となっており、前回調査に比べて、5.1ポイント増えました。保健・福祉で充実してほしい情報は、「介護サービス等の情報」（44.2%）が最も多く、次いで「高齢者や障がい者サービスの情報」（39.0%）、「健康づくりに関する情報」（37.9%）と続いています。また、今後市の保健・福祉分野で注力すべき施策としては、「身近な相談窓口の充実」（31.8%）が最も多くなっています。

専門職及び関係者の調査によると、現行の公的サービスで対応できずに困っている問題・事例の最近の変化については「増えている」が20.6%であるのに対して「減っている」は2.0%、今後の市の保健・福祉分野について注力すべき施策については、「身近な相談窓口の充実」が33.3%で最も多くなっています。

地域課題の複合化・複雑化への対応に向けて、相談窓口の充実、適切な情報提供の必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を一体的に進めていきます。



★「志木市地域共生社会を実現するための条例」では次のような基本施策を掲げています。

(4) 全分野と連携する(条例第6条(4)参照)

(9) 心身の健康増進、健康な生活を維持する(条例第6条(9)参照)

(10) 支援が必要な人、支援をする人に対して、必要な情報が行き届くよう、情報を発信する(条例第6条(10)参照)

(11) 包括的な相談支援体制を整備する(条例第6条(11)参照)

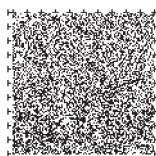
本計画でも、この基本施策の方向性との整合を図り、施策を進めます。

主な取組

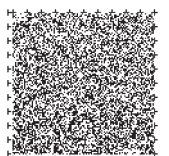
1-1 包括的な相談支援

高齢・障がい・子ども・生活困窮など、市民からの困りごとの相談を受ける各種相談支援機関のそれぞれが、相談者やその世帯の抱える課題を把握し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、包括的な相談支援を実施します。

No.	事業名	内容	担当課
1	基幹福祉相談センターと相談機関との連携【再掲】	(P36の再掲)	(P36の再掲)
2	障がい者等相談支援事業所の活用	委託相談事業所では、障がいのある人が在宅で安心して生活できるようお手伝いをする総合相談窓口として、福祉サービス等のご案内や福祉事務所等との連絡調整を行います。また、計画相談事業所では、サービス利用計画を作成しサービスの利用を支援します。	共生社会推進課
3	高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の相談支援	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるように、保健師(看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の職員が中心となり、介護、医療、福祉、健康等を総合的に支援するため、高齢者やその家族、地域住民等からさまざまな相談を受けたり、訪問を行います。	長寿応援課
4	障がい者基幹相談支援センターの相談支援	障がいに関する困りごとや悩み等の相談を総合的にお受けします。また、地域の人や関係機関と連携し、障がいのある人を地域全体で支えるまちづくりに取り組みます。	共生社会推進課
5	生活相談センターによる相談支援	仕事や生活に困っており、経済的な自立に向けた支援を希望される人の相談に応じ、就労、心身の不調、家計や家族の問題等課題解決に向け、利用できるサービス提供や関係機関の紹介等を行います。	共生社会推進課
6	出張子育てサポーター事業「子育て応援パートナー」	窓口で相談を受け付けているほか、市内の子育て支援センター等子育て家庭が集まる場所を巡回して、一人ひとりのお話を聞き、それぞれのご家庭にあった子育て情報の提供や相談を受けています。また、希望により、子育て支援施設を初めて利用する方等の同行支援もしています。	子ども支援課



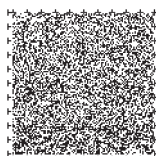
No.	事業名	内容	担当課
7	こんにちは赤ちゃん事業（乳児訪問）	生後4か月児までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	健康増進センター
8	児童発達相談の実施	発達に心配のある児童とその家族に対する相談に応じ、適切な支援を行います。	児童発達相談センター
9	健康相談の実施	専門職によるこころと身体の健康に関する相談（面接・訪問等）を実施します。	健康増進センター
10	外国人申請・相談サポート	外国人住民が市役所に申請や相談等をする際、市民通訳ボランティアによる通訳や翻訳の支援をします。	市民活動推進課
11	市民相談の実施	法律相談・人権相談・行政相談等の市民相談を定期的に実施します。	総合窓口課
12	市民合同相談及び各種相談業務の情報交換会の実施	各種市民相談を同時に開催する合同相談及び各種相談業務担当者の連絡会議を実施します。	総合窓口課
13	後見ネットワークセンターの活用と相談窓口との連携	市民や福祉サービス事業者からの権利擁護相談を集約する、一次相談窓口となる高齢者あんしん相談センター及び障がい者等相談支援事業所と、後見制度の利用に関する支援を行う後見ネットワークセンターとが連携し、市民の権利擁護を推進していきます。	共生社会推進課 長寿応援課
14	女性相談・男性相談	DVやモラハラ、心の不安、家族との関係性等、女性や男性のさまざまな相談に応じます。	子ども支援課
15	人権擁護委員の配置	人権問題の解決に向けて、相談支援を行います。	人権推進室
16	こころの相談	こころの病気やさまざまな悩みごとをもつ市民や精神障がい者を支える家族の相談を受け、問題解決のための支援を行います。	健康増進センター
17	子どもと家庭の相談室における相談支援	0歳から18歳未満の子どもがいる家庭とその子どもに関するさまざまな相談に応じています。保護者、親族、知り合い、近所の人、また、子どもからの相談を家庭児童相談員が受け付けます。	子ども支援課
18	こども家庭センターの設置・運営	すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対して切れ目のない支援を行うことができるよう、母子保健と児童福祉の機能を維持し、一体的な相談支援体制を整備します。	子ども支援課 健康増進センター



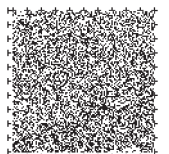
1-2 参加支援・地域づくり

複合課題を抱える人は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会に孤立している場合があるため、地域社会とのつながりを築くことを支援します。また、課題に応じて必要な地域資源、居場所などへのつながりや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組みます。

No.	事業名	内容	担当課
1	健康寿命のばしマッスルプロジェクト（いろは健康ポイント事業）	壮年期から日常生活の中で楽しみながら健康な身体づくりに取り組むため、専用システムやタブレット等のICTを活用し、歩数や消費カロリー等が見える化するとともに、獲得したポイントを交換して地域に還元できるインセンティブを提供することで、自発的な健康行動につなげる「いろは健康ポイント事業」を実施します。	健康政策課
2	おいしく減塩！「減らソルト」プロジェクト	すべての年代を対象に、減塩に関する健康づくり事業を市民団体や民間企業との連携を図りながら実施します。	健康政策課
3	いろは健康21プラン推進事業	市民の健康寿命の延伸を図ることを目的に、さまざまな健康に関する事業を展開します。	健康政策課
4	スマート・ウォーカー育成講座	健康に対する意識や知識の向上を図り、地域で活動する健康づくりの担い手を育成します。	健康政策課
5	ノルディックウォーキング事業	ノルディックウォーキング・ポールウォーキングの普及による健康づくりの推進だけでなく、志木市唯一の全国大会としてまちのにぎわいにも寄与しているウォーキングイベントを開催します。	健康政策課
6	糖尿病性腎症重症化予防対策事業	糖尿病が重症化するリスクが高いにもかかわらず医療機関の未受診や治療を中断した人に、関係機関からの適切な受診を勧奨、保健指導を行うことで治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い人の中から主治医が対象者を選定し、保健指導を行うことで、腎不全、人工透析への移行を予防します。	健康政策課
7	志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト	生涯にわたる健康な身体づくりの基礎として、子どもの足部機能の健全な発達と体力向上を促すため、足部機能・骨格発達支援事業を実施します。	健康政策課
8	出前健康講座	市民団体や町内会等を対象に、専門の講師を派遣し、生活習慣（高血圧症や糖尿病等）の予防や改善を目的として、講話や実技を組み合わせた健康教育を実施し、市民が自ら「健康づくり」に取り組む意識の向上を図ります。	健康増進センター
9	しきっ子あんしん子育てサポート事業	妊娠届出時の助産師・保健師との面接相談を始めとして、育児サポート事業等各種事業を実施し、妊娠を望む人から、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を行うことで、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。	健康増進センター



No.	事業名	内容	担当課
10	介護予防事業・フレイル予防事業	身体機能の向上や維持を目的とした運動に加えて、認知症予防や口腔機能向上、栄養改善事業を実施します。また、住民を主体として、年代を問わずに参加できる「いろは百歳体操」を各地で展開しており、自主活動の立ち上げや継続を支援します。さらに、健康と要介護の中間の段階を指す「フレイル」を早期から予防するため、フレイルチェックや医療専門職による講話や相談を実施します。介護予防やフレイル予防を通して、社会参加や生きがいづくり、住民同士のふれあいや見守りにつながるような取組を進めています。	長寿応援課
11	スマスポプログラムの実施	志木市文化スポーツ振興公社の自主事業であるスマスポ推進プログラム(市内施設においてスポーツや体操を定期的実施するプログラム)を実施することにより、住民の健康増進を図るとともに、施設の利用を促進します。	生涯学習課
12	ミズノ運動プログラムの実施	ミズノグループの自主事業であるミズノ運動プログラム(市民体育館においてスポーツや体操を定期的実施するプログラム)を実施することにより、住民の健康増進を図るとともに、施設の利用を促進します。	生涯学習課
13	保育園における食育の推進	保育園給食を通じ食に対する関心を高め、食べることの意味や大切さを伝えます。	保育課
14	ランチで食育事業による食育の推進	在宅子育て家庭を対象に、栄養士による食に関する情報提供や相談を行います。	子ども支援課
15	子ども食堂との連携【再掲】	(P39の再掲)	(P39の再掲)
16	地域の「しよく(食・職)場づくり」担い手育成・食育推進事業	食と栄養、地域活動の情報を学び、地域における「食」の担い手となる人財の発掘と育成を目指した講座を実施します。	健康政策課
17	市民を対象とした食育講座の開催	幅広い年代を対象に、おいしく減塩!「減らソルト」教室、みんなの食生活講座や離乳食教室等を行うことで、食育の推進を図ります。	健康増進センター
18	男性料理教室の開催	食生活改善推進員が、料理体験の少ない男性でも調理ができるような料理の基本技術を提供し、食生活の自立を図ります。	健康増進センター
19	小・中学校における食育の推進	小・中学校において、児童生徒の健全な心身を育むために生活習慣の基礎となる食育を推進します。	学校教育課
20	広報しき・市ホームページ等の活用	地域のつながりや社会参加のきっかけとなる市のお知らせや催し物、事業等を「市広報ならではの役立つ地域情報」として発行していくとともに、市ホームページでタイムリーに発信していきます。	市政情報課
21	視覚障がい者への図書サービス	ボランティアの協力により、録音資料の製作・貸出し等を実施し、視覚障がい者への支援を行います。	柳瀬川図書館
22	LLブック貸し出し	知的障がい者や自閉症の人でも、やさしく本が読めるようにLLブックを貸し出します。	柳瀬川図書館 いろは遊学図書館
23	宅配サービス	障がい等により、図書館への来訪が困難な市民に対して、図書・CD等を職員が自宅に届けます。	柳瀬川図書館
24	特集コーナーによる情報提供	子育て支援・介護支援等の各コーナーを設置し、本などの貸出しを行います。	柳瀬川図書館 いろは遊学図書館



No.	事業名	内容	担当課
25	要保護児童対策地域協議会	支援を必要とする児童等の早期発見と適切な対応に向けて、関係機関による情報交換や対応の役割分担を行うために協議を行っています。	子ども支援課
26	人権研究会	市民を対象に、さまざまな人権課題についての研修会を開催します。	生涯学習課
27	ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】	(P36の再掲)	(P36の再掲)
28	志木市地域医療連絡協議会の開催	本市における地域医療の向上を目的として、関係機関の緊密な連携を図るため、志木市地域医療連絡協議会を開催します。	健康政策課
29	さいたま人権擁護委員協議会との連携	さいたま人権擁護委員協議会に所属する志木市人権擁護委員と関係機関との連携・調整を行います。	人権推進室

Column
4

フレイル予防プロジェクト（長寿応援課）

フレイルとは、要介護状態になる手前の虚弱な状態を指します。フレイルを予防、悪化させないために心がけたいポイントとしては「運動」「栄養・口の機能」「人とのつながり（社会参加）」の3つとなります。

地域の皆さんのフレイルチェックを行うために市民フレイルサポーターを養成し、健康意識の高揚を図るとともに、サポーター自身の生きがいづくりにもつなげています。



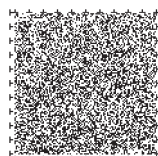
市民力で広げるフレイル予防の輪

Column
5

地域の「しょく（食・職）場づくり」担い手育成・食育推進事業 （健康政策課）

食と栄養、地域活動の情報を学び、地域における「食」の担い手となる人材の発掘と育成を目指した講座を実施し、「食」の担い手となる人材を育成しています。

地域の中で健やかで豊かに生活でき、活力ある社会を実現するため、食育活動を「食」と「職」で応援します。



基本施策2 生活困窮者等の自立のための環境づくり

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、生活困窮者自立支援制度の認知度については、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」（４３．７％）が最も多く、「知らない」（４１．３％）と合わせると８５．０％となっています。また、生活困窮者自立支援制度事業の実施に必要なことでは、「相談支援」（５０．０％）、「就労支援、就労準備支援」（４６．９％）が上位を占めています。

制度に対する周知・啓発の向上、相談窓口の充実、就労支援・就労準備支援の必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

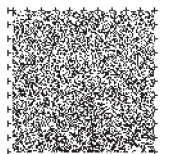
生活に困窮した人が、経済的な不安を解消し、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携して生活困窮者の発見と経済的支援に努めるとともに、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援を図ります。また、誰もが身近な地域で働くことができ、就労希望者のニーズに対応できる、多様な雇用の場の確保に努めます。

主な取組

1-1 生活困窮者の支援

誰もが自らの意思で、必要な福祉的支援を受け、助け合うことができるよう、生活困窮者に対する住まいや就労の確保などの支援を充実するとともに、市、町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、民間福祉事業者、商工会などが連携し、地域に密着したサービスを推進します。

No.	事業名	内容	担当課
1	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業や離職等により住宅を失った人への家賃に相当する住居確保給付金(有期)を支給します。	共生社会推進課
2	家計改善支援事業	家計の視点から相談支援を実施し、家計の収支バランスの改善を図ります。	共生社会推進課
3	学習支援事業	貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、生活困窮世帯の小学生、中学生及び高校生の学力を向上させ、高校進学支援及び高校中退防止を図ります。	共生社会推進課
4	就労準備支援事業【新規】	一般就労に向けた準備が整っていない人を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	共生社会推進課
5	フードバンク事業【新規】	収入が減った人や、病気などで働けない人などへ、無償で食品の提供を行います。	共生社会推進課



Column
6

フードバンク事業の充実（共生社会推進課）

収入の減少や病気などで働けなくなり、食品を買うことが難しい人などへ、無償で食品の提供を行うフードバンク事業を行っています。

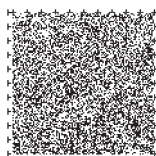
フードバンクの取組を広めることは、使わない食品や余った食材などを有効に活用できることから、食品ロス削減の取組にもつながるものであり、食に困っている人への支援とあわせて、誰もが安心して暮らせる地域づくり、地域共生社会の推進になります。



1-2 就労の支援

誰もが生きがいを持てるよう支援をし、身近な地域で働くことができるよう、雇用の場の確保や就労支援施設との連携など、多様な雇用の場の創出に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
1	障がい者等就労支援センター	障がいのある人や生活困窮者が就労し、地域の中で自立して暮らすために、就労相談、就労に向けての準備、就労後の職場定着支援、就労中の相談など、切れ目のない支援を行います。	共生社会推進課
2	障がい者雇用の促進	障害者雇用促進法に基づき、雇用における均等な機会、待遇の確保を進めます。	人事課
3	ジョブスポットしきの活用の充実	ハローワークと連携し、ジョブスポットしきを通じた就労支援を行うとともに就労希望者と企業との直接面接会を開催し、雇用の創出を図ります。	産業観光課



基本施策3 再犯防止の支援（再犯防止推進計画）

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、再犯防止啓発事業の認知度について、社会を明るくする運動については、「よく知っている」（４．３％）と「名前は聞いたことがある」（２８．７％）を合わせても３３．０％、再犯防止啓発月間についても、「よく知っている」（３．６％）と「名前は聞いたことがある」（２７．８％）を合わせても３１．４％で、ともに５割以下となっています。一方で保護司については、「よく知っている」（２２．６％）と「名前は聞いたことがある」（４９．１％）を合わせると７１．７％となっています。

助けを必要としながらも孤立した状況にある人が地域で安心して健やかに暮らすことは、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられている「誰一人取り残さない」社会の実現にも通じるものです。再犯防止に関する住民への継続的な周知・啓発の必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

国の第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性を加味し、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援のもとに、就労や住居の確保につなげる支援をより一層強化します。

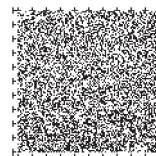
また、犯罪をした人などへの支援の実効性を高めるため、民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点の構築に向け、国・地方公共団体・民間協力者等の連携に努めます。

主な取組

1-1 安全で安心なまちづくりの推進

防犯意識の向上を図るとともに、犯罪の起きにくい環境美化を進めるなど、安全・安心なまちづくりを目指します。

No.	事業名	内容	担当課
1	防犯灯・防犯カメラの設置	「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、防犯及び犯罪抑止の取組を強化し、市民が安全・安心に地域で暮らすため、町内会、学校、警察等と協議・連携のもと、市内要所に、防犯カメラを設置し、管理、運用をしています。また、町内会で設置、管理しているLED防犯灯を新設するときに必要な費用の一部や電気料を補助金として交付します。	市民活動推進課



1-2 就労・住居の確保のための取組

ハローワークや就労支援センター等の活用など、さまざまな社会資源を活用して対象者に必要な支援を行います。

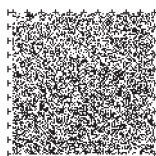
また、住宅要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を可能とすることを目的に、関係機関による支援を行います。

No.	事業名	内容	担当課
1	ジョブスポットしき就労支援体制の充実	ジョブスポットしきのハローワーク相談員と障がい者等就労支援センターの就労支援員が共に協力し、就労促進と職場定着支援の充実を図ります。	共生社会推進課
2	住宅セーフティネット制度の活用	住宅確保要配慮者が住まいを確保しやすくなるよう環境整備を行います。	共生社会推進課 長寿応援課 子ども支援課 建築開発課
3	就労準備支援事業【再掲】	(P51の再掲)	(P51の再掲)

1-3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢や障がいなどにより福祉的支援を必要とする被疑者や被告者に対して、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。

No.	事業名	内容	担当課
1	基幹福祉相談センターと相談機関との連携【再掲】	(P36の再掲)	(P36の再掲)
2	障がい者等相談支援事業所の活用【再掲】	(P46の再掲)	(P46の再掲)



1-4 非行の防止と関係機関と連携した支援の実施

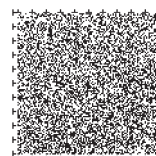
青少年の非行の防止に向けて、悩みや心配ごとの相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。

No.	事業名	内容	担当課
1	保護司による出前講座	保護司の活動内容、犯罪の未然防止などを目的として、市内の中学校に保護司が出向く出前講座を行います。	生活援護課
2	学習支援事業【再掲】	(P51の再掲)	(P51の再掲)
3	子どもと家庭の相談室における相談支援【再掲】	(P47の再掲)	(P47の再掲)
4	非行・薬物乱用防止キャンペーン	青少年育成市民会議が主体となって、青少年はもとより市民を対象に、非行・薬物乱用防止に関する意識の高揚及び正しい知識の普及、啓発などを行います。	生涯学習課
5	スクールソーシャルワーカーによる支援の実施	児童・生徒の問題に対し、保護者や教員、また、関係機関と協力・連携しながら問題の解決を図ります。	教育サポートセンター

1-5 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

犯罪をした者の社会復帰に向けた更生保護活動や支援に関する広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

No.	事業名	内容	担当課
1	社会を明るくする運動	社会を明るくする運動とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪をした人などの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。本市においても保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員協議会等と協力して、本運動を推進します。	生活援護課
2	協力雇用主登録促進事業	犯罪をした人などが更生するために必要な就労先の確保に向け、協力雇用主、保護司、ジョブスポットしき、朝霞公共職業安定所（ハローワーク朝霞）等の関係機関と定期的に情報交換会を実施するなど、協力雇用主の登録促進を図ります。	生活援護課
3	更生保護関係団体への支援	更生保護活動を行っている保護司会、更生保護女性会の民間ボランティア団体の活動を支援することにより犯罪をした人などの再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。	生活援護課



基本施策4 ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、孤独感について、半数近くの人は「ほとんどない」（47.5%）と回答しているものの、「しばしばある・常にある」（2.9%）、「時々ある」（11.1%）、「たまにある」（23.5%）を合わせると全体の4割弱の人が孤独を感じていることがうかがえます。

一方、支援の側となる専門職及び関係者調査の結果によると、ひきこもりの状態にある人を知ったときの対応は、「家族からの相談を聞く」（43.2%）、「相談窓口や支援機関に対し、当事者・家族に関する情報提供を行う」（40.5%）が上位を占めており、さらにひきこもりの人への支援で困っていることは、「自分だけでは対応できないと感じる」（75.7%）が最も多くなっています。また、ひきこもりに係る支援について行政や支援機関が今後取り組む必要があることについては、「身近な地域における相談体制の充実」（49.0%）が最も多く、次いで「ひきこもりの家族会と連携した取組の充実」（28.9%）が続いています。

ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策に向けて、相談体制の充実をはじめ、多分野との連携が求められています。また、地域で困っている人を支援するコミュニティソーシャルワーカーの必要性も高まっています。

【施策の方向性】

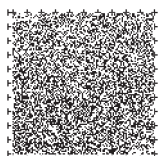
「ひきこもり」など生きづらさを抱えている人や、子どもや若者が家族のケアを担ういわゆる「ヤングケアラー」として孤立することのないよう、多様な主体が相互に連携を図りながら、社会全体で支えていけるよう、相談や情報共有等、分野横断的な支援を進めます。

★「志木市地域共生社会を実現するための条例」では次のような基本施策を掲げています。

（4）全分野と連携する（条例第6条（4）参照）

（6）差別的扱いを受けることのない環境づくり（条例第6条（6）参照）

本計画でも、この基本施策の方向性との整合を図り、施策を進めます。

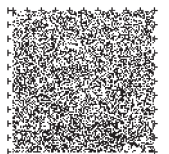


主な取組

1-1 ひきこもり、ヤングケアラー、家族等への支援

ひきこもり、ヤングケアラーの早期発見、支援につなげるため、家族等への支援の充実を図ります。また、子育て家庭や高齢者・障がい者を介護・介助する家族に対して、助成金の交付、保育料の引き下げ等による経済的支援や負担軽減のための各種サービスの利用促進を行います。

No.	事業名	内容	担当課
1	ひきこもり家族教室【新規】	ひきこもりの当事者またはひきこもり状態にある人の家族を対象として、支援の方法や課題の共有などを実施していきます。	共生社会推進課
2	ヤングケアラー支援【新規】	ヤングケアラー実態調査結果等に基づき、ヤングケアラーの可能性が高い児童・生徒を把握し、関係機関が連携を図り必要な支援につなげます。	子ども支援課
3	学習支援事業における外出支援事業【新規】	不登校の対象者を中心とした、将来的なひきこもりを防ぐため、訪問・相談を行い、対象者の要望に沿った学習支援、外出支援、イベントへの誘い掛けなどを行います。	共生社会推進課
4	福祉サービスの利用促進	介護する人の負担軽減が図られるよう介護者支援や居宅介護、短期入所、日中一時支援などの福祉サービスの利用促進を図ります。	共生社会推進課 長寿応援課
5	家族介護者交流事業	在宅で高齢者を介護している家族のために、介護情報の提供をはじめ、介護に関する情報交換の場として介護者相互の交流を図ります。	長寿応援課
6	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料を無償化します。あわせて、保育の必要性の認定を受けた子どもの「幼稚園の預かり保育」や「認可外保育施設等の利用料」についても、原則無償化とします。	保育課
7	家庭ごみ個別訪問収集事業	家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者などの世帯で、身近な人などの協力を得ることができない場合に、戸別に玄関先まで収集に伺うとともに安否確認を行い、日常生活の負担軽減をするなど、在宅生活の支援を図ります。	環境推進課
8	産後ケア事業	産後1年以内の産婦とその乳児を対象に、委託病院等においてデイサービス型とショートステイ型の産後ケア事業により心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援を行います。	健康増進センター



1-2 当事者団体・福祉サービス事業者への支援

当事者やその家族同士の交流と相互援助などの活動を支援します。また、障がい者就労事業所の運営や利用者の就労を支援するため、市の事業において障がい者施設の商品を活用することや、市の委託業務における障がい者就労事業所への発注を支援します。

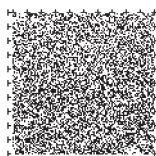
さらに、不足している計画相談支援事業所への補助事業などを行います。

No.	事業名	内容	担当課
1	障がい者サービス提供体制整備	障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所等に対し、建物の賃借料を補助します。	共生社会推進課
2	障がい者就労事業所への優先調達	障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者施設等からの受注を一層促進し、利用者の自立を支援します。	共生社会推進課
3	障がい者団体等への支援	障がい者団体の活動を支援するため、事業費等を補助します。	共生社会推進課

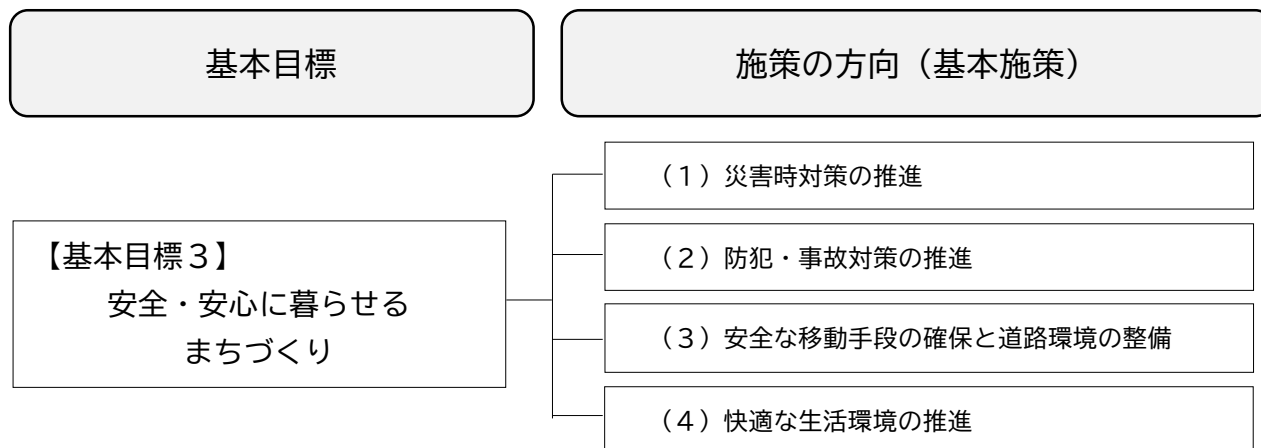
1-3 公的支援の検証

高齢者・障がい者・子育て世帯等の支援の充実を図るため、有識者等で構成された各種組織において、情報の共有や支援のあり方について検討を続けます。

No.	事業名	内容	担当課
1	委員会等による検討	地域福祉計画の進捗状況や見直しの検討をはじめ、福祉に関する他計画との連携を図るため、各種審議会等において、地域福祉の推進に関わる提言を行います。	共生社会推進課



基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり



基本施策1 災害時対策の推進

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、日常生活で不安に感じることにについて、「自分や家族の健康のこと」(45.3%)、「自分や家族の老後のこと」(43.3%)に次いで「地震や火事などの災害のこと」(30.7%)が多くなっています。災害に対する回答も多い中、地域の防災訓練への参加の有無では、「はい」が16.6%となっており、前回調査に比べて減少しています。また、災害が起きた時の対応について、誰かと取り決めていすかについては、「同居の家族と」(54.5%)が最も多い一方、「特に誰とも取り決めていない」との回答も30.3%となっています。さらに、今後市の保健・福祉分野について注力すべき施策では、「身近な相談窓口の充実」(31.8%)に次いで「安全・安心に暮らせるまちづくりの推進（災害時対策等）」(21.5%)が多くなっています。

不安に感じること、市が注力すべき施策とも、災害時のことが上位となっており、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進が求められています。

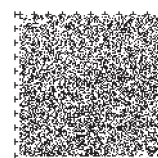
【施策の方向性】

災害時・緊急時の対応に平常時から備えるとともに、災害時・緊急時には住民同士が助け合えるようなしくみ・関係を構築します。

★「志木市地域共生社会を実現するための条例」では次のような基本施策を掲げています。

(10) 支援が必要な人、支援をする人に対して必要な情報が行き届くよう、情報発信をする（条例第6条（10）参照）

本計画でも、この基本施策の方向性との整合を図り、施策を進めます。



主な取組

1-1 情報伝達体制の整備

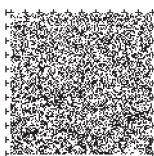
災害時に、市民が安全に避難することができるよう、避難場所の周知を図るとともに、情報伝達手段として、防災行政無線のほか、携帯電話のメール配信に加え、放送した内容を電話で確認できるテレホンサービス等、あらゆる手段を用いて、災害時に迅速な市民への情報伝達を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
1	メール配信サービス	緊急情報や災害情報など、広くお知らせする必要がある情報などを配信します。	市政情報課
2	防災行政無線の維持管理	災害発生時等の緊急時に放送ができるよう、維持管理に努めます。	防災危機管理課
3	防災意識啓発	防災ハンドブック等を活用し、災害による被害を最小限にとどめるべく、防災意識の啓発を図ります。	防災危機管理課

1-2 避難困難者、避難者への支援

一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者を把握し、町内会や民生委員・児童委員と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図るとともに、災害時における支援のしくみづくりに努めます。

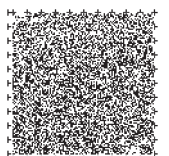
No.	事業名	内容	担当課
1	福祉避難所の設置	災害時に、一般避難所では避難生活が困難な高齢者、妊婦など、災害時に支援が必要な要配慮者に配慮した福祉避難所(総合福祉センター・第二福祉センター)を設置します。	共生社会推進課 長寿応援課
2	災害応援協定	大規模な災害が発生したときに備え、人的・物的支援などの協力が得られるよう、事前に民間事業者などと協定を締結し、支援体制を整えます。	防災危機管理課
3	避難行動要支援者名簿の活用促進	いつ起こるかわからない災害に対応するため、75歳以上の一人暮らし高齢者や要介護の認定を受けている人、障がいのある人などを対象とした避難行動要支援者名簿を活用し、防災訓練を行います。	防災危機管理課 共生社会推進課 生活援護課 長寿応援課 市民活動推進課
4	個別避難計画作成の推進【新規】	災害発生時に自力で避難することが困難な災害時避難行動要支援者の円滑な避難につなげるため、これまでのハザードマップの水害危険区域や避難する際の協力者などの項目に加え、個人に合わせた避難方法や避難場所などを具体的に記載する個別避難計画の作成に取り組みます。必要に応じて相談支援専門員などの福祉専門職と連携を図りながら計画を作成します。	防災危機管理課 共生社会推進課 生活援護課 長寿応援課 市民活動推進課



1-3 避難訓練の実施

いざという時に近所での助け合いを円滑に行うことができるよう、各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
1	地区防災訓練 (町内会単位での訓練の実施)	町内会などの単位で、地区防災訓練を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。	防災危機管理課
2	地区防災訓練 (要配慮者に対する支援訓練の実施)	市民総合防災訓練、地区防災訓練において、災害時に必要な支援が行えるよう、避難行動要支援者名簿の活用を訓練メニューに取り入れ、実施します。	防災危機管理課



基本施策２ 防犯・事故対策の推進

【現状と課題】

「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、のぼり旗を作成し、各町内会などへの配布のほか、市内の小・中学校から防犯啓発用の原画を募り「防犯啓発ポスター」を作成し、市内の公共機関及び銀行・郵便局やＡＴＭ端末機などに設置するとともに、埼玉県が防犯月間としている１０月に「防犯キャンペーン」を実施し、防犯に対する意識づけを行っています。また、防犯パトロール時の安全確保、連帯感の強化を目的として、防犯パトロール隊員にリフレクター付きのベストと帽子を貸与し、市民等が行う防犯パトロール活動を支援し、安全・安心なまちづくりのための防犯体制の確立も図っています。

子どもや女性を狙った不審者による犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺などによる不安、要支援状態または要介護状態の人における家庭内や生活上の事故に対する恐れを取り除くため、市と地域が協力して犯罪を防ぐことが必要です。

【施策の方向性】

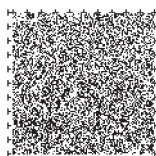
安全な生活環境の整備に努めるとともに、関係機関と連携し、日ごろからの家庭・地域でのコミュニケーションを図り、地域の安全・安心を守れるよう、防犯・見守り活動を促進します。

主な取組

２－１ 防犯活動の推進

地域の安全は、地域で守ることができるよう、地域と学校やＰＴＡが連携して、パトロール活動や子どもの安全を守る活動を推進します。

No.	事業名	内容	担当課
1	自主防犯パトロール活動【再掲】	(P37の再掲)	(P37の再掲)
2	青色防犯パトロール活動	市が所有している青色回転灯を装着したパトロール車で防犯パトロールを実施することで、防犯体制をより強化し「犯罪に強いまち志木」を目指します。	市民活動推進課
3	防犯灯・防犯カメラの設置【再掲】	(P53の再掲)	(P53の再掲)



2-2 事故防止・発生時の対応

高齢者等の家庭内外での事故防止のために、家屋の改修や地域での見守り活動を推進するとともに、高齢者の虐待や孤立等に対応するための見守りについて、民生委員・児童委員の連携や、要保護児童に対するセーフティネットなどの連携強化を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
1	ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】	(P36の再掲)	(P36の再掲)
2	認知症高齢者見守り事業【再掲】	(P37の再掲)	(P37の再掲)
3	家具転倒防止器具お助け隊	震災による家具転倒を防止し、被害の軽減を図るため、市職員による家具転倒防止器具お助け隊が直接自宅へ訪問し、家具転倒防止器具の取り付けを無料で行います(対象者に制限があります)。	防災危機管理課

基本施策3 安全な移動手段の確保と道路環境の整備

【現状と課題】

本市では、路線バスのバリアフリー化を促進するためノンステップバスの導入を支援するなど、高齢者や障がい者をはじめとする市民の移動の円滑化及び利便性の向上に努めてきました。また、高齢者や障がい者、妊婦、未就学児の子育て世帯などの安全な移動手段を確保するため、自宅や公共施設、病院、商業施設などの間の移動において低額でタクシーを利用できる公共交通サービス「デマンド交通」も実施しています。

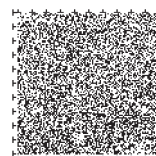
市民アンケート調査結果によると、地域共生社会を進めていく上で必要と思われることについて、「ノーマライゼーションの考え方の普及啓発」(56.1%)に次いで「バリアフリーの整備促進」(42.2%)が多くなっています。

社会参加につながることから、安全な移動手段の確保やバリアフリーの整備促進などの必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

市民の日常的な生活の基盤であり、社会参加を行う上で重要である移動手段の確保については、公共交通だけではさまざまなニーズに対応することが困難であることから、事業者等を含めた移送サービスを検討していく必要があります。

そのため、公的移動手段及び安全に通れる道路環境を整備し、市民の移動手段と安全な移動環境の確保などに努めます。



主な取組

3-1 公的移動手段の整備

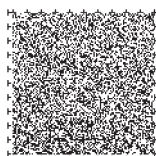
障がい者、高齢者、乳幼児連れの人が移動しやすく使いやすい公共交通と、より利用しやすい移送サービス、買い物支援を推進します。

No.	事業名	内容	担当課
1	福祉有償運送	バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合に、NPO法人や社会福祉法人などが、実費の範囲内(営利とは認められない範囲)の対価により、乗車定員10人以下の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う個別の輸送サービスです。	共生社会推進課
2	福祉タクシー利用券等交付事業	一定の等級以上の障がい者手帳、療育手帳を所持している人に対する移動手段の確保について支援を行います。	共生社会推進課
3	デマンド交通	交通弱者の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、既存のタクシーを活用し、利用したい場所や時間への要望(デマンド)を受け、自宅と公共施設や病院、商業施設などの共通乗降場、または共通乗降場間を低額で利用できる事前連絡制の公共交通サービスを実施します。	都市計画課
4	高齢者等買い物支援事業【新規】	民間事業者との協働で市内を移動スーパーが運行することにより、交通機関や歩行などの問題で、自力での買い物が困難な高齢者の自立支援や介護予防を推進するとともに、地域でのコミュニティ形成や見守り強化を図ります。	長寿応援課

3-2 安全に通れる道路環境の整備

障がい者、高齢者、車いす、ベビーカーなど誰もが安全に、そして自由にどこへでも出かけられる道路環境を整備するとともに、放置自転車や違法駐車、迷惑駐車をなくし、歩道などの安全な通行環境の確保に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
1	道路環境の整備	安全で円滑な道路交通を確保するための生活道路の整備や道路照明灯、道路反射鏡及び道路標示などを整備します。	都市計画課 道路課
2	道路橋梁の維持管理及び補修・修繕	快適で安全な道路環境を保つため、道路橋梁の維持管理を行うとともに、舗装や橋梁の長寿命化修繕計画に基づき道路橋梁の補修・修繕工事を行います。また、市内の既存歩道における段差の解消、平坦性や有効幅員の確保など誰もが安心して歩きやすい歩道の整備を行います。	道路課
3	交通安全教育の充実	子どもたちを交通事故から守るため、関係機関、団体等と連携を密にし、交通安全教育の充実を図ります。	学校教育課



基本施策4 快適な生活環境の推進

【現状と課題】

本市では、市の広報紙である「広報しき」を平成28年5月にリニューアルし、誰もが見やすいユニバーサルデザインフォントを活用するなど、ユニバーサルデザインの推進を図ってきました。また、志木市公共施設等マネジメント戦略の令和4年2月改定においては、ユニバーサルデザインに関する実施方針が追加され、施設の改修やマネジメント方策の実施にあたっては、ユニバーサルデザインを意識し、誰もが利用しやすい施設整備を進めることになりました。

市民アンケート調査結果によると、地域共生社会を進めていく上で必要と思われることについて、「ノーマライゼーションの考え方の普及啓発」（56.1％）に次いで「バリアフリーの整備促進」（42.2％）が多くなっています。

【施策の方向性】

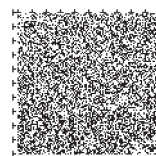
公共施設などを誰もが利用しやすいように配慮し、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行うとともに、地域の資源を活用した住民同士のコミュニケーションの促進や生活マナー向上の啓発に努めます。

主な取組

4-1 ユニバーサルデザインの推進

誰もが利用しやすい公共空間の創出を目指して、道路や公共施設、民間施設においてユニバーサルデザインを推進します。

No.	事業名	内容	担当課
1	歩道の快適化事業	市内にある歩道の段差の解消、平坦性、有効幅員の確保など、誰もが安心して歩きやすい歩道にするため、歩道の快適化を推進します。	道路課
2	パーキング・パーミット制度の推進【新規】	埼玉県では、高齢者や障がい者等のための駐車施設の適正な利用を促進するため、これらの駐車施設を優先的に利用できる者を明確にし、利用証を交付する「埼玉県思いやり駐車場制度」の運用実施について、市でも推進していきます。	共生社会推進課 長寿応援課 子ども支援課



4-2 談話スペースの充実

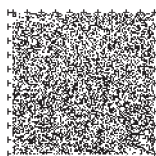
子どもから高齢者まで誰もが市内のいたる所で交流することができるよう、公共施設内やまちなかにおける談話スペースの充実を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
1	総合福祉センター談話スペースの充実	施設の指定管理者と連携し、総合福祉センターにテーブルや椅子を配備し、談話などのスペースの充実を図ります。	共生社会推進課 いろは遊学館
2	市民体育館及び秋ヶ瀬スポーツセンター談話スペースの充実	市民体育館及び秋ヶ瀬スポーツセンターのロビーに椅子を設置し、談話などのスペースの充実を図ります。	生涯学習課

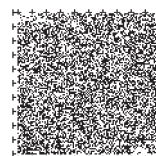
4-3 生活マナーの向上

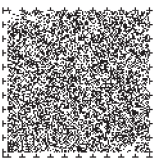
誰もが快適な地域環境の中で生活できるよう、路上喫煙やポイ捨ての防止など、市民一人ひとりの生活マナーの向上を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
1	路上喫煙防止事業	志木駅・柳瀬川駅周辺の路上喫煙禁止地区における禁煙指導を行います。	環境推進課
2	ポイ捨て防止の啓発	ポイ捨てを防止するための啓発看板等の配布を行います。また、市民クリーンパトロール員が市内河川敷等を巡回し、ごみ拾いや不法投棄防止活動を行います。	環境推進課
3	受動喫煙防止啓発事業	たばこの健康への悪影響や受動喫煙についての正しい知識を、喫煙者に十分理解してもらうとともに、分煙を進める啓発事業を実施します。	健康増進センター



第3期志木市成年後見制度 利用促進基本計画



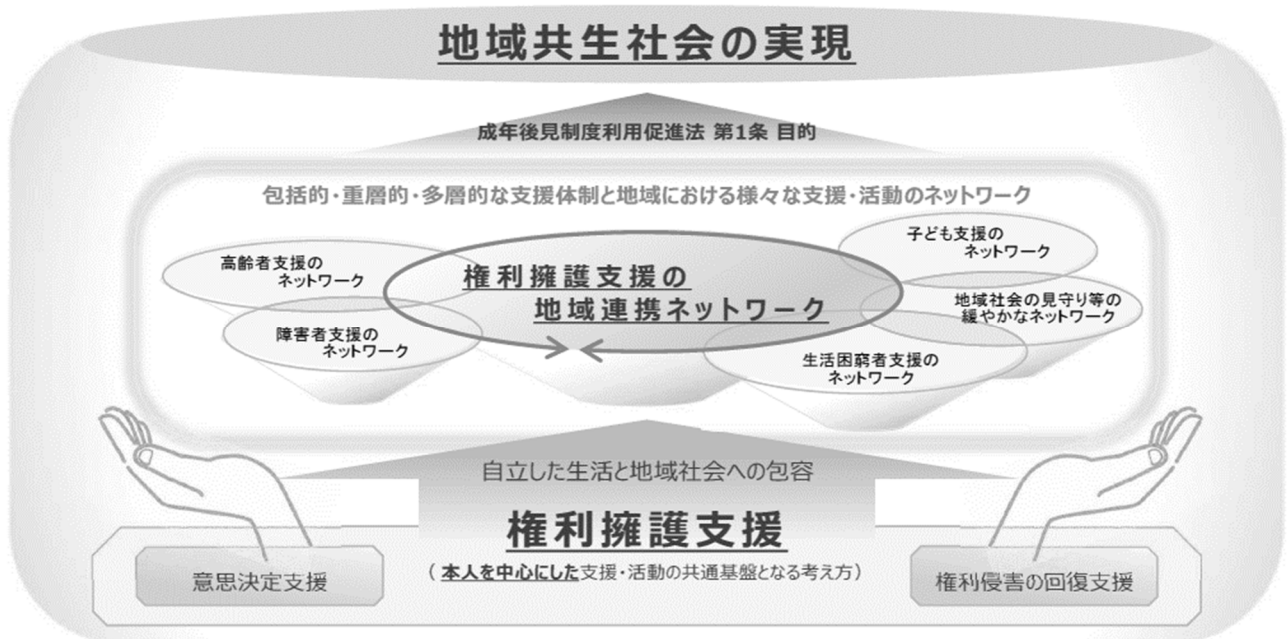


第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定背景

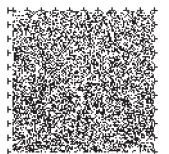
国では、平成29年度から令和3年度までを第一期の「成年後見制度利用促進基本計画」の期間として、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすいとの調和などを進めてきました。

この計画を進める中、成年後見制度とその運営や後見人の報酬、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワークづくりの整備や制度の利用ニーズ増に対応するための担い手の確保といった課題があげられました。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど、今後成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化・増大する見込みがあり、こうした状況に適切に対応する必要性から、新たな基本計画として、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、第二期計画）」が策定されました。



資料：厚生労働省社会・援護局

本市では、「権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木」を実現するため、平成29年3月に全国初となる「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」（以下「条例」という。）を制定し、「社会参加・相互理解」「安全安心な暮らし」「自己決定の尊重」という3つの理念を掲げ、成年後見制度利用促進に取り組んできました。平成30年4月には、条例の目的に掲げられている成年後見制度の利用を計画的に進めていくため、「志木市成年後見制度利用促進基本計画（平成30年度～平成31年度）」を策定し、その後「第2期



志木市成年後見制度利用促進基本計画（令和2年度～令和6年度）」として、その理念等を引き継ぎ、各種取組を進めてきました。今回、国の第二期計画の考え方を踏まえつつ、「第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画（令和7年度～令和11年度）」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）法的根拠

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。この促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を策定し、平成29年4月1日から施行しています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 （平成28年法律第29号）

（市町村の講ずる措置）

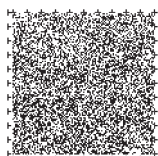
第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（平成28年5月13日施行）

（2）計画の位置づけ

本計画は、条例第6条に基づき、理念及び基本目標を定め、需要の把握と必要量の確保を図るものであり、本市の成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となります。）



3 計画策定のための取組と体制

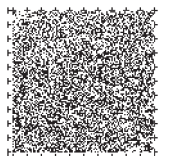
(1) 「志木市成年後見制度利用促進審議会」による審議

学識経験者や法律関係者、医療・福祉関係者、市民等の参画を求め、「志木市成年後見制度利用促進審議会」を設置し、研修及び審議を重ね、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

(2) 市民アンケート調査等の実施と市民意見の公募結果の反映等

市民のニーズを十分に踏まえながら、本市の条例に基づき、多様な意見を考慮して施策を定めるため、地域福祉計画と一体的に、障がい当事者団体を含む市民アンケートによるニーズ調査とともに、意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、意見の反映に努めました。

また、本市が設置している福祉施策庁内推進会議において、内容及び関連施策との整合等について横断的な検討を行いました。



第2章 志木市の現状と課題

1 成年後見制度に関する取組状況

(1) 相談支援

基幹福祉相談支援センターの相談・支援件数はここ最近、横ばいとなっていますが、相談人数は増加傾向にあります。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談件数（延べ）	483件	337件	413件	415件
相談人数（実人数）	51人	58人	66人	72人

(2) 市民後見人の育成及び担い手

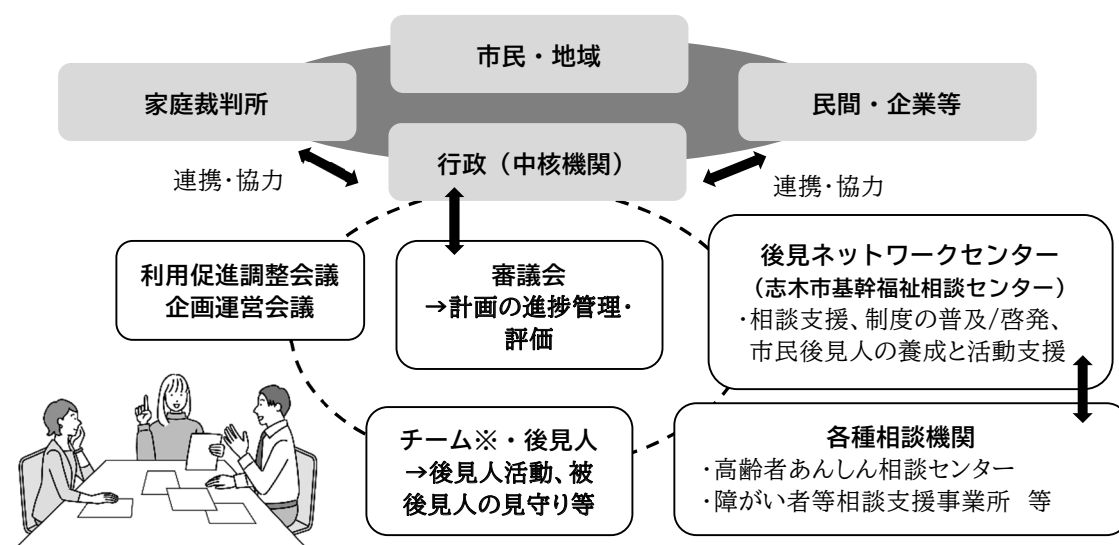
市民後見人の養成は隔年で実施しており、令和5年度では14人の養成数となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市民後見人養成数	未実施	4人	未実施	14人

(3) 地域連携ネットワーク体制

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間・企業等の四者が一体的に連携・協力し支援を行う公的支援システムとして、地域連携ネットワーク体制を構築しました。地域連携ネットワークでは、必要な制度支援のため、福祉関係者や法人後見、相談機関（高齢者あんしん相談センター及び障がい者等相談支援事業所等）と中核機関及び基幹型センターである後見ネットワークセンターとの連携を強化します。

成年後見制度の促進に関する地域連携ネットワークの全体イメージ



※後見人を含み福祉サービス事業者やケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員等の本人を支援する人などで構成

2 志木市の成年後見制度の利用ニーズの現状

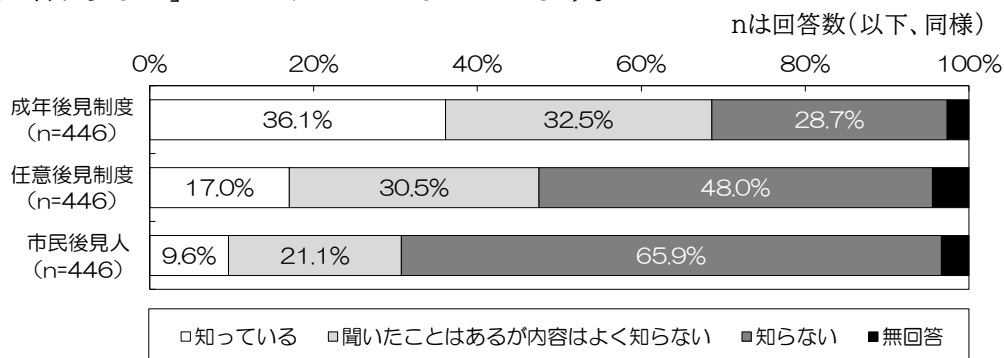
(1) 市民アンケート調査結果

① 成年後見制度・任意後見制度・市民後見人の認知度

成年後見制度の認知度では、「知っている」が36.1%、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が32.5%となっています。

任意後見制度の認知度では、「知っている」が17.0%、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が30.5%となっています。

市民後見人の認知度では、「知っている」が9.6%、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が21.1%となっています。



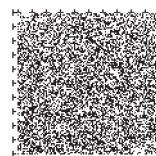
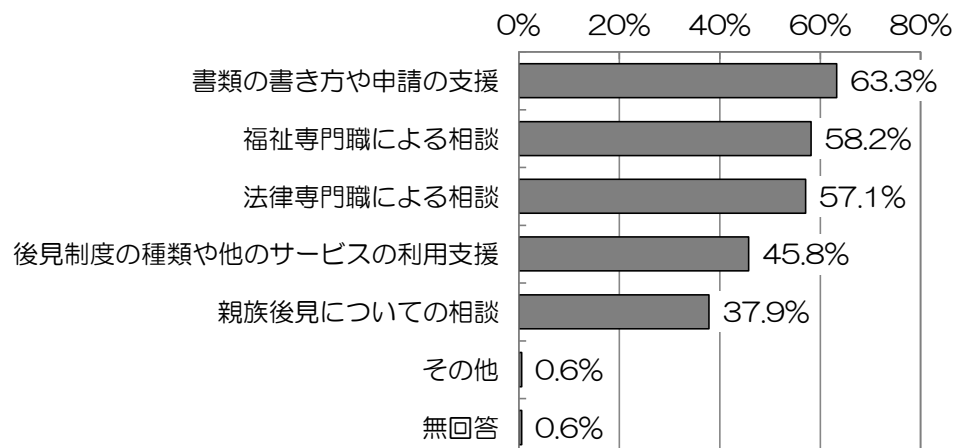
② 成年後見制度の利用意向

ご自身やご家族に対する成年後見制度の利用意向は、「わからない」が46.9%で最も多く、次いで「必要になったら利用したいと思う」が39.7%となっています。利用にあたり、あったらよい支援内容は、「書類の書き方や申請の支援」が63.3%で最も多くなっています。

問 成年後見制度の利用意向

項目	度数	構成比
必要になったら利用したいと思う	177	39.7%
必要になっても利用したいと思わない	34	7.6%
わからない	209	46.9%
無回答	26	5.8%
合計	446	100.0%

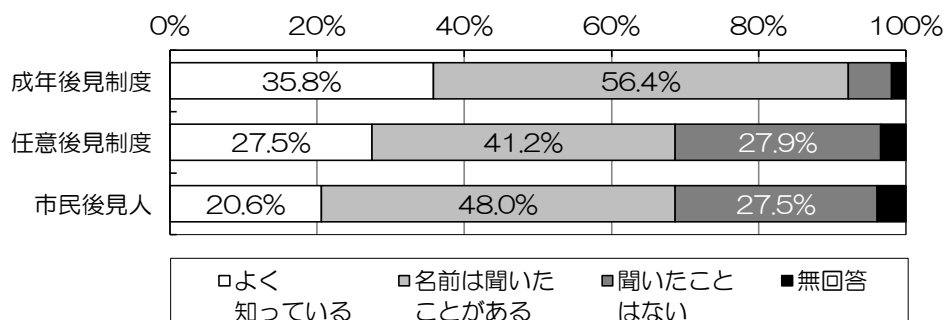
問 利用にあたり、あったらよい支援内容



(2) 専門職及び関係者調査結果

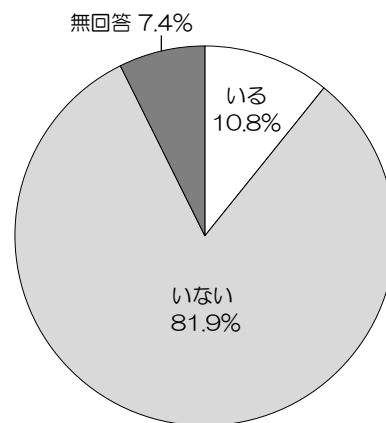
① 成年後見制度・任意後見制度・市民後見人の認知度

専門職及び関係者において、成年後見制度の認知度は9割以上となっていますが、任意後見制度や市民後見人を「聞いたことはない」割合が3割弱となっています。



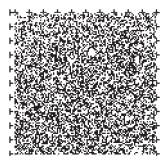
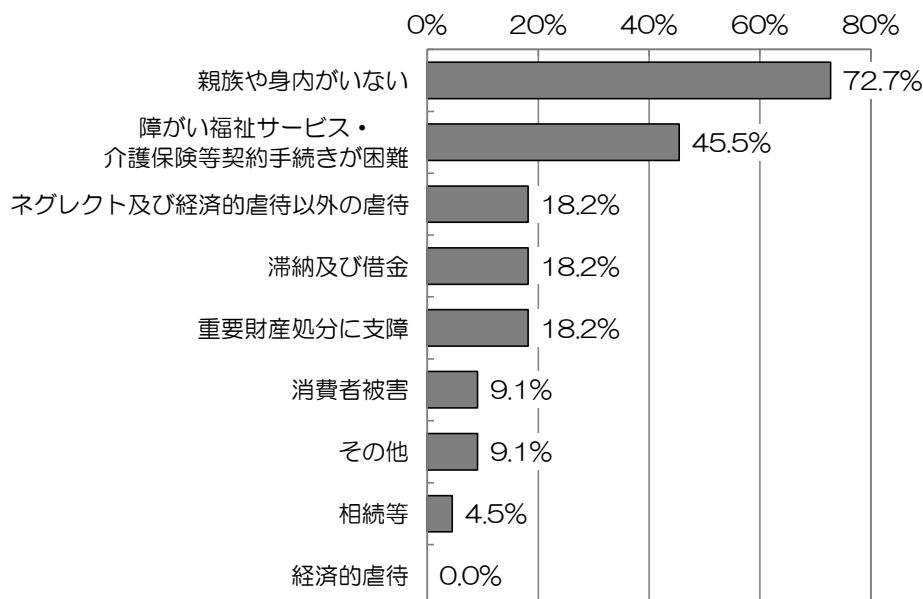
② 支援している人で後見制度を利用中、または利用が必要と思われる方の有無

支援している人の後見制度の利用割合（必要と思われる人も含め）は約1割となっています。



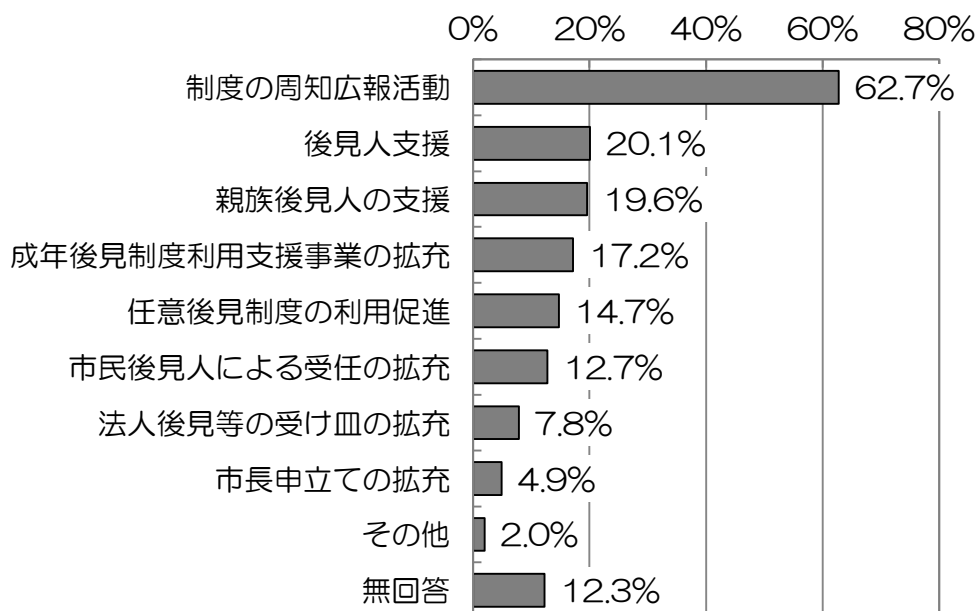
③ 後見制度の利用が必要と思った理由

利用が必要と思った理由としては、「親族や身内がいらない」（72.7%）が最も多く、次いで「障がい福祉サービス・介護保険等契約手続きが困難」（45.5%）と続いています。



④ 今後志木市の後見制度利用促進に望むもの

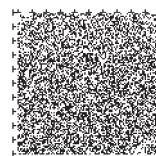
後見制度利用促進に望むものとしては、「制度の周知広報活動」（62.7%）が最も多く、次いで「後見人支援」（20.1%）、「親族後見人の支援」（19.6%）と続いています。



Column
7

任意後見制度（共生社会推進課）

将来判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ「誰」に「何」を頼むのかを決めておく「任意後見制度」という制度があります。任意後見制度は、ご自身の意思で信頼できる人を後見人を選ぶことができる上、預貯金や保険、住居、介護のことなど、希望に応じてお願いする財産管理や身上保護の範囲を決めることができます。



第3章 計画の目指す方向性

1 基本理念

本市では利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきました。これにより、中核機関を中心に身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつあります。

その後、「志木市地域共生社会を実現するための条例」が令和5年4月から施行されており、その理念の中に「自己決定の尊重」が掲げられています。

本計画においてもこの条例の理念との整合を図り、「自己決定を尊重し、権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木」を基本理念とし、今後の社会環境と法の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けて、施策等のさらなる総合的な展開を目指します。

自己決定を尊重し、権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木

2 基本目標

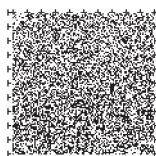
（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進【基本目標１】

権利擁護支援を必要としている人の中には、その人らしい日常生活を送ることができなくなったときにも、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることにも気づかない場合があります。また身寄りがないなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいます。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めたすべての人が、尊厳のある自分らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみを目指します。

（２）尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等【基本目標２】

成年後見制度の利用促進は、どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指します。



3 施策体系

基本理念 自己決定を尊重し、権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木

【基本目標１】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

実行計画１－１ 包括的・多層的なネットワークの構築

実行計画１－２ 実施体制のさらなる充実

実行計画１－３ 市民後見人の育成及び担い手の確保

実行計画１－４ 利用者の把握と早期発見・早期支援

【基本目標２】尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

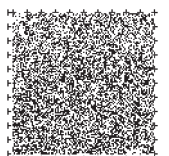
実行計画２－１ 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

実行計画２－２ 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

実行計画２－３ 安全・安心な制度運用のための関係機関との連携

実行計画２－４ 制度理解と地域の見守り等

成年後見制度
利用促進基本計画



第4章 施策の展開（目標達成に向けた実行計画）

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進【目標1】

実行計画1-1 包括的・多層的なネットワークの構築

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、成年後見制度の利用に必要な支援は、「書類の書き方や申請の支援」（63.3％）に次いで、「福祉専門職による相談」（58.2％）が多くなっています。複合化・複雑化する地域課題に対して、より専門的な相談支援の必要性がうかがえます。

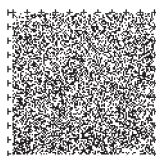
【施策の方向性】

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間・企業の三者が一体的に連携・協力し支援を行う公的支援システムとして、地域連携ネットワークの体制を構築します。地域連携ネットワークでは、必要な制度支援のため、福祉関係者や法人後見、相談機関（高齢者あんしん相談センター及び障がい者等相談支援事業所等）と中核機関との連携を強化します。既存の保健・医療・福祉の支援ネットワークを活かし、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携のもと、障がい者や子どもも含めた横断的な支援体制としてさらなる拡充を行い、成年後見制度における支援を推進します。既存の各分野や地域の活動を活かし、有機的連携により、支援の必要な市民に対し制度利用の体制づくりを進めます。また、地域社会への参加の支援の観点から、地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制づくりの中で、権利擁護支援を必要としている人のニーズへの対応も含めたしくみづくりを進めていきます。

主な取組

1-1（1） ホッとあんしん見守りネットワーク

No.	事業名	内容	担当課
1	ホッとあんしん見守りネットワーク	子どもから高齢者まで、すべての市民を対象とした、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指す取組です。地域で孤立することや消費者被害に遭うことなどがないよう、日常の生活や仕事の中で、ちょっとした異変に気づいた時、ご連絡いただくことで、早期発見早期対応を図ります。	共生社会推進課 産業観光課 長寿応援課 子ども支援課
2	ホッとあんしん見守りネットワーク連携体制強化	高齢者虐待防止と養護者への支援や孤立防止、消費者被害を防止するため、高齢者及び認知症等により判断力が不十分となった市民への見守りやつなぎ等のため、研修等を行い、連携を強化します。	共生社会推進課 産業観光課 長寿応援課



1-1 (2) 保健・医療・介護・福祉による自立支援、重症化防止との連携

No.	事業名	内容	担当課
1	地域ケア会議・専門職会議	多様な人材と高齢者あんしん相談センター等の多職種が参加した会議と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。	長寿応援課
2	地域自立支援協議会	市内障がい福祉関係者が情報を共有し、地域課題を協議する中で、成年後見制度の利用促進を図ります。	共生社会推進課
3	地域ケア会議への参加	成年後見制度に関する連携について協力します。	健康増進センター

1-1 (3) 医療・介護連携推進事業の活用

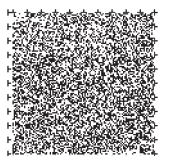
No.	事業名	内容	担当課
1	医療・介護との連携による成年後見制度（権利擁護）の利用支援	成年後見制度に関する連携の向上や自立支援との専門的支援の向上をさせます。	長寿応援課

1-1 (4) 認知症施策推進事業の活用

No.	事業名	内容	担当課
1	認知症地域支援推進員等との連携による成年後見制度（権利擁護）の支援	成年後見制度に関する連携の向上や自立支援との専門的支援の向上をさせます。	長寿応援課

1-1 (5) 関係機関・専門職との協議等

No.	事業名	内容	担当課
1	医療・介護との連携による成年後見制度（権利擁護）の利用支援	専門職による制度の利用に係る意思決定等の権利擁護支援をします。	長寿応援課 共生社会推進課



■ 実行計画 1－2 実施体制のさらなる充実

【現状と課題】

本市では、成年後見制度利用促進審議会において、毎年成年後見制度に関する審議を行い、市民のための権利擁護のまちづくりを推進しています。また、志木市後見ネットワークセンターは令和2年10月1日から基幹福祉相談センターのひとつの機関となり、生活にお困りの人や障がい・高齢・子どもなど、複合的なお悩みがある人の自立支援や各制度・分野にわたる、いろいろな生活のお悩みに対応するための専門的な相談支援を行う機能とともに、リードする役割を担いながら関係する機関などと連携しています。本人の生活の質の向上のためにも、関連機関の多分野連携を通じて、後見制度の利用につながることの必要性がうかがえます。

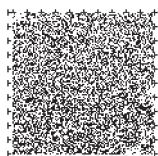
【施策の方向性】

市が直営する後見ネットワークセンターを含む中核機関が、市内における相談機関（高齢者あんしん相談センター・障がい者等相談支援事業所）との有機的連携により、利用が必要な市民を把握し、成年後見制度に関する適切な利用支援の体制を強化します。また、必要に応じて、本人と日常的なケアの専門職等に加え、後見人と後方支援を行うチーム（以下「チーム」）を編成し、支援します。取組にあたっては、審議会、地域ケア会議や地域自立支援協議会等による検討結果を踏まえ、市民の福祉と後見のニーズを包括的に把握しながら、より専門的で包括的な支援体制を構築することで、生活の質の向上のために制度の利用支援が一層向上するよう効果的に推進します。

■ 主な取組

1－2（１） 審議会での協議及び評価

No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度利用促進審議会での協議・評価	成年後見制度に関する審議を行い、市民のための権利擁護のまちづくりを推進します。	共生社会推進課



1-2(2) 後見ネットワークセンターを含む中核機関による各分野の横断的支援

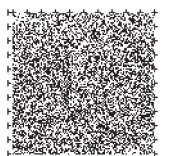
No.	事業名	内容	担当課
1	基幹福祉相談センターの運営	市と後見ネットワークセンターを中核機関として成年後見制度の普及啓発や市民後見人育成、関係機関との連携等を行います。	共生社会推進課
2	高齢者あんしん相談センターにおける成年後見制度の利用促進	一次相談機関として、成年後見制度の利用が必要な市民を把握し、制度利用を勧める等の支援を行います。	長寿応援課
3	障がい者等相談支援事業所における成年後見制度の利用促進	一次相談機関として、成年後見制度の利用が必要な市民を把握し、制度利用を勧める等の支援を行います。	共生社会推進課

1-2(3) 協議会・チーム専門職との協議等

No.	事業名	内容	担当課
1	地域自立支援協議会との連携と活用	地域自立支援協議会をベースに成年後見制度に関する協議体制を強化し、チーム支援の検討等を行います。	共生社会推進課
2	地域ケア会議との連携と活用	地域ケア会議をベースに成年後見制度に関する協議体制を強化し、チーム支援の検討等を行います。	長寿応援課

1-2(4) 法律専門職の派遣

No.	事業名	内容	担当課
1	後見ネットワークセンターによる法律等専門職の派遣	地域における適切な制度利用、相談支援のため、法律・福祉の専門職の派遣を行います。	共生社会推進課



実行計画 1－3 市民後見人の育成及び担い手の確保

【現状と課題】

高齢化の進展や一人暮らしの高齢者の増加、また障がい者の地域生活への移行などを背景に、成年後見制度のニーズは高まるものと考えられます。

専門職及び関係者調査によると、今後志木市の後見制度の利用促進に望むものは、「制度の周知広報活動」（62.7％）が最も多く、次いで「後見人支援」（20.1％）、「親族後見人の支援」（19.6％）と続いています。

市民後見人の養成数は、令和3年度に4人、令和5年度に14人と増加していますが、引き続き、担い手の育成と確保、活用の検討を行うことの必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

市民の地域貢献ニーズを掘り起こすよう広報や普及啓発を強化します。市民後見人の養成研修とともに継続的な教育を行うことで、より多くの市民後見人を養成・輩出し、着実な活動を進めます。また、家庭裁判所との連携や協議により、必要な事業の見直しを行います。

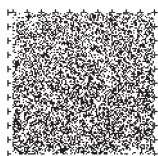
主な取組

1－3（１） 後見人活動理解促進のための関係事業所連絡会の活用

No.	事業名	内容	担当課
1	事業所連絡会等の活用による担い手の確保	事業所連絡会等を活用し、市民後見人活動とチーム活動の理解促進により、担い手の発掘を進めます。	共生社会推進課 長寿応援課

1－3（２） 制度普及啓発講演会

No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度利用促進、普及活動	成年後見制度の普及啓発と利用促進のため、市民団体等への出張講座、普及活動を行います。	共生社会推進課



1-3(3) 広報やホームページ等による周知

No.	事業名	内容	担当課
1	広報、ホームページへの掲載	成年後見制度の普及啓発と利用促進のため広報、ホームページやSNS等を活用した周知を行います。	共生社会推進課

1-3(4) 市民後見人養成講座・スキルアップ研修

No.	事業名	内容	担当課
1	市民後見人のつどい【新規】	後見活動における情報共有、関係作り、課題の解決を図ることで市民後見人活動の支援を行います。	共生社会推進課
2	市民後見人の養成	市民後見人に関する制度周知とともに、多くの担い手を育てていくことを目指し、市民後見人の養成とスキルアップを進めます。	共生社会推進課

1-3(5) 地域での制度出前講座（制度普及と後見人活動の理解促進）

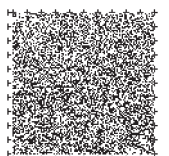
No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度に関する出前講座	高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等が市民の身近なセンターとして、制度の周知を行い、支援します。	共生社会推進課 長寿応援課

1-3(6) 認知症見守り事業との連携

No.	事業名	内容	担当課
1	認知症高齢者見守り事業	認知症の人の地域での見守りを促進する各種事業と並行し、市民に成年後見制度や支援の周知を徹底します。	長寿応援課 共生社会推進課

1-3(7) 受任調整会議等

No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度利用促進調整会議による利用調整と後見人候補者の推薦	市民の制度利用支援のため、各福祉事務所及び専門職と連携し、専門的な視点で協議を行い、適正な受任調整を行います。	共生社会推進課



Column
8

市民後見人、市民後見人のつどい（共生社会推進課）

市民後見人とは、同じ地域に住む市民の目線を活かしたきめ細かな支援ができるように、基幹福祉相談センター（後見ネットワークセンター）などのサポートを受けながら後見人活動をする人です。この市民後見人になるためには、養成講座を受講し、成年後見制度に関する知識を身に付けた後に、家庭裁判所から選任される必要があります。

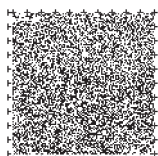
現在、市民後見人として活動をしている人、過去に活動をしていた人、これから活動をする見込みの人とともに、司法書士や福祉専門職が一堂に介して、日頃の活動での悩みや課題、それぞれの皆さんが大切にしていることなどを共有し、今後の活動に活かすための自主的な集いを開いています。



Column
9

成年後見制度等利用促進調整会議（共生社会推進課）

制度利用を必要とする利用者がメリットを感じることができるよう、弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士等で構成される会議によって、適切な後見人を家庭裁判所に推薦するための受任調整を行っています。本人のおかれている状況や課題、想いなどを本人・支援者などから聞き反映させることで、適切な後見人等候補者が選出されるよう調整を行っています。



■ 実行計画 1－4 利用者の把握と早期発見・早期支援

【現状と課題】

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを通じて、権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談支援が必要です。そのためにも、広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等）、相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）、利用促進（マッチング）機能の充実の必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

医療や介護職、関係機関や金融機関を含む民間事業者等との地域でのネットワークにより、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行います。

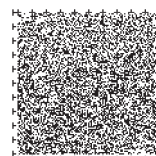
■ 主な取組

1－4（１） 警察等の関係機関との連携

No.	事業名	内容	担当課
1	警察や金融機関等の関係機関との連携	必要な市民を制度利用につなぐため、警察や金融機関等と連携し関係機関との支援体制づくりを進めます。	共生社会推進課

1－4（２） 利用支援等のための事業所連絡会の活用

No.	事業名	内容	担当課
1	制度利用や後見人支援のための事業所連絡会等の活用	事業所連絡会等を活用し、福祉サービスと一体的に制度のスムーズなつなぎや後見人の活動支援への理解を促進します。	共生社会推進課 長寿応援課

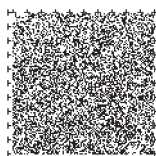


1-4(3) 地域ケア会議や認知症初期集中支援チーム員会議、ケース会議での検討

No.	事業名	内容	担当課
1	地域ケア会議や認知症初期集中支援チーム員会議、ケース会議による横断的な検討の実施	福祉や医療職が関与する会議の機会を活かし、成年後見制度に関する実務に即して検討を行います。	長寿応援課
2	ケース会議での検討の実施	福祉や医療職が関与する会議の機会を活かし、成年後見制度に関する実務に即して検討を行います。	共生社会推進課
3	各種相談事業	こころの相談や精神保健相談などの事業により対象となる人を把握します。	健康増進センター

1-4(4) ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】

No.	事業名	内容	担当課
1	ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】	(P76の再掲)	(P76の再掲)
2	ホッとあんしん見守りネットワーク連携体制強化【再掲】	(P76の再掲)	(P76の再掲)



2 尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等【目標2】

実行計画2-1 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

【現状と課題】

国の成年後見制度利用促進計画において、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点を取り入れた運営が大切になります。後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人を代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることの必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

後見人が利用者に対し、適切な身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた日常生活上の支援、福祉サービスや医療等の公的サービスの提供の他、契約や法律行為等がなされるよう、チームによる支援を行います。また、本人の財産が本人の意思に基づき福祉サービスや介護など、生活の質の向上に活かされるよう支援します。

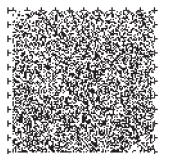
主な取組

2-1（1） 地域自立支援協議会・地域ケア会議

No.	事業名	内容	担当課
1	地域自立支援協議会との連携と活用【再掲】	【P79の再掲】	【P79の再掲】
2	地域ケア会議との連携と活用【再掲】	【P79の再掲】	【P79の再掲】

2-1（2） 専門職・市民後見人による検討及び研修

No.	事業名	内容	担当課
1	専門職・市民後見人の理解と専門性の向上	研修や協議を行い、福祉の支援における意思決定支援の向上や身上保護に関する理解を図ります。	共生社会推進課 長寿応援課

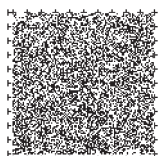


2-1 (3) ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】

No.	事業名	内容	担当課
1	ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】	(P76の再掲)	(P76の再掲)
2	ホッとあんしん見守りネットワーク連携体制強化【再掲】	(P76の再掲)	(P76の再掲)

2-1 (4) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発

No.	事業名	内容	担当課
1	ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発	人生の最後まで個人の希望や意思が最大限尊重されるように、ACPシートやエンディングノートなどを活用した普及啓発を行います。	長寿応援課



実行計画 2-2 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

【現状と課題】

専門職及び関係者調査によると、支援している人で、後見制度を利用中の人はまたは利用が必要と思われた人の割合は10.8%でした。後見制度の利用が必要と思った理由としては、「親族や身内がいない」（72.7%）が最も多く、次いで「障がい福祉サービス・介護保険等契約手続きが困難」（45.5%）と続いています。単身世帯が増える中、親族や身内がいない人に対して、個人の意思を反映しながら個人の生活に応じた制度の利用支援の必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

適切な後見制度等の選択のため、支援対応の向上を図り、速やかに必要な制度利用につなげるとともに、法定後見制度だけでなく任意後見制度等を周知し、市民の意思を反映しながら個人の生活に応じた制度の利用を進めます。また、社会福祉協議会で行われている「日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）」と連携し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに後見制度への移行を図り、他の公的サービス等と一体的に連動して提供を行います。

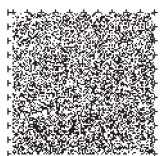
成年後見制度の利用が必要であるが申立人がいない場合等については、市長申立てによる後見等の申立てを行うことで、適切に制度につなげます。成年後見制度利用支援事業による申立て費用の助成及び親族以外の第三者に対する報酬助成を行うことで、市民が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

あわせて、本人の生活課題の複雑化に合わせ、重層的支援による伴走型の相談支援を充実させることに加えて、継続的で複雑な後見活動を行う地域資源として近隣市等も含めた法人後見等の把握や適切な制度利用に向け資源を発掘します。

主な取組

2-2（1） 市民への相談支援

No.	事業名	内容	担当課
1	重層的支援による相談支援と関係所管へのつなぎ連携【新規】	窓口や電話等での成年後見に関する複合的な相談を受け止め、多機関協働や関係機関と連携を図り、伴走型支援を行います。	共生社会推進課 長寿応援課 子ども支援課



2-2(2) 福祉事務所による市長申立て等

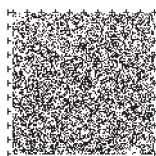
No.	事業名	内容	担当課
1	福祉事務所による市長申立てと関係機関へのつなぎ	必要な市民に対して市長申立てを行い支援します。また、必要に応じ家庭裁判所や児童相談所との連携を行います。	共生社会推進課 長寿応援課 子ども支援課

2-2(3) 成年後見制度利用支援事業（市長申立て・報酬助成）

No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度利用支援事業による支援	経済的に困窮しているご本人に対する支援として、市長申立てや後見人報酬の助成を行います。	共生社会推進課 長寿応援課

2-2(4) 関係機関との連携・協議（日常生活自立支援事業、法人後見）

No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度に関連する福祉サービスとの連携及び協議	成年後見制度と日常生活自立支援事業等の福祉サービスについて、ケース会議等で一体的な検討を行い、適切なつなぎと支援を行います。また、法人後見と連携した協議を行います。	社会福祉協議会



実行計画2-3 安全・安心な制度運用のための関係機関との連携

【現状と課題】

全国的に成年後見制度の利用については、親族後見人等の制度理解の促進や正しい知識の習得が大切です。親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられるよう、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制が求められています。

また、安全・安心な制度運営のために、専門職や市民後見人等はネットワークを構築し、関係機関と連携する必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

適切な後見人の選任のもと、後見人とのチーム編成による被後見人のサポートや、金融機関や民間事業者等を含むネットワークにより、不正の未然防止につながるような運用を図り、相談や支援を行います。また、広く市民へ制度の理解を促し、普及することにより、安全・安心な制度運用への意識の醸成を図ります。

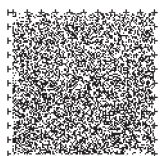
主な取組

2-3（1） 後見人への相談支援

No.	事業名	内容	担当課
1	後見人とチームへの相談支援	法律・福祉の専門職等による後見人への支援の専門的技術の向上を図るとともに、チーム支援を行う後見ネットワークセンターとの連携を推進します。	共生社会推進課

2-3（2） 専門職等との検討・協議

No.	事業名	内容	担当課
1	地域自立支援協議会との連携と活用【再掲】	【P79の再掲】	【P79の再掲】
2	地域ケア会議との連携と活用【再掲】	【P79の再掲】	【P79の再掲】



2-3(3) 地域での制度出前講座（制度普及と後見人活動の理解促進）【再掲】

No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度に関する出前講座【再掲】	(P81の再掲)	(P81の再掲)

2-3(4) ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】

No.	事業名	内容	担当課
1	ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】	(P76の再掲)	(P76の再掲)
2	ホッとあんしん見守りネットワーク連携体制強化【再掲】	(P76の再掲)	(P76の再掲)

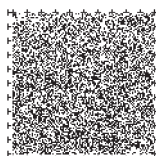


成年後見制度出前講座（共生社会推進課、長寿応援課）

高齢者あんしん相談センターや基幹福祉相談センター（後見ネットワークセンター）では、すべての人が安心して暮らしていくため、町内会や民生委員・児童委員の研修会、地域での勉強会など、皆さまが集まる場面に法律の専門職を派遣して、成年後見に関する出前講座を実施しています。

～たとえば、こんなときに利用できます～

- ・成年後見制度の活用方法や事例について、実生活にもつながるような具体的な説明をしてほしいとき
- ・施設入所者の家族会など、同じような境遇にある人たちの集まりの中で、質疑応答を交えた話をしてほしいとき



■ 実行計画 2-4 制度理解と地域の見守り等

【現状と課題】

市民アンケート調査結果によると、成年後見制度の認知度は、「知っている」が36.1%で、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」(32.5%)を合わせると68.6%となっています。また、任意後見制度の認知度は、「知っている」が17.0%で、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」(30.5%)を合わせると47.5%となり、成年後見制度に比べて低い割合となっています。

専門職及び関係者調査によると、今後志木市の後見制度利用促進に望むものは、「制度の周知、広報活動」(62.7%)が最も高くなっています。

地域での見守り体制づくりに向けて、市民への継続的な制度の周知・広報活動の必要性がうかがえます。

【施策の方向性】

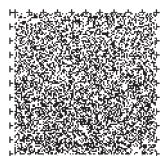
制度の適切な周知や普及に不可欠である保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業者等に対して、必要とする市民に支援が行われるよう成年後見制度の研修を強化します。また、学齢期の児童・生徒を含む市民に対して、相談機関等による出前講座や認知症高齢者見守り事業との連携により、健康なうちから普及啓発することで、適切な選択のもと制度利用を図ります。地域での見守り等を市民が積極的に行うことで、安心な生活基盤を市民が自ら考える機会として活かし、市民の制度理解が効果的に図られるよう一層推進します。

さらに、市民後見人の活動を通じて、市民後見人の養成との連携や制度利用の理解を推進します。

■ 主な取組

2-4 (1) 専門職・事業者制度研修

No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度及びチーム支援等の理解促進研修	制度理解と福祉の専門職等によるチーム支援の周知を図ります。	共生社会推進課



2-4(2) 地域での制度出前講座（制度普及と後見人活動の理解促進）【再掲】

No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度に関する出前講座【再掲】	(P81の再掲)	(P81の再掲)

2-4(3) 制度普及啓発講演会【再掲】

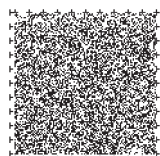
No.	事業名	内容	担当課
1	成年後見制度利用促進、普及活動【再掲】	(P80の再掲)	(P80の再掲)

2-4(4) 市民後見人養成講座・スキルアップ研修【再掲】

No.	事業名	内容	担当課
1	市民後見人のつどい【再掲】	(P81の再掲)	(P81の再掲)
2	市民後見人の養成【再掲】	(P81の再掲)	(P81の再掲)

2-4(5) ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】

No.	事業名	内容	担当課
1	ホッとあんしん見守りネットワーク【再掲】	(P76の再掲)	(P76の再掲)
2	ホッとあんしん見守りネットワーク連携体制強化【再掲】	(P76の再掲)	(P76の再掲)

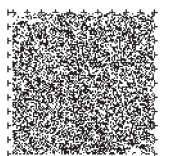


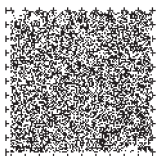
2-4(6) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発【再掲】

No.	事業名	内容	担当課
1	ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発【再掲】	(P86の再掲)	(P86の再掲)

2-4(7) 認知症見守り事業との連携【再掲】

No.	事業名	内容	担当課
1	認知症高齢者見守り事業【再掲】	(P81の再掲)	(P81の再掲)



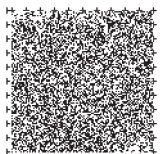


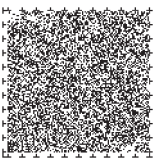
計画の推進

第5期志木市地域福祉計画

第2期志木市再犯防止推進計画

第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画





第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、本市における今後5年間の地域福祉に関わる活動や取組を市民、関係機関・関係団体、市等が相互に連携して効果的に行うことにより、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせることを目指すものです。

本計画を実施していく中で、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を実行するとともに、複合化・複雑化する地域の課題に対し、より効果的に事業を実施する必要があります。

また、本市では地域共生社会を実現するために必要な支援の体制づくりや取組を市民・事業者のみなさんと協力しながら、一緒に進めていきます。

【それぞれの主な役割】

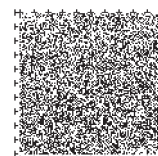
市の役割	・地域共生社会を実現するために、必要な支援を受けられる体制をつくります。 ・地域共生社会を実現するために、必要な取組を計画的に進めていきます。 ・市民や事業者と一緒に、地域共生社会の実現に向けて理解や認識を深め、取組を進めていきます。
市民・事業者の役割	・地域共生社会を実現するために、必要な知識や理解を深めましょう。 ・市と協力しながら、地域共生社会の実現に向けて、取組を進めていきましょう。

※「志木市地域共生社会を実現するための条例」より引用

2 計画の進行管理

本計画の施策や事業については、毎年度、学識経験者や関係機関、市民活動団体の代表者、市等によって構成される志木市地域福祉推進委員会や志木市成年後見制度利用促進審議会等において、重点的な取組の指標に基づき進捗状況の把握及び評価を行います。

また、社会環境や制度の変更などの際には、必要に応じて本計画に記載した内容以外にも施策や事業の充実等に努めていきます。



資料

1 志木市地域福祉推進委員会設置規程

○志木市地域福祉委員会設置規程

平成20年3月12日告示第32号

改正 平成24年10月1日告示第181号

平成26年9月22日告示第228号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定した志木市地域福祉計画（以下「計画」という。）を総合的に推進するため、志木市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進行状況の検証に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) 地域福祉の推進に係る提言に関すること。
- (4) 社会福祉法人志木市社会福祉協議会が設置する志木市地域福祉活動連絡会議との連絡調整に関すること。
- (5) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

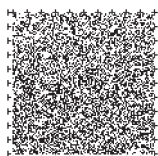
- (1) 町内会等地縁団体の代表者
- (2) 保健、福祉、教育、産業等に関する団体の代表者
- (3) 高齢者団体の代表者
- (4) 障がい者団体の代表者*
- (5) 子育て支援団体の代表者
- (6) 社会福祉関係事業者の代表者
- (7) 社会福祉協議会の代表者
- (8) 地域福祉に関し識見を有する者

2 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。



- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(会議の記録等)

第7条 共生社会推進課長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

- 2 共生社会推進課長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部共生社会推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

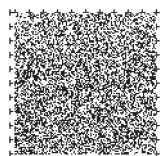
- 1 この告示は、平成20年3月21日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項本文の規程にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成24年告示第181号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第228号）

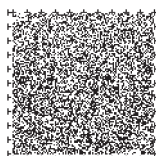
この告示は、公布の日から施行する。



2 志木市地域福祉推進委員会委員名簿

(任期 令和6年10月1日～令和9年9月30日)

NO.	選出	役職	氏名	所属
1	町内会等 地縁団体の代表者	副委員長	竹前 榮二	志木市町内会連合会 会長
2	保健、福祉、 教育、産業等 に関する 団体の代表者		吉田 かほる	志木市母子保健推進員連絡協議会 会長
			岡 和香子	志木市立小中学校長会
			細川 年幸	志木市民生委員・児童委員協議会 副会長
			村山 宏	志木市商工会 理事
			田村 成彦	朝霞地区保護司会志木支部 支部長
3	高齢者団体の 代表者		前田 喜春	志木市老人クラブ連合会 副会長(久保寿会)
4	障がい者団体の 代表者		小澤 静枝	志木市福祉団体連絡会おおぞら 副会長
5	子育て支援団体の 代表者		平光 里恵	NPO法人 志木子育てネットワーク ひろがる輪 理事
6	社会福祉関係 事業者の代表者		小林 紗来	社会福祉法人 ルストホフ志木 施設運営部代表
7	社会福祉協議会の 代表者		中村 勝義	社会福祉法人 志木市社会福祉協議会 会長
8	識見を有する者	委員長	菱沼 幹男	日本社会事業大学 教授
			倉持 香苗	日本社会事業大学 准教授



3 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例

○志木市成年後見制度の利用を促進するための条例

平成29年3月24日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、志木市成年後見制度利用促進審議会を設置することにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等（法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。）が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等（法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(市の責務)

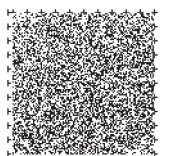
第3条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第4条 成年後見人等、成年後見等実施機関（法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。）及び成年後見関連事業者（法第2条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。）は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第5条 市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。



（計画の策定）

第6条 市は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。

（地域連携ネットワークの構築等）

第7条 市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を設置するものとする。

（成年後見等実施機関の設立に係る支援等）

第8条 市は、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（審議会の設置）

第9条 法第23条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議するため、志木市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第10条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、成年後見制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

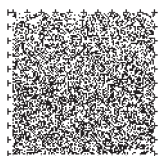
第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和53年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

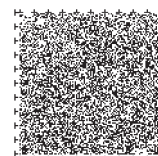


4 志木市成年後見利用促進審議会委員名簿

(任期 令和5年11月1日～令和8年10月31日)

五十音順

NO.	役職	氏名	所属
1	副会長	飯村 史恵	立教大学 コミュニティ福祉学部 福祉学科 教授
2		神野 直弘	弁護士
3	会長	大貫 正男	司法書士
4		上田 将史	志木市精神保健福祉をすすめる会 理事長
5		竹前 榮二	町内会連合会 会長
6		渡辺 修一郎	桜美林大学大学院 教授、医師



5 計画策定経過

○志木市地域福祉推進委員会

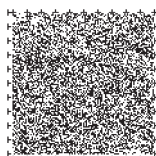
年月日	会議等	議事
令和6年 6月10日	第1回志木市地域福祉推進委員会	(1)第4期地域福祉計画の進捗について (2)第5期地域福祉計画、アンケートについて (3)スケジュール、その他
10月7日	第2回志木市地域福祉推進委員会	(1)アンケート結果について (2)第5期志木市地域福祉計画（素案）、第2期志木市再犯防止推進計画（素案）について (3)その他
11月25日	第3回志木市地域福祉推進委員会	(1)第5期志木市地域福祉計画（素案）、第2期志木市再犯防止推進計画（素案）について
令和7年 1月20日	第4回志木市地域福祉推進委員会	(1)第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画（素案）パブリックコメントの結果について (2)アンケート結果調査報告書、計画概要版、第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画（素案）について (3)（志木市社会福祉協議会）地域福祉活動計画について

○志木市成年後見制度利用促進審議会

年月日	会議等	議事
令和6年 6月6日	第1回志木市成年後見制度利用促進審議会	(1)第2期志木市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について (2)第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画の策定について (3)その他
10月10日	第2回志木市成年後見制度利用促進審議会	(1)アンケート結果について (2)第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について (3)その他
令和7年 1月17日	第3回志木市成年後見制度利用促進審議会	(1)第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画のパブリックコメントの意見について (2)アンケート結果調査報告書、計画概要版、第3期成年後見制度利用促進基本計画（素案）について (3)第3期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（答申）（案）について

○アンケート調査・パブリックコメントの実施

年月日	内容
令和6年7月8日～7月26日	アンケート調査の実施（市民、専門職及び関係者）
令和6年12月3日 ～令和7年1月6日	市民意見公募（パブリックコメント）の実施



6 志木市地域共生社会を実現するための条例

○志木市地域共生社会を実現するための条例

令和5年3月27日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地域共生社会を実現するための施策の推進に関し、基本理念、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、個性、生き方等を尊重し、互いに支え合い、市民誰もが生きがいを持って輝くことができる地域社会の実現を図り、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域共生社会 子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者等が必要に応じて適切な福祉的支援を受けながら、個人の状況に関係なく、個性、生き方等を尊重し、互いに支え合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 福祉的支援 地域生活課題（福祉サービスを必要とする市民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいう。）を抱える市民に対し、国、地方公共団体、公的機関、市民及び事業者が実施する支援をいう。

(基本理念)

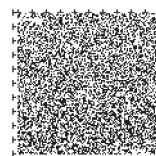
第3条 地域共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 誰もが個性を尊重し合い、学び、様々な主体とのつながりを構築しながら、地域社会を構成する一員として社会参加することができること。
- (2) 誰もが必要な福祉的支援を受けることで、安全で安心した環境の下で生活することができるようすべての市民及び事業者が互いに支え合うことができること。
- (3) 誰もが自らの意思で選択し、又は決定することができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 地域共生社会の実現に向けた必要な支援を受けることができる体制を整備すること。
- (2) 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施すること。



(3) 地域共生社会の実現に向けた認識、理解、取組等を市民及び事業者と共有すること。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、地域共生社会の実現に向けた認識や理解を深めるとともに、地域共生社会の実現に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する地域共生社会を実現するための施策に協力するものとする。

(基本的施策の推進)

第6条 市は、地域共生社会を実現するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 誰もが経済活動、市民活動、余暇等を通じて生きがいを持つことができる施策を推進すること。

(2) 市民及び事業者に対し、福祉的支援を必要とする市民及び当該市民に対する支援を行う者についての理解を図るための施策を推進すること。

(3) 市民及び事業者が行う地域共生社会の実現に向けた活動を支援するための施策を推進すること。

(4) 社会福祉を目的とする事業の全分野と連携して施策を推進すること。

(5) 福祉的支援をする者への地域共生社会を実現するための教育並びに人材育成及び人材確保を促進するための施策を推進すること。

(6) 福祉的支援を必要とする市民であることを理由とする差別的取扱いを受けることのない環境の整備を図るための施策を推進すること。

(7) 福祉的支援を必要とする市民の意思決定支援に係る施策を推進すること。

(8) 手話を含む言語その他の意思疎通手段についての理解を図るための施策を推進すること。

(9) 市民の心身の健康保持を図るため、心身の状態に応じた健康増進、介護予防、認知症予防等の健康な生活を維持するための施策を推進すること。

(10) 福祉的支援を必要とする市民及び当該市民に対する支援を行う者へ必要な情報が行き届くよう、情報発信に係る施策を推進すること。

(11) 福祉的支援を必要とする市民が、個々の状況に合った福祉的サービスを受けられることができる包括的な相談支援体制を充実させるための施策を推進すること。

(財政上の措置)

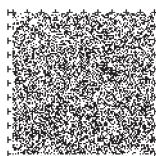
第7条 市は、地域共生社会を実現するための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



7 市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果

① 意見公募期間

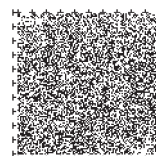
令和6年12月3日（火）～令和7年1月6日（月）

② 素案の公表場所

市ホームページ、共生社会推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、児童発達相談センター、教育サポートセンター

③ 意見募集状況

意見件数2件



8 用語解説

【あ行】

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

人生の最終段階で望む医療やケアなどについて前もって考え、患者本人と家族などの身近な人、医療従事者などと話し合い、共有する取組。

いろは百歳体操

高齢者向け運動プログラムとして、高知県高知市が開発した「いきいき百歳体操」を基にした、志木市版の体操のこと。

いろは楽学塾（いろはらくがくじゅく）

いろは楽学塾は、市の職員や市内企業の社員、そして様々な資格や技能を持った市民やボランティア団体を講師として登録し、みなさんのボランティア活動や生涯学習活動、市民活動を支援する制度。

LLブック

誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のこと。

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

【か行】

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービスを受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う人。

ケアラー

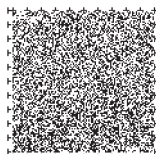
こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

後見ネットワークセンター

相談支援、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成と活動支援を行っている。



【か行】 つづき

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、市が運営主体となつて、介護、医療、福祉、健康など総合的に支援するために設けられ、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の職員が中心となり地域の高齢者の方を支援する。また、保健、医療、介護、福祉等の総合的な相談窓口として、高齢者やその家族、地域住民の方などから様々な相談を受けたり、訪問を行う。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人の相談を受けたり、支援活動をする人と結びつけたり、制度の狭間の問題を協働で解決する専門職。

こんにちは赤ちゃん事業

助産師や母子保健推進員が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。

【さ行】

志木市基幹福祉相談センター

「生活相談センター」「後見ネットワークセンター」「障がい者基幹相談支援センター」3つの相談機能が統合したワンストップ型福祉の相談窓口として、市民の皆様の相談に対応している。

志木市地域共生社会を実現するための条例

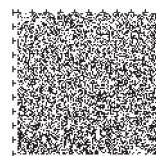
地域共生社会を実現するための施策の推進に関し、基本理念、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、個性、生き方等を尊重し、互いに支え合い、市民誰もが生きがいを持って輝くことができる地域社会の実現を図り、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とした志木市独自の条例。

市民フレイルサポーター

養成研修を修了し、フレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）予防の基礎知識などを学んだ方で、地域のフレイル予防を進めるため、フレイルチェック測定会や普及啓発を行っている。

志民力人材バンク

「市民力」が生きる協働のまちづくりを推進するため、市民の皆さん各々が持つ志民力（知識や経験、技能など）を集約し、市の審議会委員やさまざまな事業を実施するにあたり、バンク登録者の中から協力を依頼し、まちづくり活動に参加していただく制度。



【さ行】 つづき**重層的支援体制整備事業**

市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく制度で、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援がある。

出張子育てサポーター事業

出張子育てサポーター事業「子育て応援パートナー」は、妊娠中や子育て中の不安や困りごとに寄り添い、それぞれのご家庭にあった子育て支援、サービスをご案内している。また、ご希望により、子育て支援施設を初めて利用する方などの同行支援もしている。

障がい者基幹相談支援センター

相談支援、地域移行の取り組み、地域相談支援体制の強化とネットワーク、地域のネットワークづくり、虐待防止・障がい者理解の普及啓発、自立支援協議会の運営を行っている。

スクールソーシャルワーカー

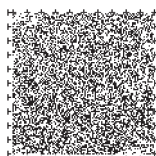
教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術、活動経験の実績等を有する者。

スマート・ウォーカー

健康に対する意識や知識の向上を目的に、いろは健康21プランに基づく志木市の健康づくりに関する事業の普及などに取り組む活動を実践する人。

生活相談センター

自立相談支援、住居確保給付金、就労準備支援、家計改善支援、フードバンク（食料支援）などを行っている。



【た行】

地域ケア会議

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築のためのまちづくりが求められている。地域包括ケアシステムを構築するためには、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめることが重要で、これを実現していく手法の1つとして「地域ケア会議」がある。

地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、また、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムで、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。

【な行】

認知症地域支援推進員

各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。

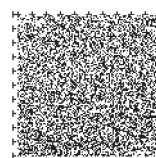
ノーマライゼーション

障がい者も、健常者と同様の生活が出来る様に支援するべきという考え方。また、そこから発展して、障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方としても使われることがある。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

【は行】

パーキング・パーミット制度（埼玉県思いやり駐車場制度）

障がいのある人や、要介護状態の高齢の人、妊産婦や、歩行が困難な人などのための専用駐車スペースを利用する人に対して、利用証を交付する制度。車いすマークなどの専用駐車スペースの適正利用を推進することを目的としている。



【は行】つづき

バリアフリー

対象者である障がいを含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物および状態を指す。

フードバンク事業

各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、食を必要としている方などに無償で提供する活動。志木市基幹福祉相談センターのほかに、志木市社会福祉協議会、NPO 法人志木のまいにちこども食堂などでもフードバンク事業を実施している。

ふれあい館「もくせい」

ふれあい館「もくせい」は、世代の垣根を越えた交流を図り、コミュニティの創出や健康維持増進の場としての活用等を目的とする施設。

ボランティア便利帳

市内を拠点に活動している NPO 法人やボランティア団体、サークル等をジャンル別に登録し、登録団体の活動に参加意欲のある市民からの要望等に基づき、その情報を提供する制度。

【や行】

ヤングケアラー

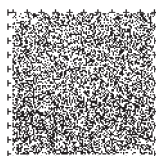
本来大人が担うような家族のケア（家事・介護・幼い兄弟の世話など）を日常的に行っている子ども・若者のこと。

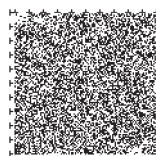
ユニバーサルデザイン

「年齢や能力、状況などにかかわらず、デザインの最初から、できるだけ多くの人が利用可能にすること」がコンセプトである。デザイン対象を障がい者や高齢者に限定していない点が「バリアフリー」とは異なる。

要介護（要支援）認定者

介護保険制度の要介護認定（介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組み）を受け、要支援または要介護と認定された者。





**第5期志木市地域福祉計画
第2期志木市再犯防止推進計画
第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画**

【令和7年度～令和11年度】

発行：令和7年3月

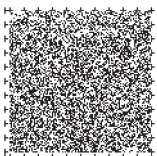
編集：志木市福祉部 共生社会推進課・生活援護課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電話：048-473-1111（代表）

FAX：048-471-7092

<https://www.city.shiki.lg.jp/>



志木市

